

海面共同漁業権漁場計画

倉敷市～笠岡市

(免許番号 1 1 1 ～ 2 0 0 号)

存 続 期 間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 1 5 年 8 月 3 1 日まで

申 請 期 間 公示の日から 1 0 0 日間

免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日

岡山県農林水産部水産課

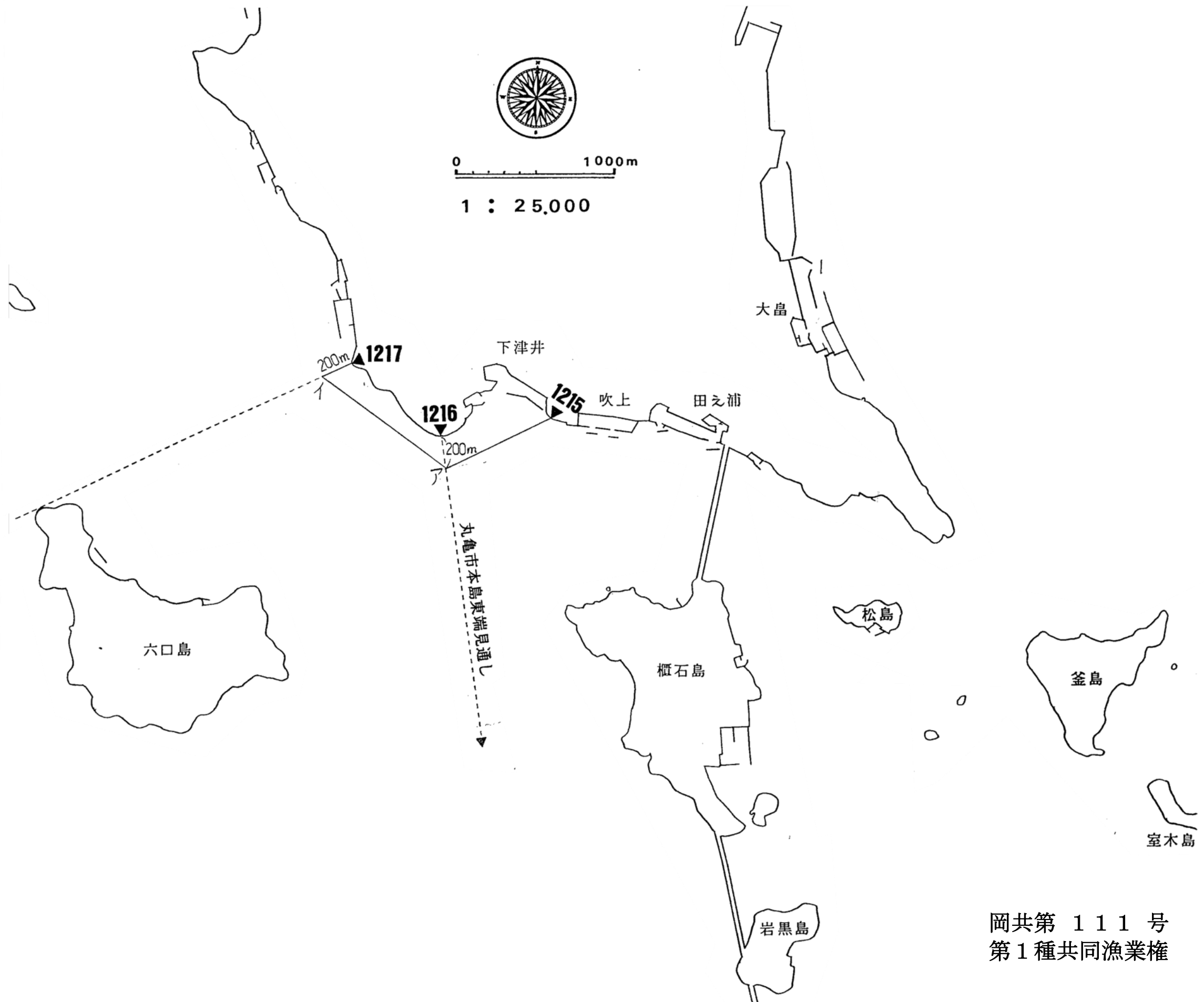
1 免許番号 岡共第 1 1 1 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
わかめ漁業
2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで

3 漁場の位置 倉敷市下津井地先

4 漁場の区域 基点第 1 2 1 5 号、点ア、イ及び基点第 1 2 1 7 号の各点を
順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。
点の位置
基点第 1 2 1 5 号 倉敷市下津井 1 丁目祇園神社
基点第 1 2 1 6 号 倉敷市下津井 4 丁目灯籠崎（西ノ崎）突端に設置し
た標識
基点第 1 2 1 7 号 倉敷市下津井 5 丁目松岩に設置した標識
点ア 基点第 1 2 1 6 号から香川県丸亀市本島東端見通し
線上基点第 1 2 1 6 号から 2 0 0 メートルの点
点イ 基点第 1 2 1 7 号から倉敷市六口島北西端見通し線
上基点第 1 2 1 7 号から 2 0 0 メートルの点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡共第 111 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 1 2 号

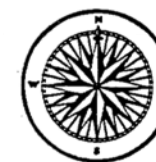
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
あさり漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 倉敷市堅場島東地先

4 漁場の区域 基点第 1 2 0 2 号、点ア、イ及び基点第 1 2 0 2 号の各点を
順次結んだ 3 直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 2 0 1 号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識
基点第 1 2 0 2 号 倉敷市堅場島南端に設置した標識
基点第 1 2 0 4 号 倉敷市児島田の口 5 丁目田の口東防波堤突端灯籠
点ア 基点第 1 2 0 1 号から基点第 1 2 0 2 号見通し線
と、基点第 1 2 0 4 号から玉野市大槌島東北端見通し
線との交差点
点イ 基点第 1 2 0 2 号から玉野市日比 6 丁目鼻操鼻突端
見通し線と、基点第 1 2 0 4 号から玉野市大槌島東北
端見通し線との交差点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）

倉敷市



0 1000

1 : 25000

味野

元浜町

大島

玉野市

1201

堅場島

1202

日比操鼻先端見通し

大槌島東北端見通し

岡共第 112 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第113号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市大島、児島（元浜町、味野、下の町、田の口、唐琴）
地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた
区域

（1）基点第1201号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点ケの各点
を順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただ
し、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識
- 基点第1203号 倉敷市児島唐琴4丁目鵜石鼻防波堤突端に設置した
標識
- 基点第1206号 倉敷市児島下の町9－18－34福山通運株式会社
児島営業所岸壁南西端角に設置した標識
- 基点第1210号 倉敷市児島元浜町児島ボートレース場駐車場東側護
岸角に設置した標識
- 基点第1212号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識
- 基点第1257号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識
- 基点第1286号 倉敷市児島小川町3697－4倉敷市児島環境セン
ター岸壁東端角に設置した標識
- 基点第1287号 倉敷市大島地先大規模増殖場護岸北東端角に設置し
た標識

点ア 基点第1201号から香川県坂出市王越町乃生岬西端
見通し線上基点第1201号から100メートルの点

点イ 基点第1203号から倉敷市堅場島東端見通し線上基
点第1203号から100メートルの点

点ウ 基点第1206号から倉敷市堅場島西端見通し線上基
点第1206号から100メートルの点

点エ 基点第1286号から倉敷市堅場島北端見通し線上基
点第1286号から100メートルの点

点オ 基点第1257号から倉敷市堅場島北端見通し線上基
点第1257号から100メートルの点

点カ 基点第1210号から倉敷市堅場島北端見通し線上基
点第1210号から100メートルの点

点キ 基点第1287号から倉敷市堅場島北端見通し線上基
点第1287号から100メートルの点

点ク 基点第1212号から倉敷市堅場島南端見通し線上基
点第1212号から100メートルの点

点ケ 基点第1212号から倉敷市釜島西端見通し線上基点
第1212号から100メートルの点

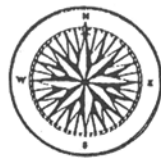
（2）点A、B、C、及び点Dを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによっ
て囲まれた区域

点の位置

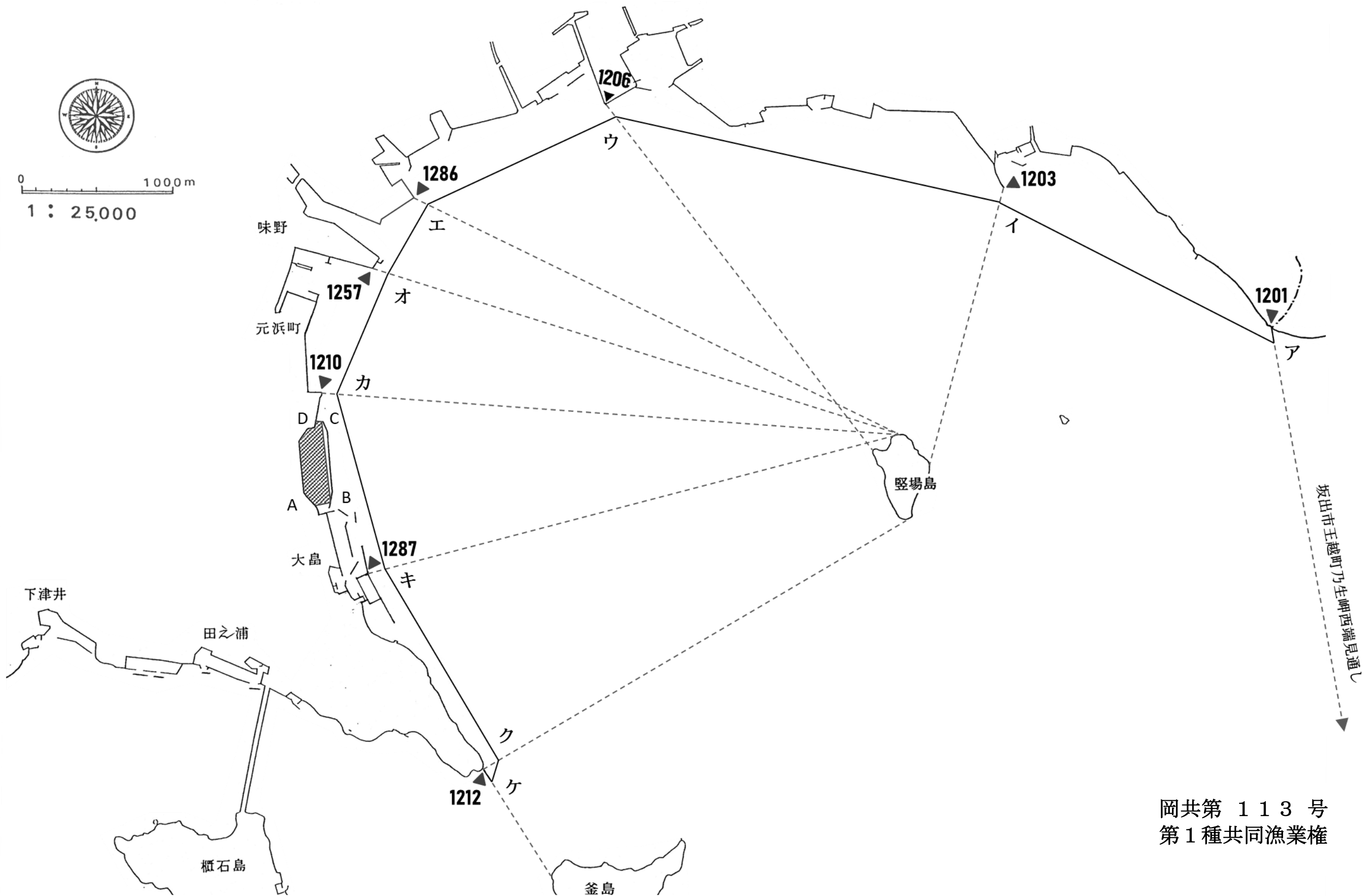
- 点A 倉敷市大島1丁目1743番地（同6番13号）北端より市道上パ
ラペットの側溝の南端に設置した標識
- 点B 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤上部南端（水平面南端）
- 点C 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤北端（基部）
- 点D 倉敷市児島元浜町88番地22地先児島ボートレース場北の側壁
の東端に設置した標識

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）

倉敷市



0 1000m
1 : 25,000



岡共第 113 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 1 4 号

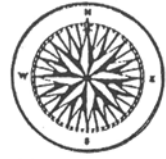
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
なまこ漁業
1 1 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 倉敷市堅場島地先

4 漁場の区域 倉敷市堅場島の最大高潮時海岸線から 1 5 0 メートルの線に
よって囲まれた区域

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）

倉敷市



0 1000 m

1 : 25,000

味野

元浜町

大島

下津井

田之浦

櫃石島

釜島

150 m

豎場島

岡共第 114 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 1 5 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
なまこ漁業
1 1 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで
わかめ漁業
2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで

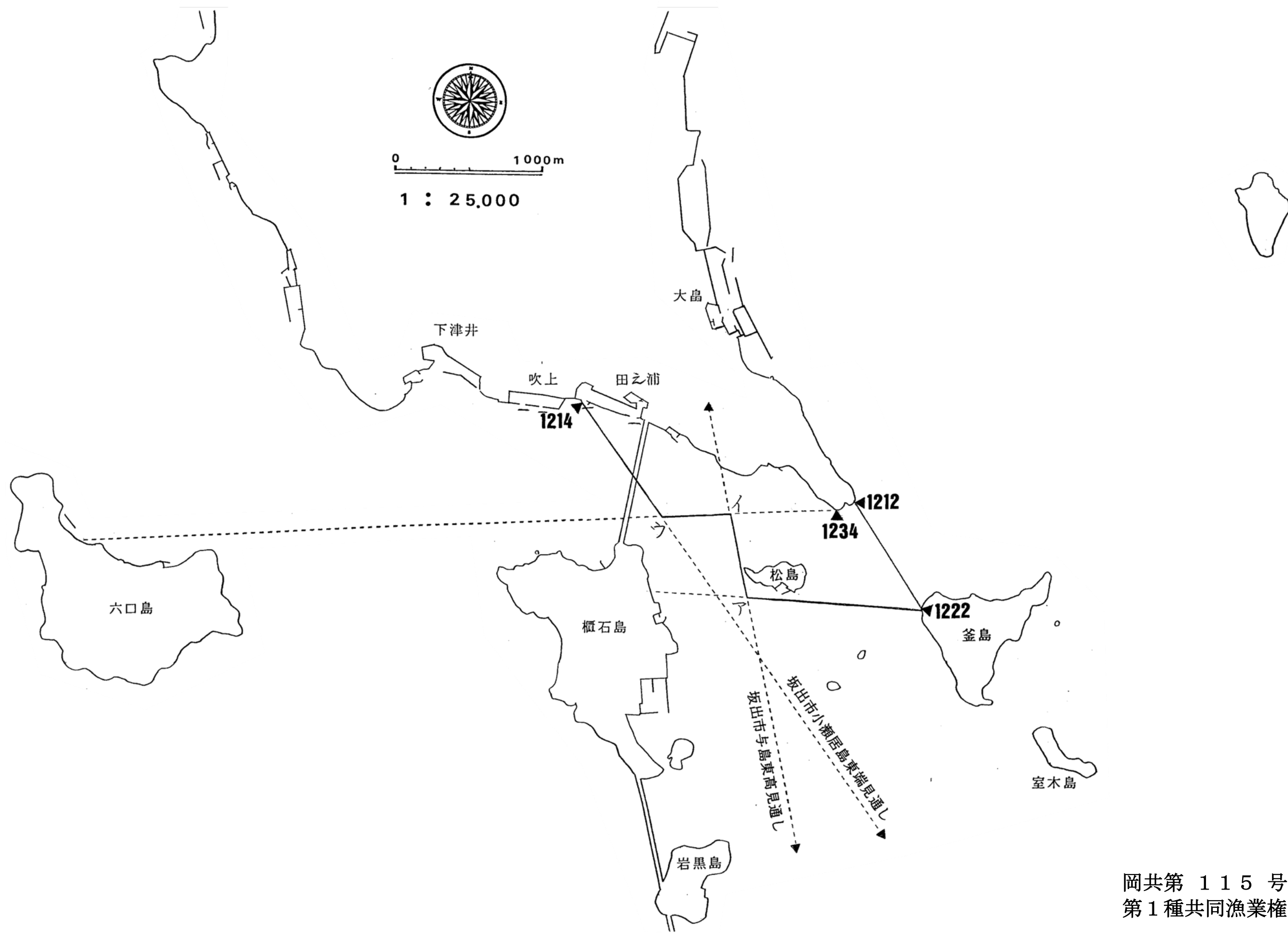
3 漁場の位置 倉敷市下津井地先

4 漁場の区域 基点第 1 2 1 2 号、第 1 2 2 2 号、点ア、イ、ウ及び基点第 1 2 1 4 号の各点を順次結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第 1 2 1 2 号 倉敷市大畠久須美鼻突端に設置した標識
- 基点第 1 2 1 4 号 倉敷市下津井吹上 2 丁目吹上港西防波堤灯籠
- 基点第 1 2 2 2 号 倉敷市釜島西端に設置した標識
- 基点第 1 2 3 4 号 倉敷市大畠久須美鼻南端に設置した標識
- 点ア 基点第 1 2 2 2 号から香川県坂出市櫃石島合戸鼻見
通し線と、倉敷市大畠鷺羽山山頂から香川県坂出市与
島東の高見通し線との交差点
- 点イ 基点第 1 2 3 4 号から倉敷市六口島牛ケ首見通し線
と、倉敷市大畠鷺羽山山頂から香川県坂出市与島東の
高見通し線との交差点
- 点ウ 基点第 1 2 3 4 号から倉敷市六口島牛ケ首見通し線
と、基点第 1 2 1 4 号から香川県坂出市小瀬居島東端
見通し線との交差点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡共第 115 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 1 6 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
わかめ漁業
2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで

3 漁場の位置 倉敷市釜島地先

4 漁場の区域 基点第 1 2 2 0 号と点ア、基点第 1 2 2 1 号と点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第 1 2 2 0 号と基点第 1 2 2 1 号の間（釜島東側）における最大高潮時海岸線から沖出し 1 5 0 メートルの線によって囲まれた区域及び基点第 1 2 2 1 号と点ウ、基点第 1 2 2 0 号と点エをそれぞれ結んだ直線並びに基点第 1 2 2 1 号と基点第 1 2 2 0 号の間（釜島西側）における最大高潮時海岸線から沖出し 3 0 メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

基点第 1 2 2 0 号 倉敷市釜島東北端に設置した標識

基点第 1 2 2 1 号 倉敷市釜島南端に設置した標識

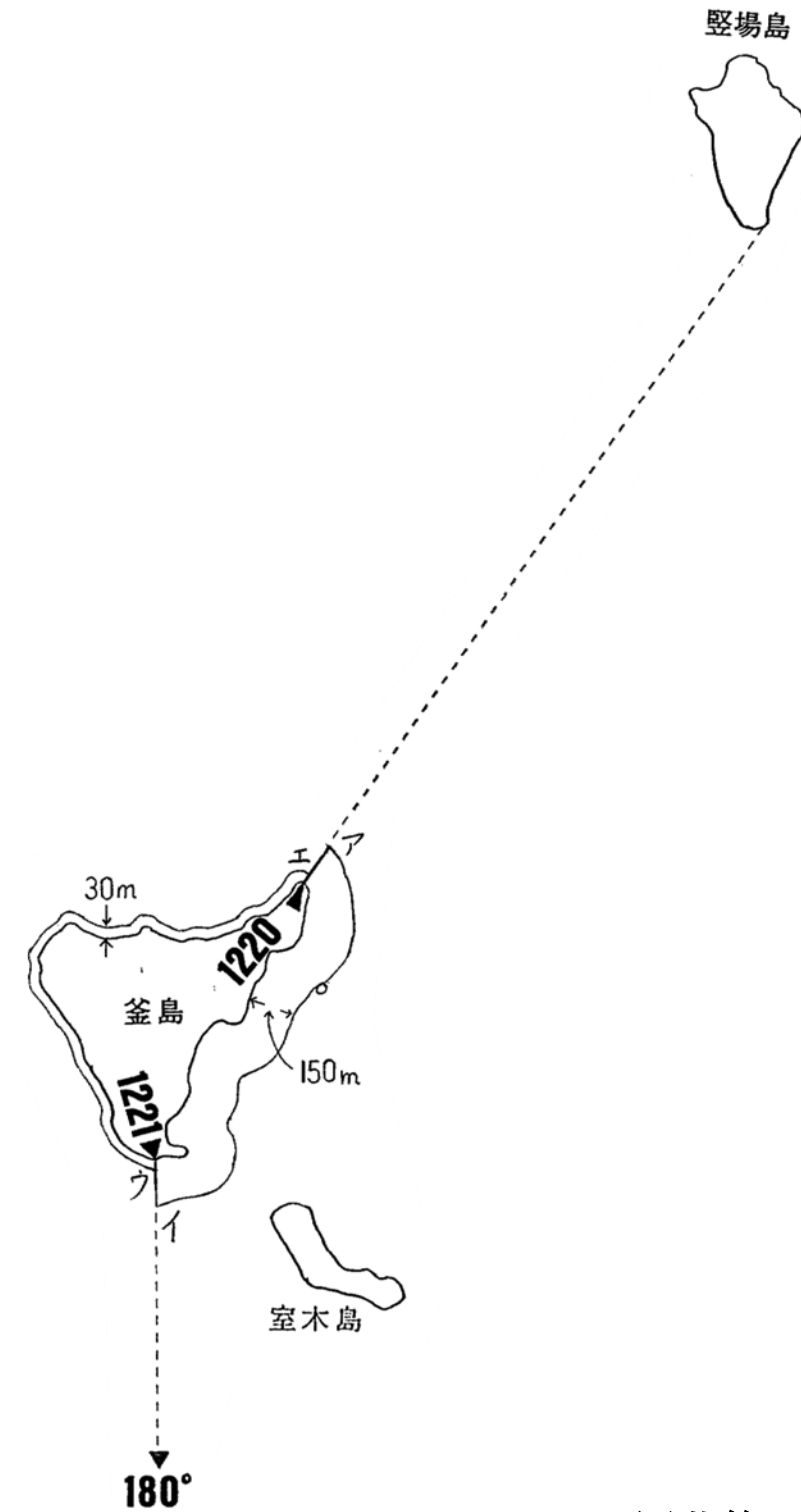
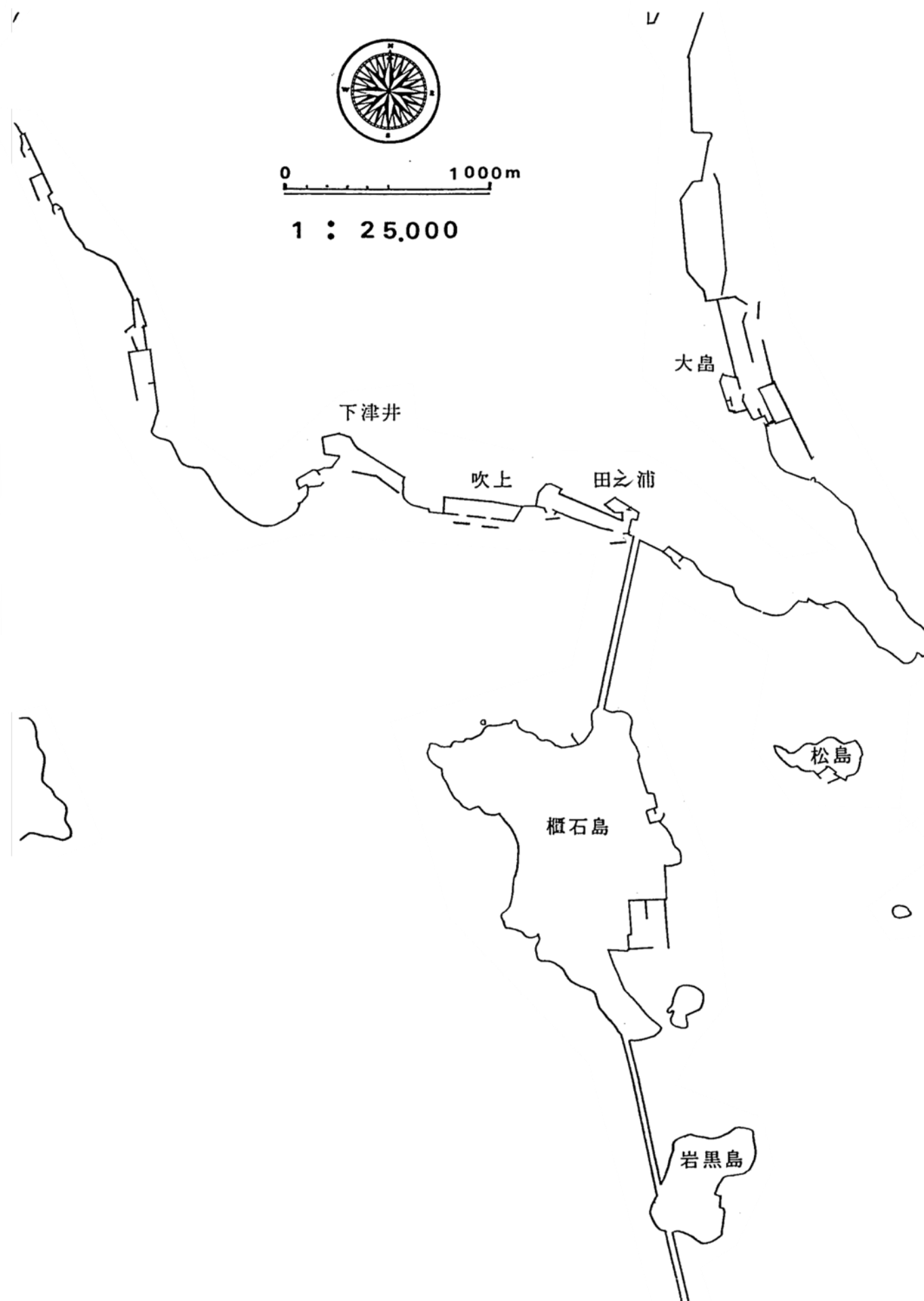
点ア 基点第 1 2 2 0 号から倉敷市堅場島南東端見通し線上基点第 1 2 2 0 号から 1 5 0 メートルの点

点イ 基点第 1 2 2 1 号から真方位 1 8 0 度見通し線上基点第 1 2 2 1 号から 1 5 0 メートルの点

点ウ 基点第 1 2 2 1 号から真方位 1 8 0 度見通し線上基点第 1 2 2 1 号から 3 0 メートルの点

点エ 基点第 1 2 2 0 号から倉敷市堅場島南東端見通し線上基点第 1 2 2 0 号から 3 0 メートルの点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡共第 116 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 1 7 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
わかめ漁業
2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで

3 漁場の位置 倉敷市六口島地先

4 漁場の区域 基点第 1 2 2 5 号と点ア、基点第 1 2 2 7 号と点イをそれぞれ結んだ直線並びに基点第 1 2 2 5 号と基点第 1 2 2 7 号の間（六口島西側）における最大高潮時海岸線から沖出し 1 5 0 メートルの線によって囲まれた区域及び基点第 1 2 2 7 号と点ウ、基点第 1 2 2 5 号と点エをそれぞれ結んだ直線並びに基点第 1 2 2 7 号と基点第 1 2 2 5 号の間（六口島東側）における最大高潮時海岸線から沖出し 3 0 メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

基点第 1 2 2 5 号 倉敷市六口島南端に設置した標識

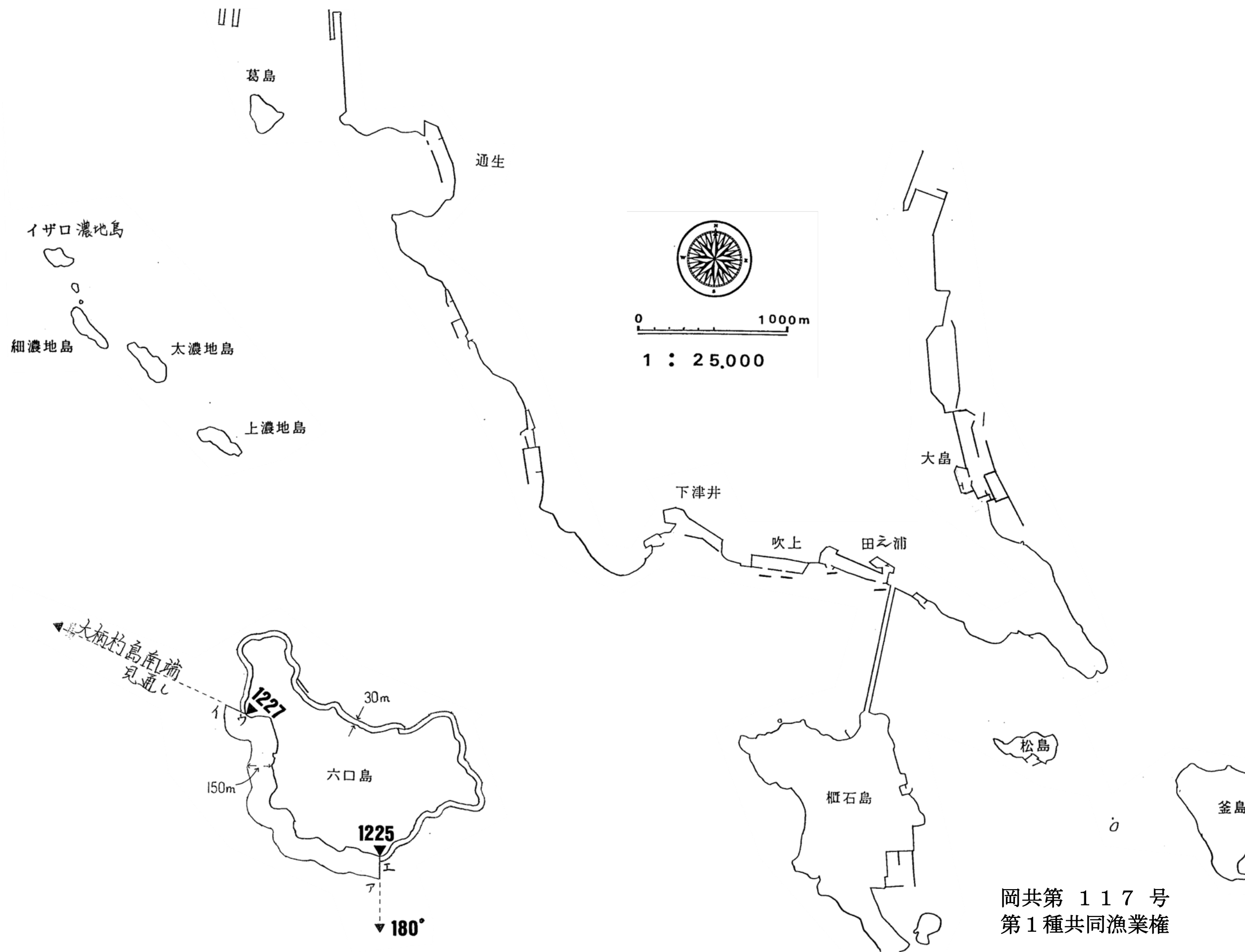
基点第 1 2 2 7 号 倉敷市六口島西の中浜突端（大首西ノ鼻）に設置した標識

点ア 基点第 1 2 2 5 号から真方位 1 8 0 度見通し線上基点第 1 2 2 5 号から 1 5 0 メートルの点

点イ 基点第 1 2 2 7 号から倉敷市大柄杓島南端見通し線上基点第 1 2 2 7 号から 1 5 0 メートルの点

点ウ 基点第 1 2 2 7 号から倉敷市大柄杓島南端見通し線上基点第 1 2 2 7 号から 3 0 メートルの点

点エ 基点第 1 2 2 5 号から真方位 1 8 0 度見通し線上基点第 1 2 2 5 号から 3 0 メートルの点



岡共第 117 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 1 8 号

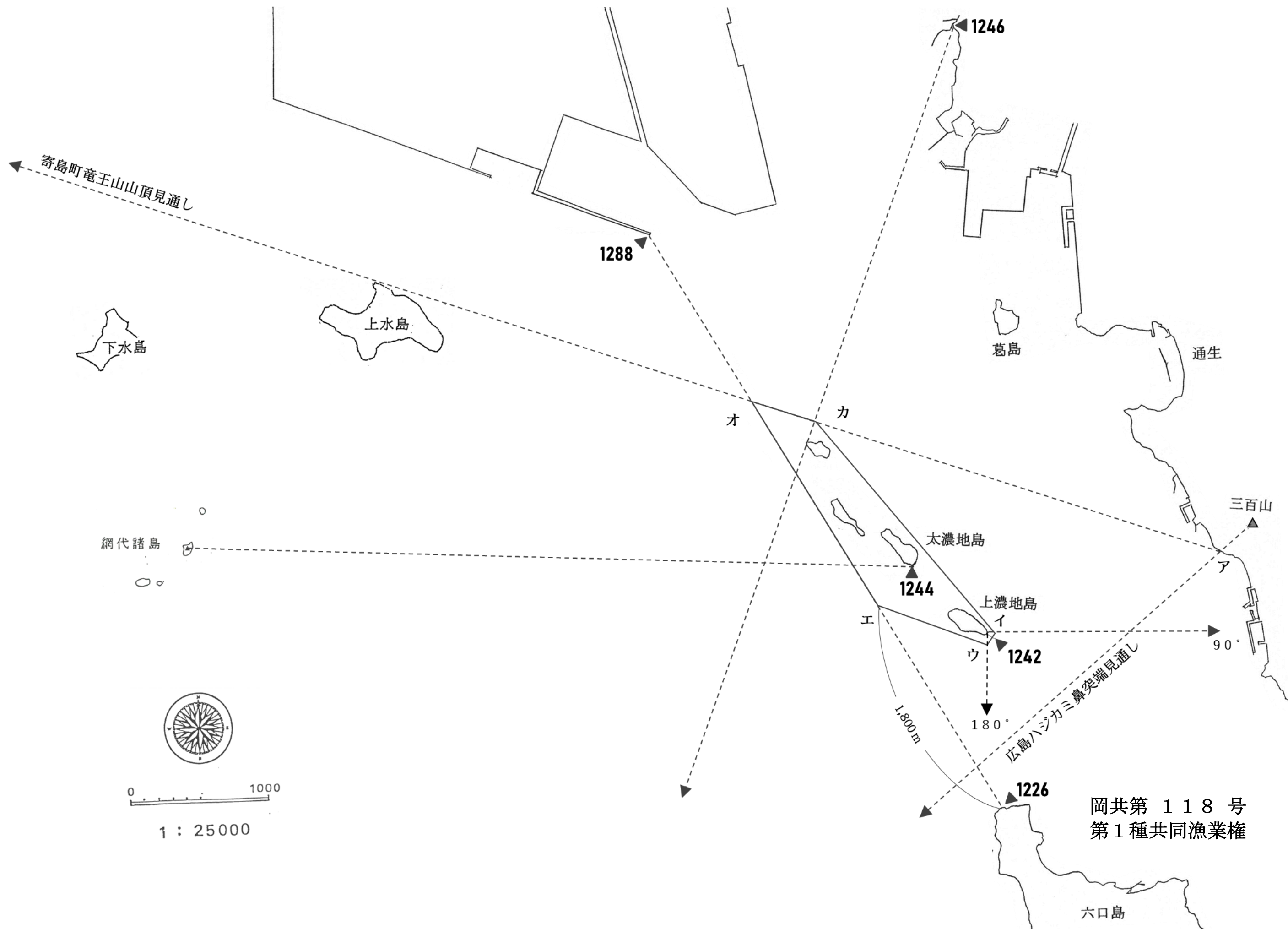
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
わかめ漁業
2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで

3 漁場の位置 倉敷市濃地諸島地先

4 漁場の区域 点イ、ウ、エ、オ、カ及び点イの各点を順次結んだ 5 直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
点の位置
基点第 1 2 2 6 号 倉敷市六口島北西端に設置した標識
基点第 1 2 4 2 号 倉敷市上濃地島東端に設置した標識
基点第 1 2 4 4 号 倉敷市太濃地島南端に設置した標識
基点第 1 2 4 6 号 倉敷市児島塩生高島北端南側防波堤基部に設置した
標識
基点第 1 2 8 8 号 倉敷市水島川崎通 1 丁目地先水島港西 1 号防波堤突端
に設置した標識
点ア 倉敷市菰池 2 丁目三百山三角点から香川県丸亀市広島
町広島ハジカミ鼻突端見通し線と倉敷市下津井大室海岸
線との交差点
点イ 基点第 1 2 4 2 号から真方位 9 0 度見通し線上基点第
1 2 4 2 号から 5 0 メートルの点
点ウ 基点第 1 2 4 2 号から真方位 1 8 0 度見通し線上基点
第 1 2 4 2 号から 1 0 0 メートルの点
点エ 基点第 1 2 8 8 号から基点第 1 2 2 6 号見通し延長線
上基点第 1 2 2 6 号から 1 8 0 0 メートルの点
点オ 基点第 1 2 8 8 号から基点第 1 2 2 6 号見通し延長線
と点アから浅口市寄島町竜王山山頂見通し線との交差点
点カ 基点第 1 2 4 6 号から倉敷市イザロ濃地島西端見通し

線と点アから浅口市寄島町竜王山山頂見通し線との交差
点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



1 免許番号 岡共第 1 1 9 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
わかめ漁業
2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで

3 漁場の位置 倉敷市上水島地先

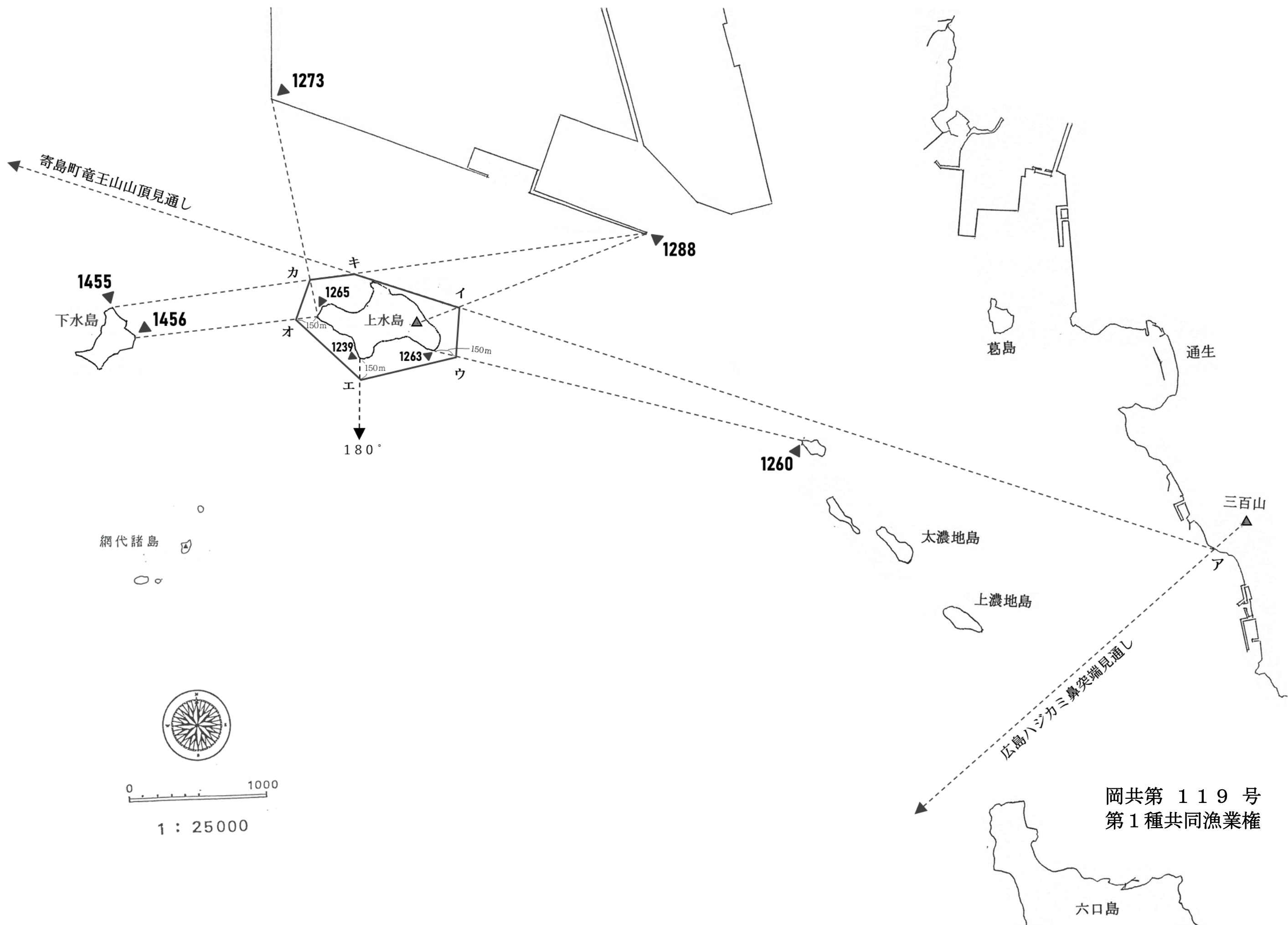
4 漁場の区域 点イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点イの各点を順次結んだ 6 直
線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第 1 2 3 9 号 倉敷市上水島南端に設置した標識
- 基点第 1 2 6 0 号 倉敷市イザロ濃地島西端に設置した標識
- 基点第 1 2 6 3 号 倉敷市上水島南東端に設置した標識
- 基点第 1 2 6 5 号 倉敷市上水島西端に設置した標識
- 基点第 1 2 7 3 号 倉敷市水島川崎通 1 丁目 J F E スチール西南端に設置した標識
- 基点第 1 2 8 8 号 倉敷市水島川崎通 1 丁目地先水島港西 1 号防波堤突端に設置した標識
- 基点第 1 4 5 5 号 倉敷市下水島北端に設置した標識
- 基点第 1 4 5 6 号 倉敷市下水島東端に設置した標識
- 点ア 倉敷市菰池 2 丁目三百山三角点から香川県丸亀市広島町広島ハジカミ鼻突端見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点
- 点イ 点アから浅口市寄島町竜王山山頂見通し線と基点第 1 2 8 8 号から上水島高頂見通し線との交差点
- 点ウ 基点第 1 2 6 3 号から基点第 1 2 6 0 号見通し線上基点第 1 2 6 3 号から 1 5 0 メートルの点
- 点エ 基点第 1 2 3 9 号から真方位 1 8 0 度見通し線上基点第 1 2 3 9 号から 1 5 0 メートルの点

- 点オ 基点第 1 2 6 5 号から基点第 1 4 5 6 号見通し線上基点第 1 2 6 5 号から 1 5 0 メートルの点
- 点カ 基点第 1 2 6 5 号から基点第 1 2 7 3 号見通し線と基点第 1 2 8 8 号から基点第 1 4 5 5 号見通し線との交差点
- 点キ 点アから浅口市寄島町竜王山山頂見通し線と基点第 1 2 8 8 号から基点第 1 4 5 5 号見通し線との交差点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



1 免許番号 岡共第 1 2 0 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
わかめ漁業
2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで

3 漁場の位置 倉敷市網代諸島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次結んだ 4 直線と最大
高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

点の位置

基点第 1 2 2 7 号 倉敷市六口島西の中浜突端（大首西ノ鼻）に設置した
標識

基点第 1 2 4 4 号 倉敷市太濃地島南端に設置した標識

基点第 1 2 6 5 号 倉敷市上水島西端に設置した標識

基点第 1 4 4 9 号 倉敷市大柄杓島島頂に設置した標識

基点第 1 4 5 8 号 倉敷市下水島南端に設置した標識

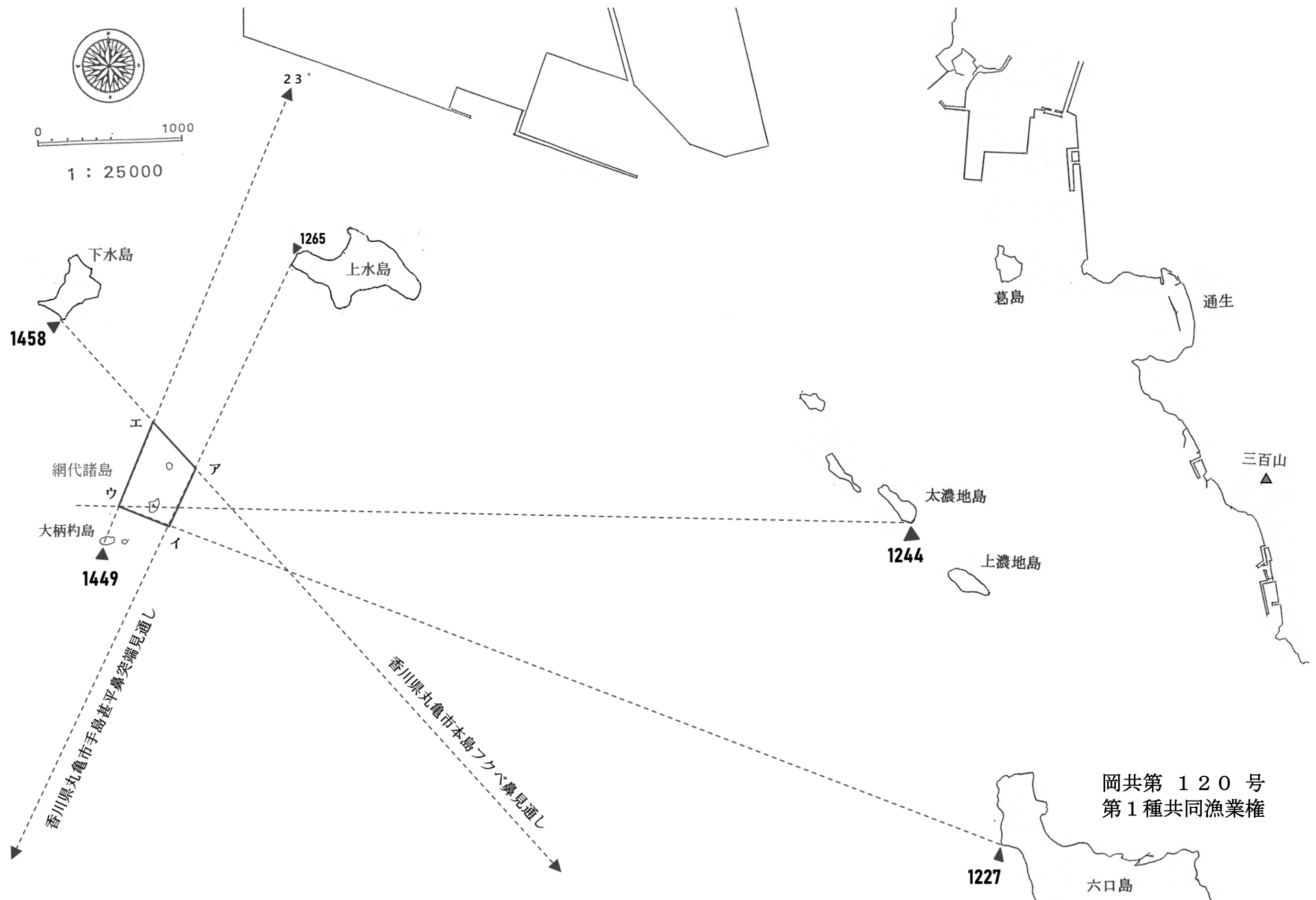
点ア 基点第 1 4 5 8 号から香川県丸亀市本島フクベ鼻見通
し線と基点第 1 2 6 5 号から香川県丸亀市手島甚平鼻突
端見通し線との交差点

点イ 基点第 1 2 6 5 号から香川県丸亀市手島甚平鼻突端見
通し線と基点第 1 2 2 7 号から点ウとの交差点

点ウ 基点第 1 2 4 4 号から倉敷市小杓島島頂見通し線と基
点第 1 4 4 9 号から真方位 2 3 度見通し線との交差点

点エ 基点第 1 4 4 9 号から真方位 2 3 度見通し線と基点第
1 4 5 8 号から香川県丸亀市本島フクベ鼻見通し線との
交差点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



1 免許番号 岡共第 1 2 1 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
わかめ漁業
2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで

3 漁場の位置 倉敷市大畠地先

4 漁場の区域 基点第 1 2 1 1 号、点ア、イ及び基点第 1 2 1 2 号の各点を
順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

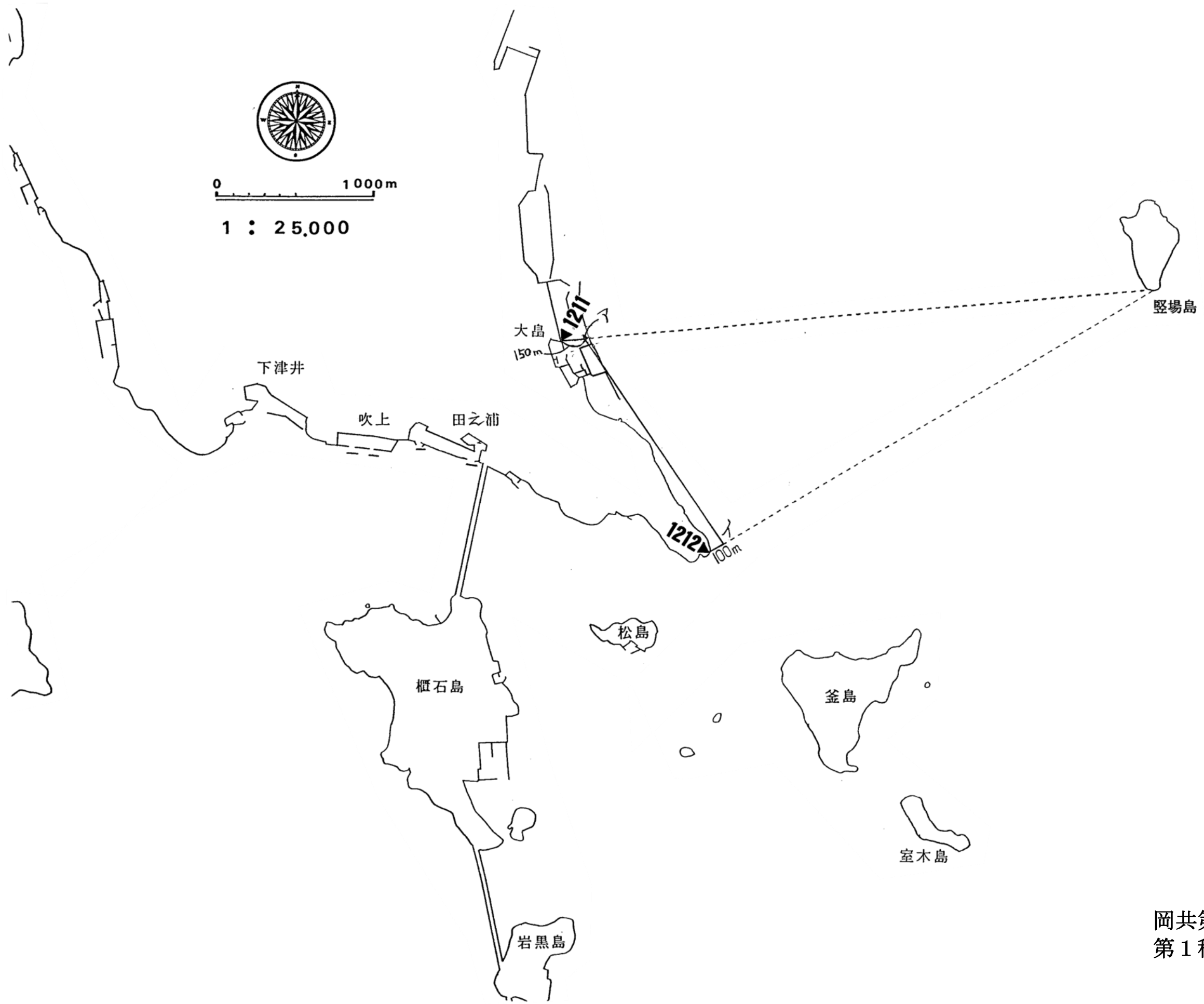
基点第 1 2 1 1 号 倉敷市大畠 1 丁目大畠漁港北波止基部に設置した標
識

基点第 1 2 1 2 号 倉敷市大畠久須美鼻突端に設置した標識

点ア 基点第 1 2 1 1 号から倉敷市堅場島南端見通し線上
基点第 1 2 1 1 号から 1 5 0 メートルの点

点イ 基点第 1 2 1 2 号から倉敷市堅場島南端見通し線上
基点第 1 2 1 2 号から 1 0 0 メートルの点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡共第 1 2 1 号
第 1 種共同漁業権

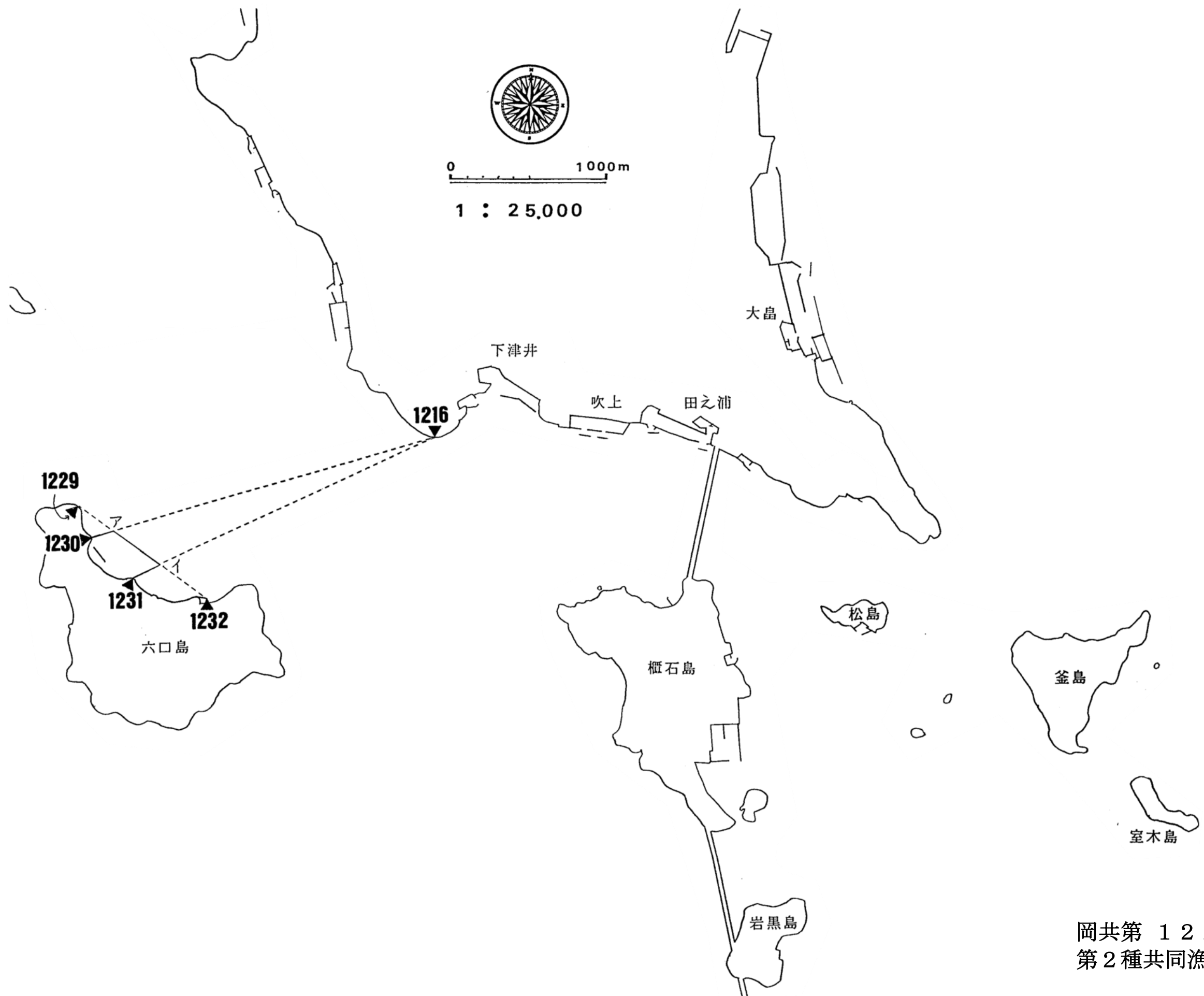
1 免許番号 岡共第122号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市六口島北地先

4 漁場の区域 基点第1230号、点ア、イ及び基点第1231号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1216号 倉敷市下津井4丁目灯籠崎（西ノ崎）突端に設置し
た標識
基点第1229号 倉敷市六口島牛の首北東端に設置した標識
基点第1230号 倉敷市六口島大首鼻赤辺の石に設置した標識
基点第1231号 倉敷市六口島茶屋鼻突端に設置した標識
基点第1232号 倉敷市六口島柳谷防波堤突端に設置した標識
点ア 基点第1230号から基点第1216号見通し線
と、基点第1229号から基点第1232号見通し線
との交差点
点イ 基点第1231号から基点第1216号見通し線
と、基点第1229号から基点第1232号見通し線
との交差点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡共第 1 2 2 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 2 3 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 倉敷市六口島西地先

4 漁場の区域 基点第 1 2 4 0 号、点ア、イ及び基点第 1 2 4 1 号の各点を
順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 2 2 7 号 倉敷市六口島西の中浜突端（大首西ノ鼻）に設置し
た標識
基点第 1 2 4 0 号 倉敷市六口島五重の石塔
基点第 1 2 4 1 号 倉敷市六口島長谷鼻に設置した標識
点ア 基点第 1 2 4 0 号から香川県丸亀市手島高ノ越見通
し線と、基点第 1 2 2 7 号から香川県丸亀市本島フク
ベ鼻見通し線との交差点
点イ 基点第 1 2 4 1 号から香川県広島ハジカミ鼻見通し
線と、基点第 1 2 2 7 号から香川県丸亀市本島フクベ
鼻見通し線との交差点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）

1 免許番号 岡共第 1 2 4 号

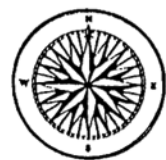
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島田の口、唐琴地先

4 漁場の区域 基点第 1 2 0 1 号、点ア及び基点第 1 2 0 6 号の各点を順次
結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た
だし、河川、溝渠等の区域は除く。
点の位置
基点第 1 2 0 1 号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識
基点第 1 2 0 6 号 倉敷市児島下の町 9 丁目 1 8 ー 3 4 福山通運(株)児
島営業所岸壁南西端角に設置した標識
基点第 1 2 0 7 号 倉敷市児島下の町 1 0 丁目 1 8 番港防波堤基部から
突端に向け最初の曲角に設置した標識
点ア 基点第 1 2 0 1 号から基点第 1 2 0 7 号見通し線
と、基点第 1 2 0 6 号から倉敷市釜島東端見通し線と
の交差点

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）

倉敷市



0 1000m

1 : 25,000

味野

元浜町

大島

下津井

田之浦

松島

樫石島

父島

豎場島

1206

1207

1201

岡共第 124 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第125号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市児島地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域
（1）基点第1201号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び点スの各点を順次結んだ13直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識
- 基点第1205号 倉敷市児島田の口6丁目雁山岬突端に設置した標識
- 基点第1212号 倉敷市大島久須美鼻突端に設置した標識
- 基点第1215号 倉敷市下津井1丁目祇園神社
- 基点第1222号 倉敷市釜島西端に設置した標識
- 基点第1225号 倉敷市六口島南端に設置した標識
- 基点第1226号 倉敷市六口島北西端に設置した標識
- 基点第1234号 倉敷市大島久須美鼻南端に設置した標識
- 点ア 基点第1201号から香川県坂出市王越町乃生岬西端見通し線と、基点第1212号から玉野市向日比松ヶ鼻見通し線との交差点
- 点イ 基点第1205号から香川県坂出市与島町室木島東端見通し線と、基点第1212号から玉野市大槌島南端見通し線との交差点
- 点ウ 基点第1205号から香川県坂出市与島町室木島東端見通し線と、香川県坂出市与島櫃石島タテワ高から

玉野市大槌島北端見通し線との交差点

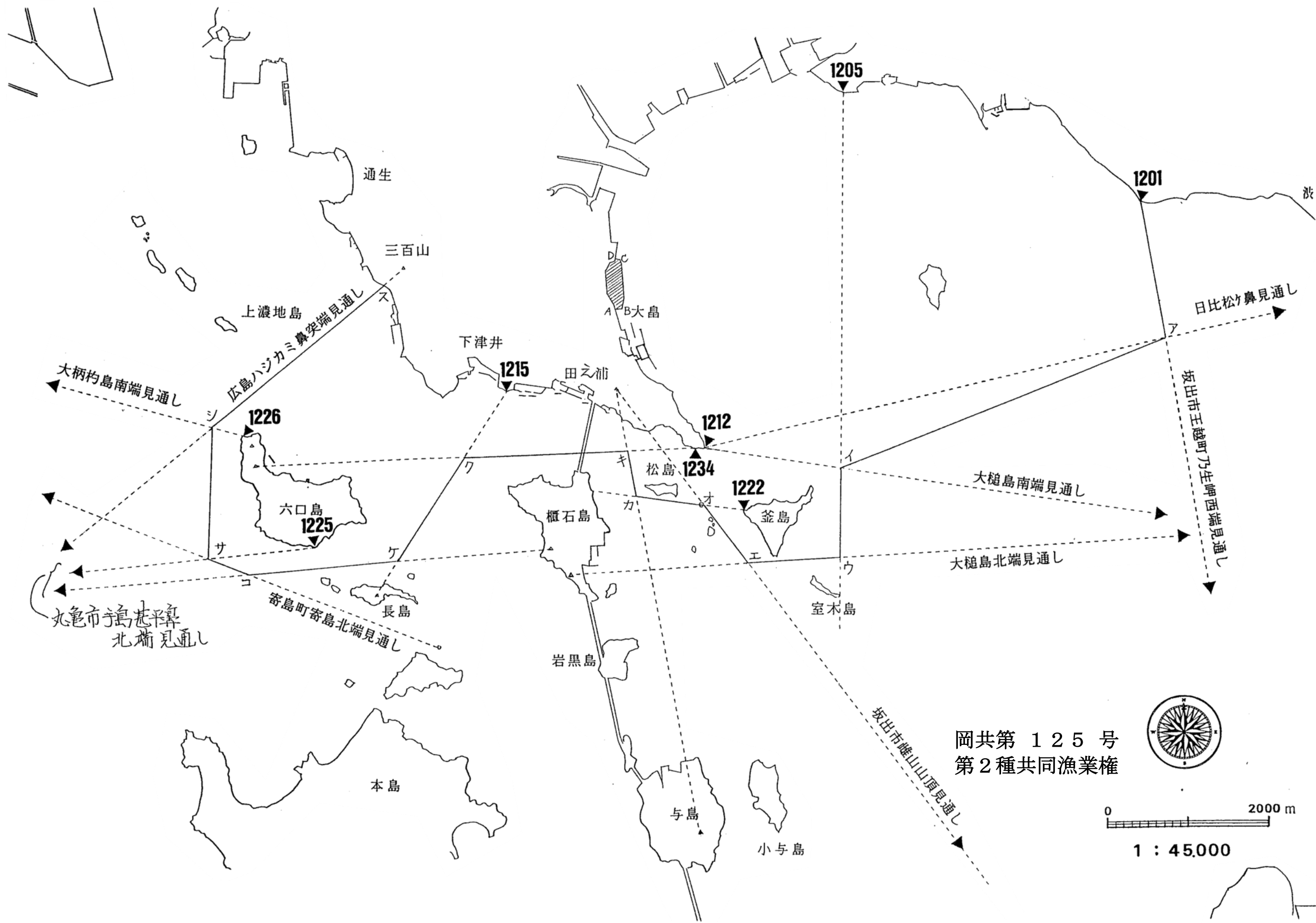
- 点エ 倉敷市大島鷺羽山山頂から香川県坂出市雌山山頂見通し線と、香川県坂出市与島町櫃石島タテワ高から玉野市大槌島北端見通し線との交差点
- 点オ 倉敷市大島鷺羽山山頂から香川県坂出市雌山山頂見通し線と、基点第1222号から香川県坂出市与島町櫃石島合戸鼻見通し線との交差点
- 点カ 倉敷市大島鷺羽山山頂から香川県坂出市与島町与島東の高見通し線と、基点第1222号から香川県坂出市与島町櫃石島合戸鼻見通し線との交差点
- 点キ 倉敷市大島鷺羽山山頂から香川県坂出市与島町与島東の高見通し線と、基点第1234号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線との交差点
- 点ク 基点第1234号から倉敷市六口島牛ヶ首見通し線と、基点第1215号から香川県丸亀市本島町長島高頂見通し線との交差点
- 点ケ 基点第1215号から香川県丸亀市本島町長島高頂見通し線と、香川県坂出市与島町櫃石島西浜の高から香川県丸亀市手島甚平鼻北端見通し線との交差点
- 点コ 香川県坂出市与島町櫃石島西の浜高から香川県丸亀市手島甚平鼻北端見通し線と、香川県丸亀市本島町雀ノ子島島頂から浅口市寄島町寄島北端見通し線との交差点
- 点サ 香川県丸亀市本島町雀ノ子島島頂から浅口市寄島町寄島北東端見通し線と、基点第1225号から香川県丸亀市手島甚平鼻北端見通し線との交差点
- 点シ 基点第1226号から倉敷市大柄杓島南端見通し線と、点スから香川県丸亀市広島ハジカミ鼻見通し線との交差点
- 点ス 倉敷市菰池2丁目三百山三角点から香川県丸亀市広島ハジカミ鼻見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点

（2）点A、B、C、及び点Dを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

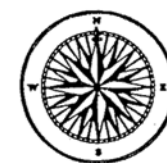
点の位置

- 点A 倉敷市大島1丁目1743番地（同6番13号）北端より市道上
パラペットの側溝の南端に設置した標識
- 点B 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤上部南端（水平面南端）
- 点C 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤北端（基部）
- 点D 倉敷市児島元浜町88番地22地先児島ボートレース場北の側壁
の東端に設置した標識

5 関係地区 倉敷市（旧児島市）



岡共第 125 号
第2種共同漁業権



0 2000 m

1 : 45,000

1 免許番号 岡共第126号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市濃地諸島、上水島地先

4 漁場の区域 点イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点イの各点を順次結んだ7直線によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線によって囲まれた陸地、及び点ケ、コ、サ、シを順次結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。

点の位置

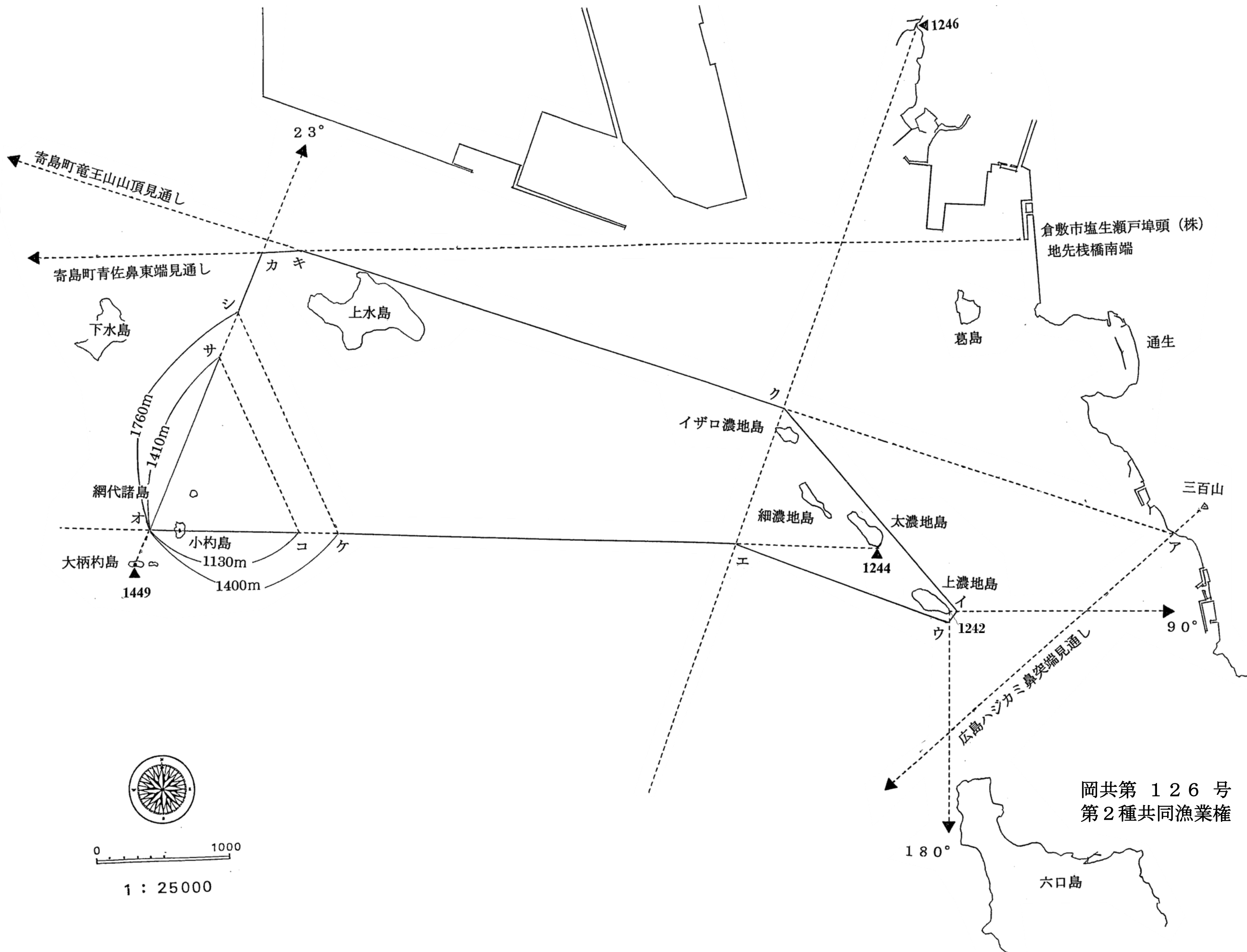
- 基点第1242号 倉敷市上濃地島東端に設置した標識
- 基点第1244号 倉敷市太濃地島南端に設置した標識
- 基点第1246号 倉敷市児島塩生高島北端南側防波堤基部に設置した標識
- 基点第1449号 倉敷市大柄杓島島頂に設置した標識
- 点ア 倉敷市菰池2丁目三百山三角点から香川県丸亀市広島町広島ハジカミ鼻突端見通し線と倉敷市下津井大室海岸線との交差点
- 点イ 基点第1242号から真方位90度見通し線上基点第1242号から50メートルの点
- 点ウ 基点第1242号から真方位180度見通し線上基点第1242号から100メートルの点
- 点エ 基点第1246号から倉敷市イザロ濃地島西端見通し延長線と、基点第1244号から倉敷市小杓島島頂見通し線との交差点
- 点オ 基点第1449号から真方位23度見通し線と、基点第1244号から倉敷市小杓島島頂見通し延長線と

の交差点

- 点カ 基点第1449号から真方位23度見通し線と、倉敷市児島塩生瀬戸埠頭(株)地先栈橋南端から浅口市寄島町青佐鼻東端見通し線との交差点
- 点キ 点アから浅口市寄島町竜王山山頂見通し線と倉敷市児島塩生瀬戸埠頭(株)地先栈橋南端から浅口市寄島町青佐鼻東端見通し線との交差点
- 点ク 基点第1246号から倉敷市イザロ濃地島西端見通し線と点アから浅口市寄島町竜王山山頂見通し線との交差点
- 点ケ 点オから基点1244号見通し線上、点オから1400メートルの点
- 点コ 点オから基点1244号見通し線上、点オから1130メートルの点
- 点サ 点オから真方位23度見通し線上、点オから1410メートルの点
- 点シ 点オから真方位23度見通し線上、点オから1760メートルの点

- 5 制限又は条件
- (1) まきえ釣漁業の竿先100メートル以内で操業してはならない
 - (2) 魚類を威嚇して(狩る)操業してはならない

6 関係地区 倉敷市(旧児島市)



岡共第 126 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 2 7 号

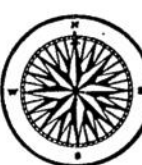
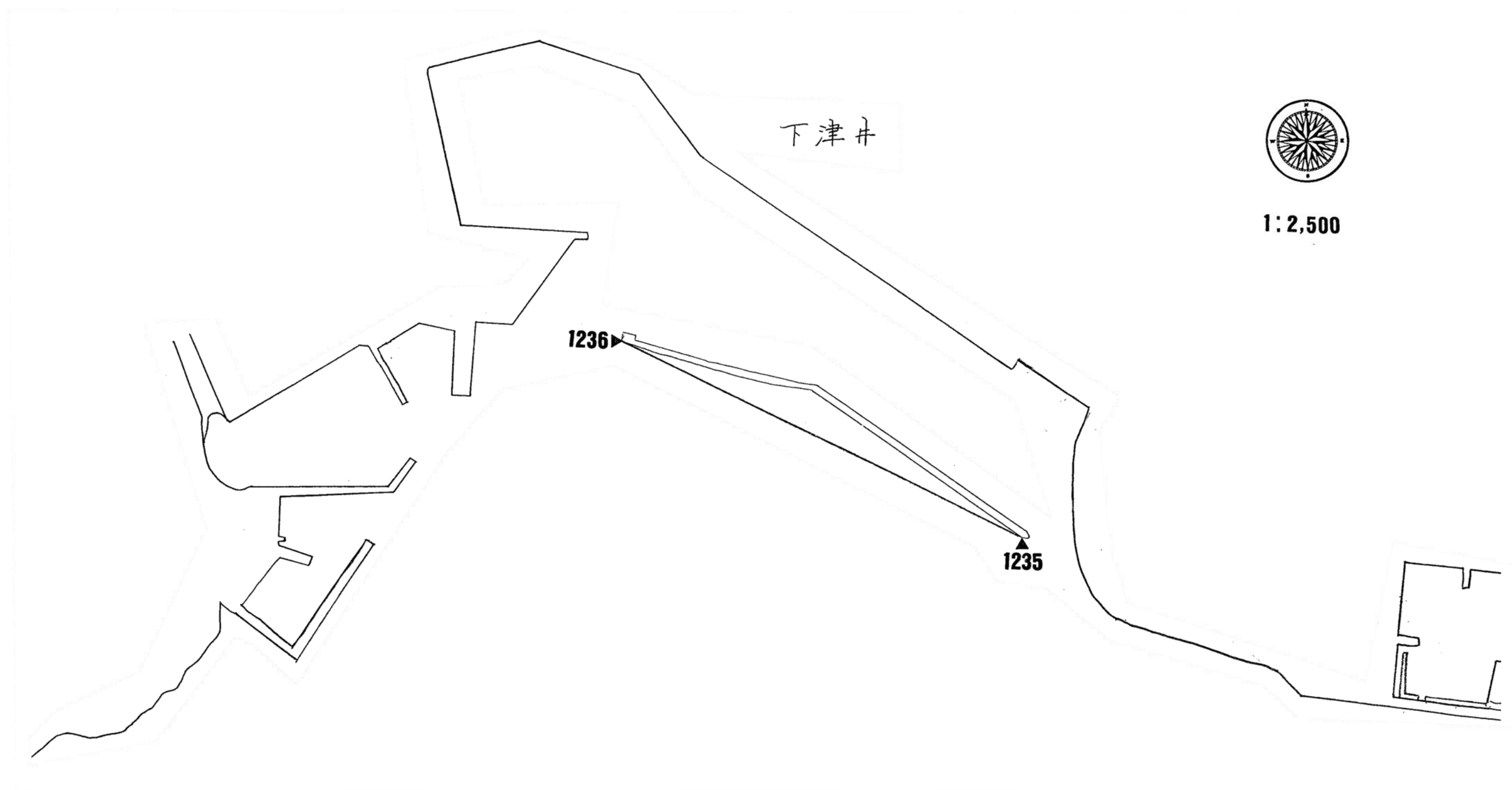
2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 倉敷市下津井地先

4 漁場の区域 基点第 1 2 3 5 号及び基点第 1 2 3 6 号を結んだ直線と下津
井港防波堤とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 2 3 5 号 倉敷市下津井下津井港沖防波堤東端に設置した標識
基点第 1 2 3 6 号 倉敷市下津井下津井港沖防波堤西燈台

5 制限又は条件
(1) 一文字防波堤（捨石も含む）は、港湾構造物であるのでこれを破損して
はならない
(2) 維持管理のための工事は、これを受認しなければならない

6 関係地区 倉敷市（旧児島市）



1:2,500

岡共第 1 2 7 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第128号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

しじみ、はまぐり、あさり、おおのがい、まてがい漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市連島町西之浦鶴新田地先

4 漁場の区域 基点第1303号、点ウ、イ、ア及び基点第1306号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1303号 倉敷市連島町鶴新田大がんぎ石地藏

基点第1304号 倉敷市連島町鶴新田水島大橋下流側東端から388メートルの点

基点第1305号 倉敷市連島町西之浦旧霞橋下流側西端から360メートルの点

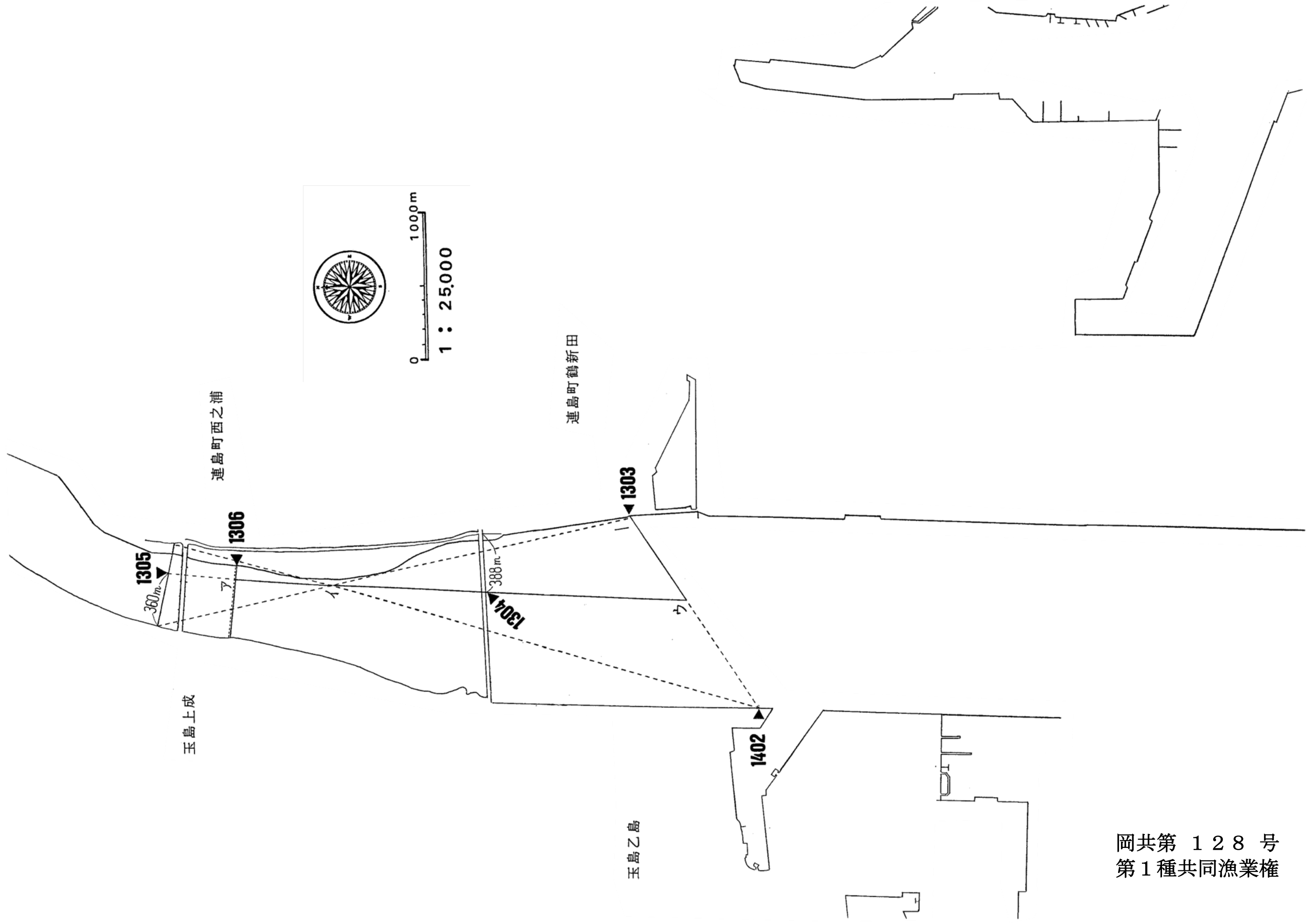
基点第1306号 倉敷市連島町西之浦潮止えん堤下流端東角に設置した標識

基点第1402号 倉敷市玉島乙島(株)クラレ南東国土交通省省の設置した標識

点ア 基点第1305号から点イ見通し線と、基点第1306号から倉敷市連島町西之浦潮止堰堤下流端見通し線との交差点

点イ 基点第1402号から倉敷市連島町西之浦旧霞橋東詰見通し線と、基点第1303号から倉敷市玉島上成旧霞橋西詰見通し線との交差点

点ウ 基点第1303号から基点第1402号見通し線と、点イから基点第1304号見通し延長線との交差点



岡共第 1 2 8 号
第 1 種共同漁業権

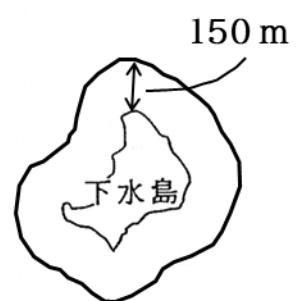
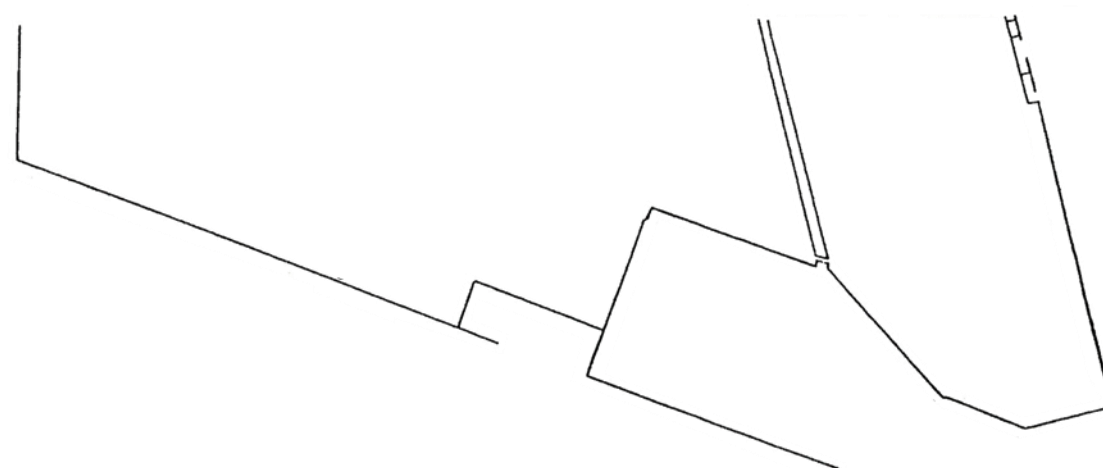
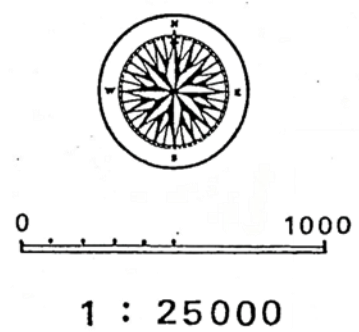
1 免許番号 岡共第 1 2 9 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
なまこ漁業
1 1 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 倉敷市下水島地先

4 漁場の区域 倉敷市下水島の最大高潮時海岸線から 1 5 0 メートルの線に
よって囲まれた区域

5 関係地区 倉敷市玉島黒崎



岡共第 129 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第130号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から翌年3月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域

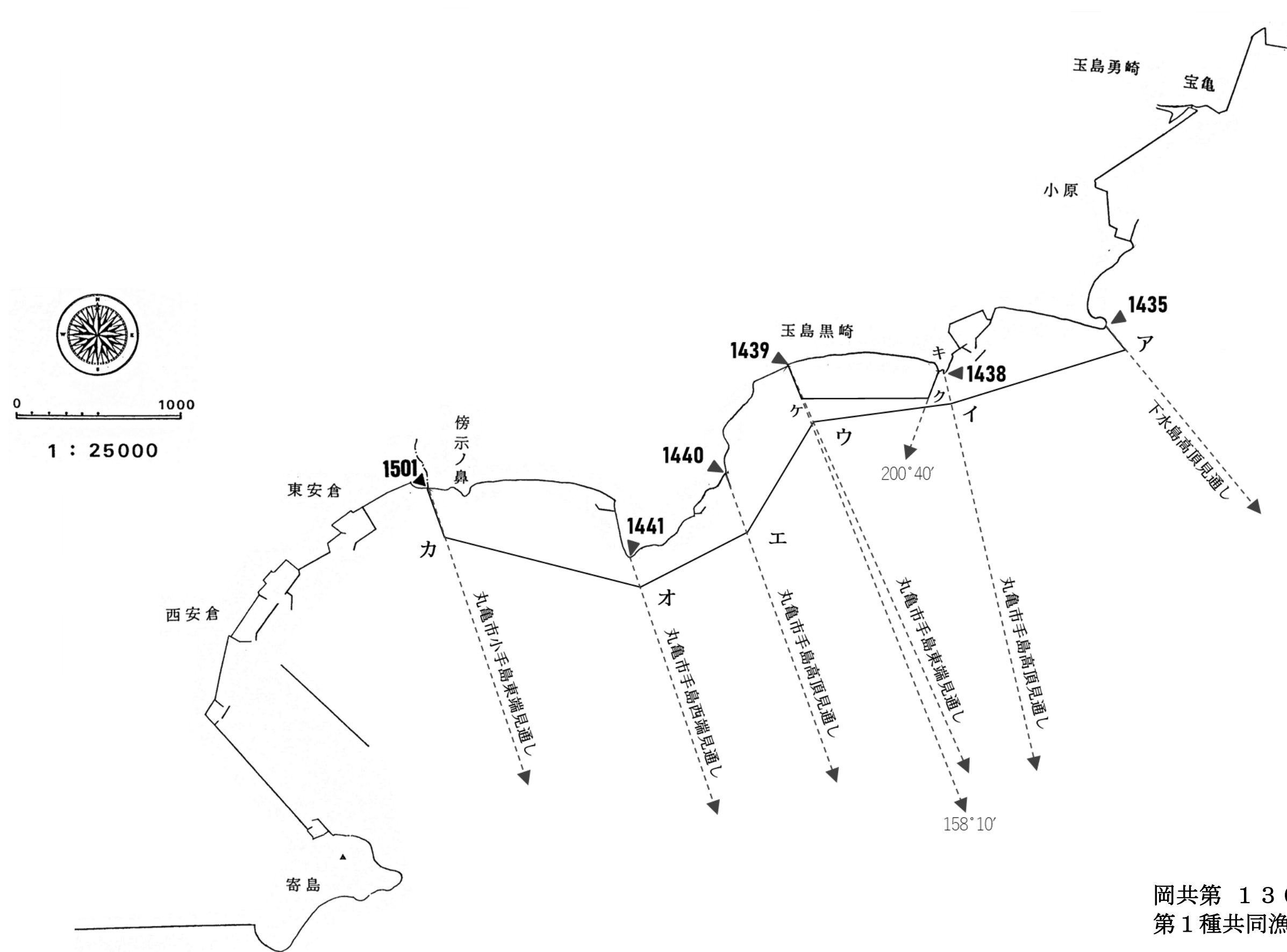
（1）基点第1435号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第1501号の各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識
- 基点第1438号 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻南端に設置した標識
- 基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識
- 基点第1440号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識
- 基点第1441号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識
- 基点第1501号 倉敷市・浅口市界に設置した標識
- 点ア 基点第1435号から倉敷市下水島高頂見通し線上
基点第1435号から200メートルの点
- 点イ 基点第1438号から香川県丸亀市手島高頂見通し
線上基点第1438号から200メートルの点
- 点ウ 基点第1439号から香川県丸亀市手島東端見通し
線上基点第1439号から400メートルの点
- 点エ 基点第1440号から香川県丸亀市手島高頂見通し
線上基点第1440号から400メートルの点
- 点オ 基点第1441号から香川県丸亀市手島西端見通し
線上基点第1441号から200メートルの点

- 点カ 基点第1501号から香川県丸亀市小手島東端見通し
線上基点第1501号から300メートルの点
- （2）点キ、ク、ケ及び基点第1439号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置
 - 基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識
 - 点キ 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻西側突端に設置した標識
 - 点ク 点キから真方位200度40分見通し線上点キから
198メートルの点
 - 点ケ 基点第1439号から真方位158度10分見通し
線上基点第1439号から301メートルの点

5 関係地区 倉敷市玉島黒崎



岡共第 130 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第131号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

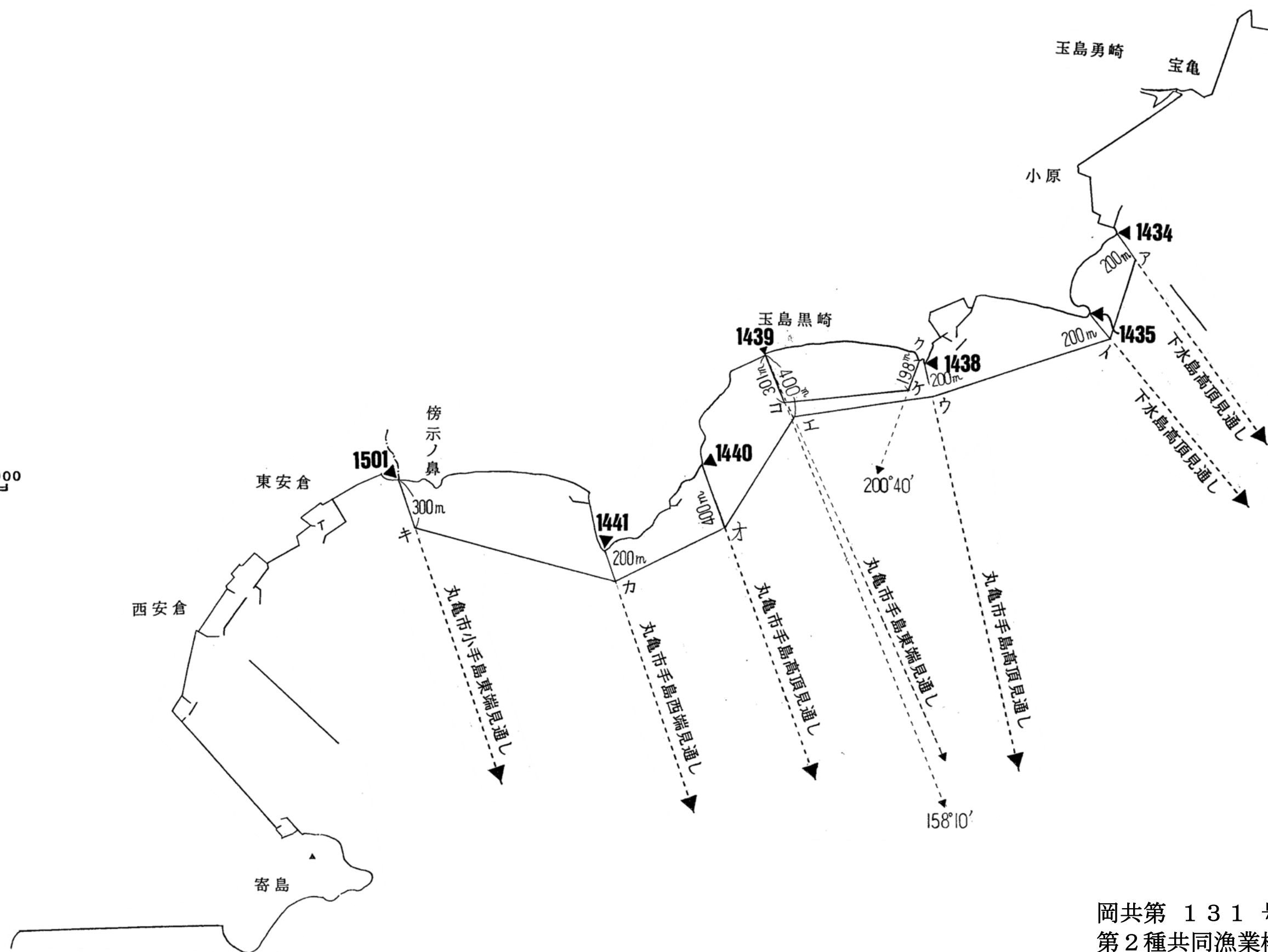
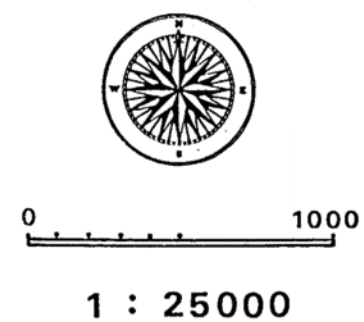
3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域
（1）基点第1434号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第1501号の各点を順次結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

- 点の位置
- 基点第1434号 倉敷市玉島黒崎矢崎南東端に設置した標識
 - 基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識
 - 基点第1438号 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻南端に設置した標識
 - 基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識
 - 基点第1440号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識
 - 基点第1441号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識
 - 基点第1501号 倉敷市・浅口市界に設置した標識
- 点ア 基点第1434号から倉敷市下水島高頂見通し線上
基点第1434号から200メートルの点
- 点イ 基点第1435号から倉敷市下水島高頂見通し線上
基点第1435号から200メートルの点
- 点ウ 基点第1438号から香川県丸亀市手島高頂見通し
線上基点第1438号から200メートルの点
- 点エ 基点第1439号から香川県丸亀市手島東端見通し
線上基点第1439号から400メートルの点
- 点オ 基点第1440号から香川県丸亀市手島高頂見通し

- 線上基点第1440号から400メートルの点
- 点カ 基点第1441号から香川県丸亀市手島西端見通し
線上基点第1441号から200メートルの点
- 点キ 基点第1501号から香川県丸亀市小手島東端見通し
線上基点第1501号から300メートルの点
- （2）点ク、ケ、コ及び基点第1439号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識
- 点ク 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻西側突端に設置した標識
- 点ケ 点クから真方位200度40分見通し線上点クから
198メートルの点
- 点コ 基点第1439号から真方位158度10分見通し
線上基点第1439号から301メートルの点

5 関係地区 倉敷市玉島黒崎



岡共第 131 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第132号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市下水島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、基点1449、点ウ及び点アの各点を順次結んだ
4直線によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線によっ
て囲まれた陸地を除く。

点の位置

基点第1401号 倉敷市玉島乙島高梁川導流堤突端灯台

基点第1441号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識

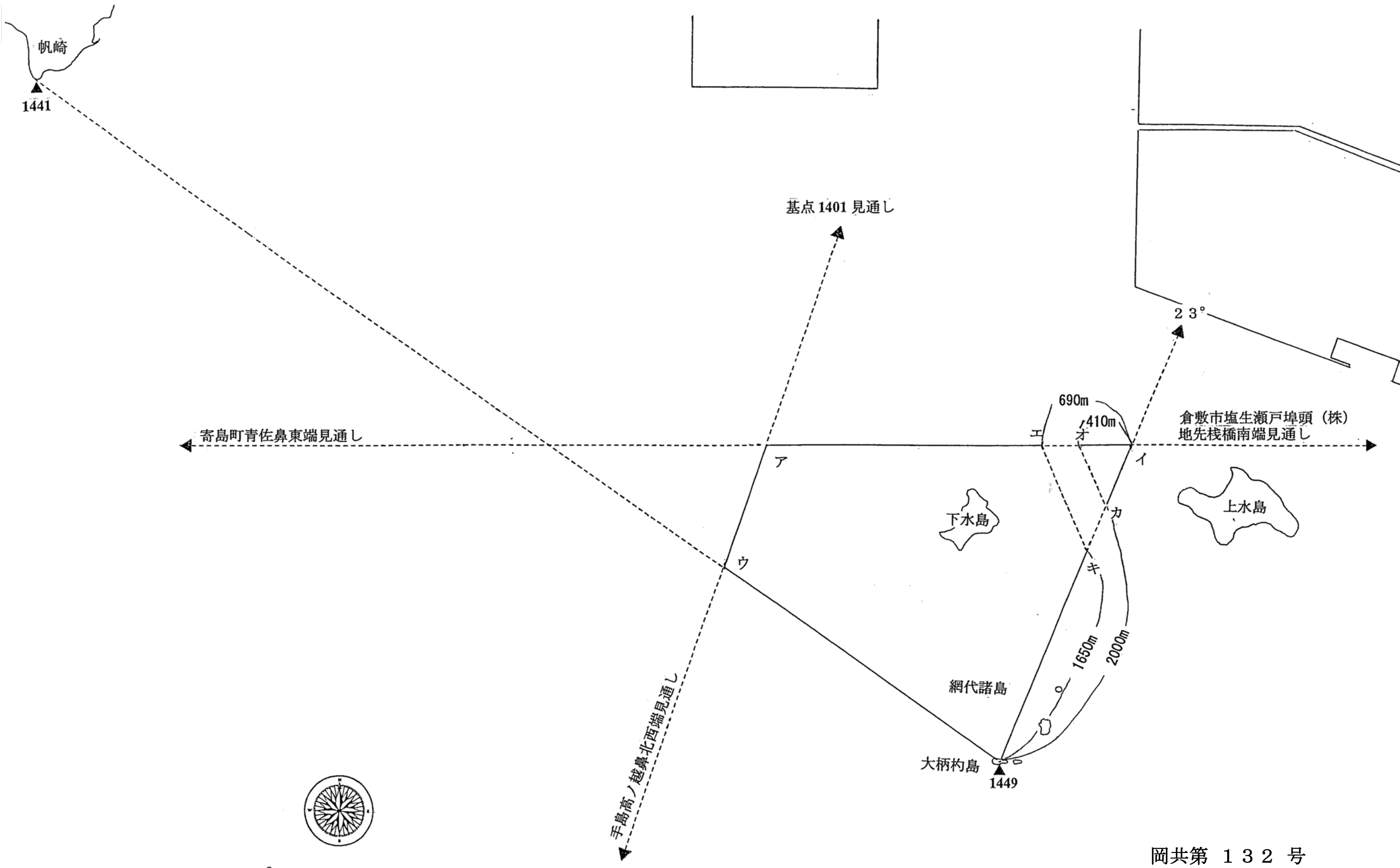
基点第1449号 倉敷市大柄杓島島頂に設置した標識

点ア 浅口市寄島町青佐鼻東端から倉敷市児島塩生瀬戸埠
頭(株)地先棧橋南端見通し線と、基点第1401号か
ら香川県丸亀市手島高越北西端見通し線との交差点

点イ 浅口市寄島町青佐鼻東端から倉敷市児島塩生瀬戸埠
頭(株)地先棧橋南端見通し線と、基点第1449号か
ら真方位23度の見通し線との交差点

点ウ 基点第1449号から基点第1441号見通し線
と、基点第1401号から香川県丸亀市手島高越北西
端見通し線との交差点

5 関係地区 倉敷市玉島黒崎及び浅口市寄島町



岡共第 132 号
第 2 種共同漁業権

1 : 25000

1 免許番号 岡共第133号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島黒崎、浅口市寄島町地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域

（1）基点第1435号、点ア、イ、ウ及び基点1601号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1435号 倉敷市玉島黒崎番所鼻南東端に設置した標識

基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識

基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識

点ア 基点第1435号から香川県丸亀市手島甚平鼻北東端見通し線上基点第1435号から200メートルの点

点イ 基点第1509号から香川県丸亀市手島北端見通し線上基点第1509号から100メートルの点

点ウ 基点第1601号から笠岡市大島西端見通し線上基点第1601号から300メートルの点

（2）点エ、オ、カ及び基点第1439号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

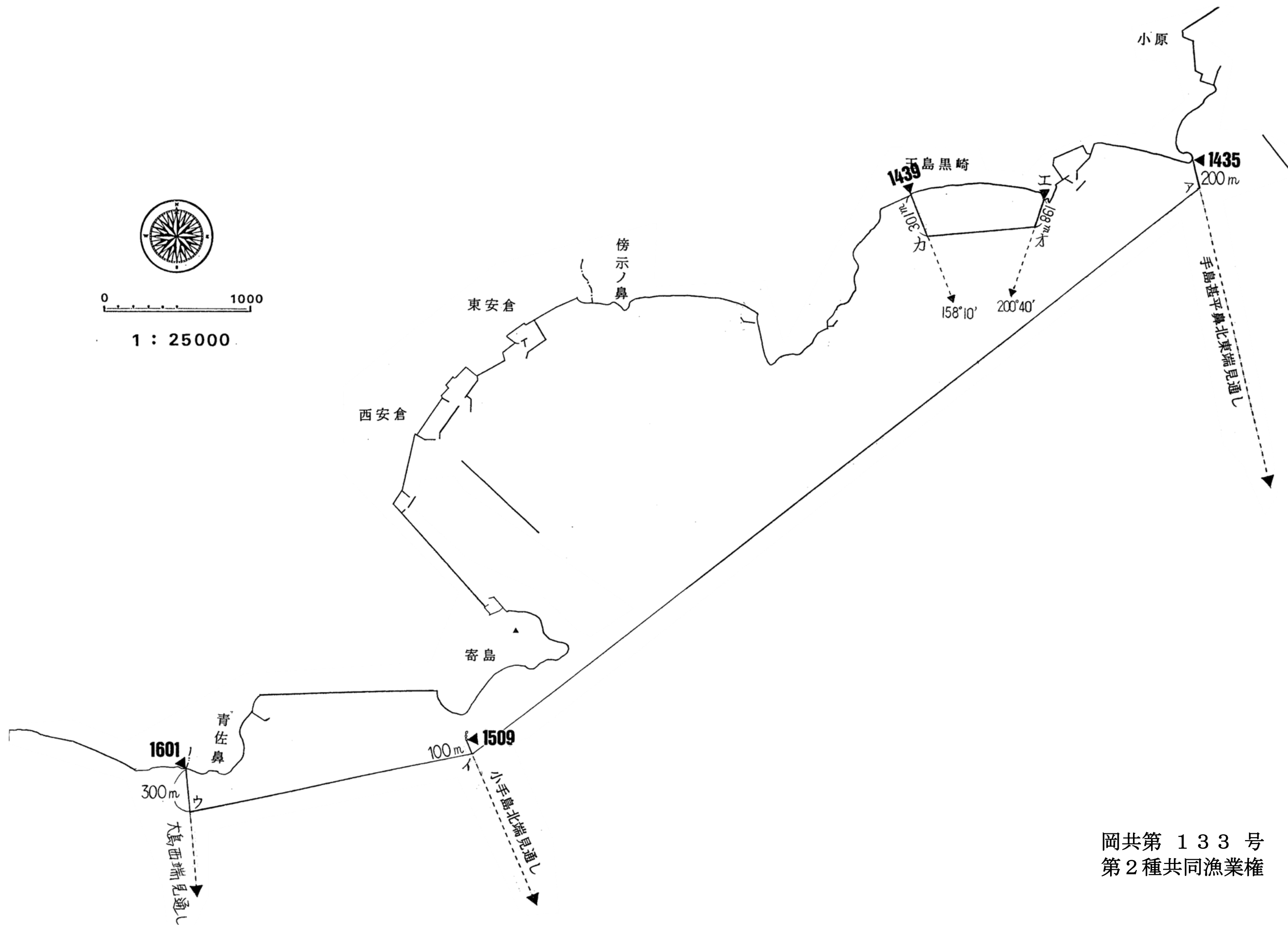
基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識

点エ 倉敷市玉島黒崎諏訪鼻西側突端に設置した標識

点オ 点クから真方位200度40分見通し線上点クから198メートルの点

点カ 基点第1439号から真方位158度10分見通し線上基点第1439号から301メートルの点

5 関係地区 倉敷市玉島黒崎、浅口市寄島町



岡共第 133 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第134号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

しじみ、はまぐり、あさり、おおのがい、まてがい漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 倉敷市玉島乙島地先

4 漁場の区域 基点第1403号、点ア、イ、ウ及び基点第1402号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1303号 倉敷市連島町鶴新田大がんぎ石地藏

基点第1304号 倉敷市連島町鶴新田水島大橋下流側東端から388メートルの点

基点第1305号 倉敷市連島町西之浦旧霞橋下流側西端から360メートルの点

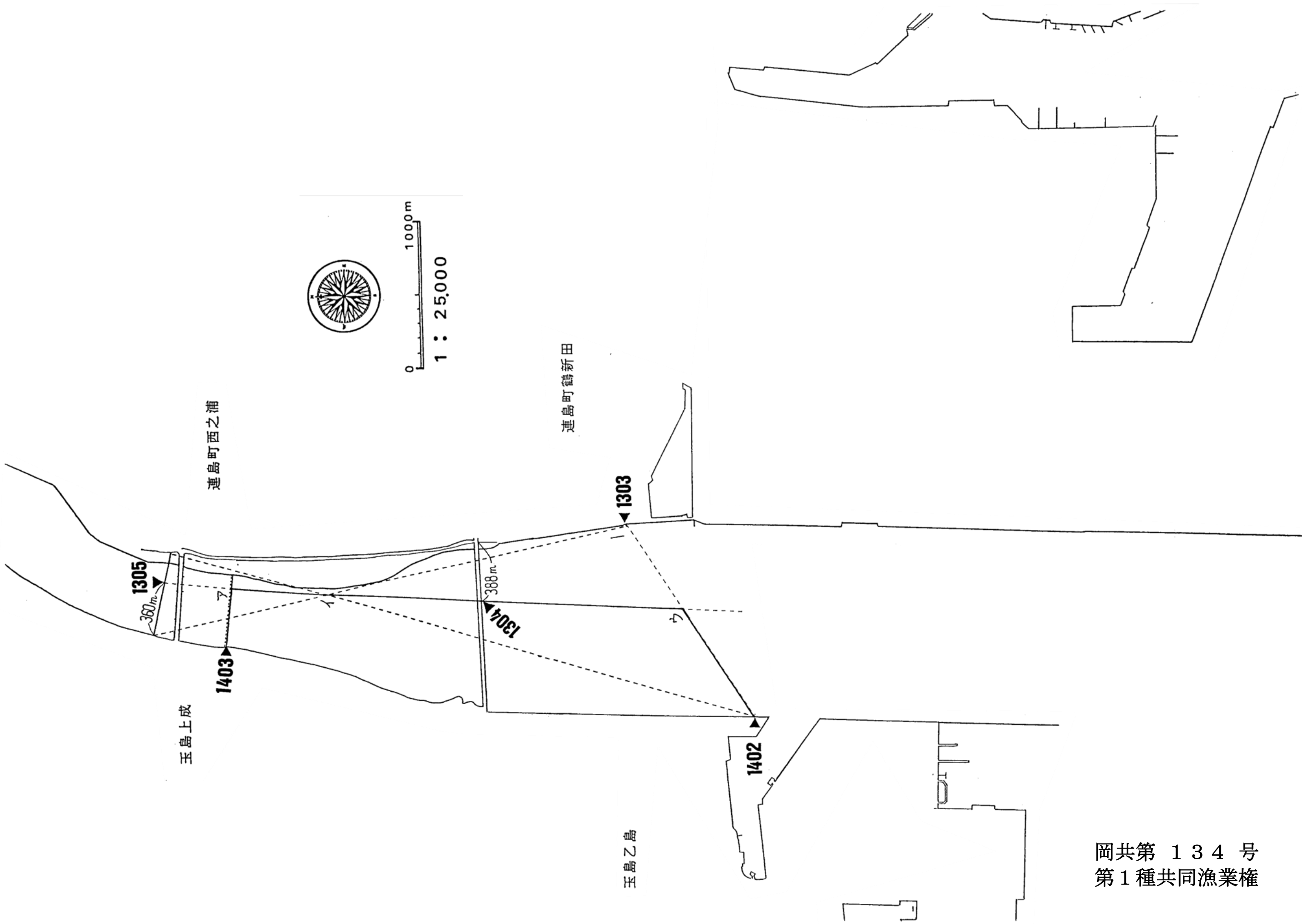
基点第1402号 倉敷市玉島乙島(株)クラレ南東国土交通省の設置した標識

基点第1403号 倉敷市玉島上成潮止えん堤下流端西角に設置した標識

点ア 基点第1305号から点イ見通し線と、基点第1403号から倉敷市連島町西之浦潮止堰堤東詰見通し線との交差点

点イ 基点第1303号から倉敷市玉島上成旧霞橋下流西詰見通し線と、基点第1402号から倉敷市連島町西之浦旧霞橋下流東詰見通し線との交差点

点ウ 基点第1402号から基点第1303号見通し線と、点イから基点第1304号見通し延長線との交差点



岡共第 134 号
第1種共同漁業権

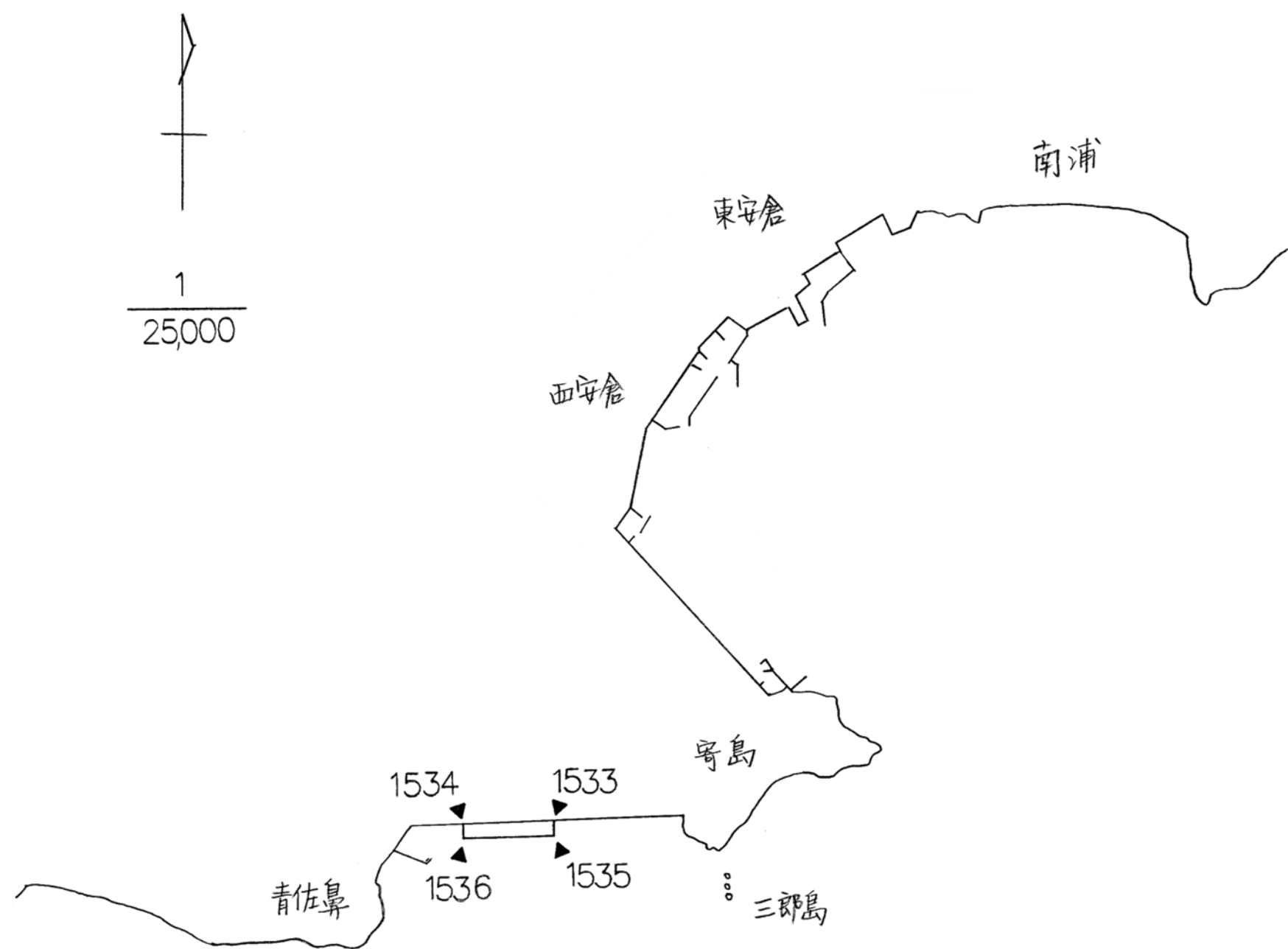
1 免許番号 岡共第 1 3 5 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業権
あさり漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島西地先

4 漁場の区域 基点第 1 5 3 3 号、第 1 5 3 4 号、第 1 5 3 6 号及び基点第
1 5 3 5 号の各点を順次結んだ 4 直線によって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 5 3 3 号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤東基
部
基点第 1 5 3 4 号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤西基
部
基点第 1 5 3 5 号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南東
端
基点第 1 5 3 6 号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟潜堤南西
端

5 関係地区 浅口市寄島町



岡共第 1 3 5 号
第 1 種共同漁業権

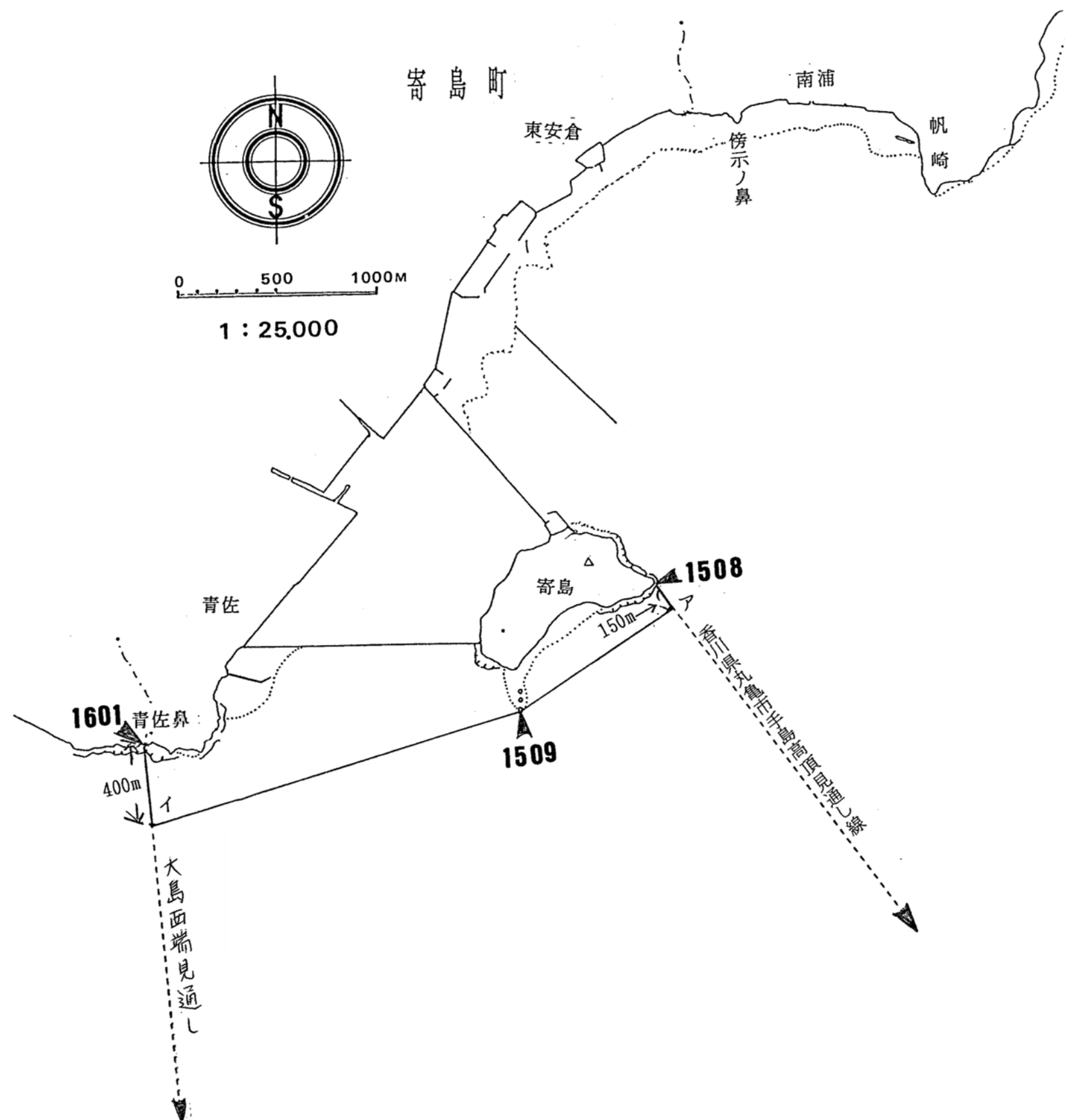
1 免許番号 岡共第136号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町青佐、寄島地先

4 漁場の区域 基点第1508号、点ア、基点第1509号、点イ及び基点
第1601号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線と
によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。
点の位置
基点第1508号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識
基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識
基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識
点ア 基点第1508号から香川県丸亀市手島高頂（21
7m）見通し線上基点第1508号から150メート
ルの点
点イ 基点第1601号から笠岡市真鍋島大島西端見通し
線上基点第1601号から400メートルの点

5 関係地区 浅口市寄島町



岡共第 136 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第137号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町寄島東地先

4 漁場の区域 基点第1506号、点ア、イ、ウ及び基点第1508号の各
点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた
区域

点の位置

基点第1501号 倉敷市・浅口市界に設置した標識

基点第1503号 浅口市寄島町13003の38番地（寄島町漁協事
務所）地先北東角護岸に設置した標識

基点第1505号 浅口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識

基点第1506号 基点第1505号から寄島干拓堤防上北へ100メ
ートルの地点に設置した標識

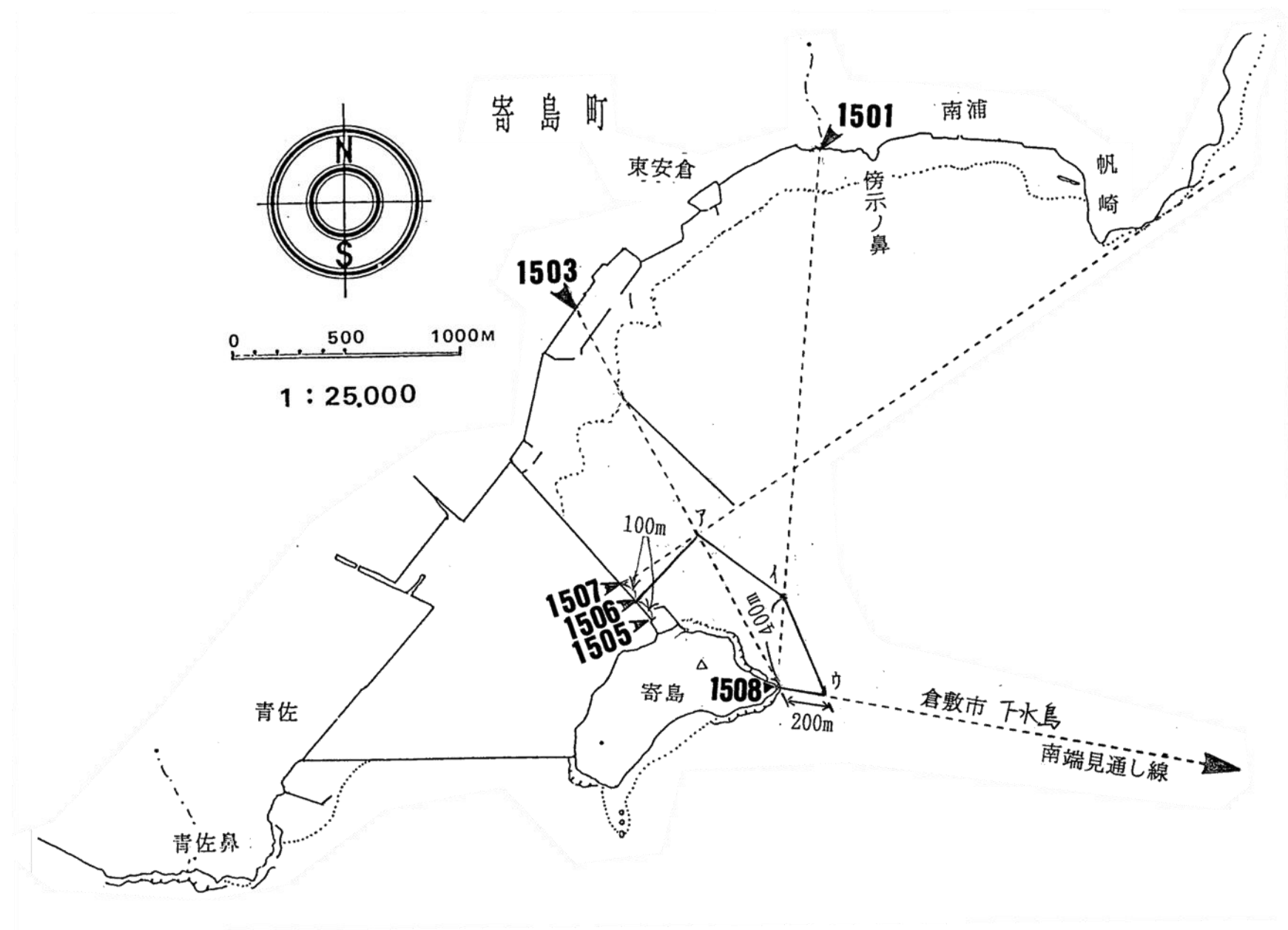
基点第1507号 基点第1505号から寄島干拓堤防上北へ200メ
ートルの地点に設置した標識

基点第1508号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識

点ア 基点第1503号と基点第1508号を結んだ線
と、基点第1507号から倉敷市玉島黒崎帆崎南東端
見通し線との交差点

点イ 基点第1508号から基点第1501号見通し線上
基点第1508号から400メートルの点

点ウ 基点第1508号から倉敷市下水島南端見通し線上
基点第1508号から200メートルの点



岡共第 137 号
第2種共同漁業権

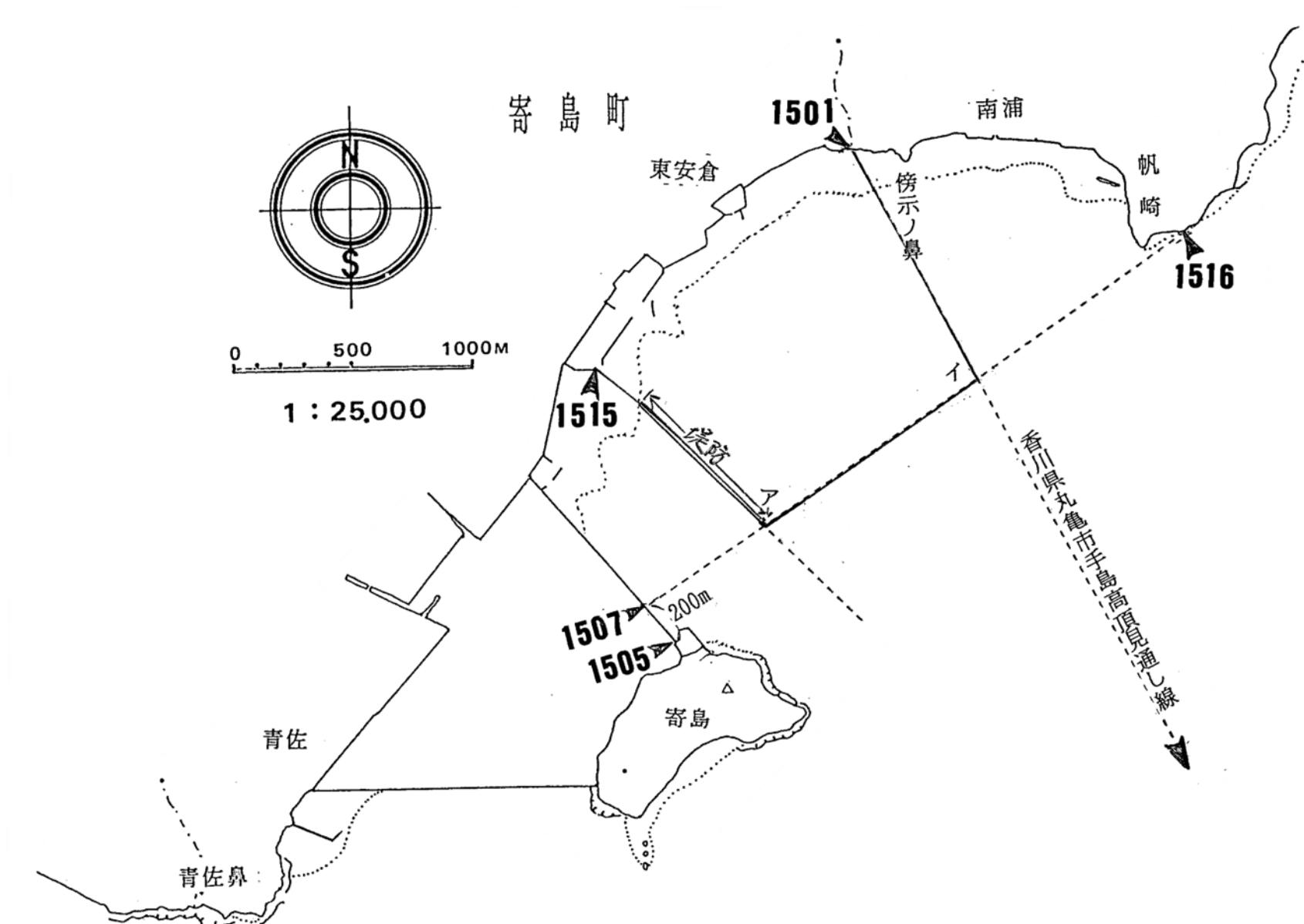
1 免許番号 岡共第 1 3 8 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町安倉地先

4 漁場の区域 基点第 1 5 1 5 号、点ア、イ及び基点第 1 5 0 1 号の各点を
順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 5 0 1 号 倉敷市・浅口市界に設置した標識
基点第 1 5 0 5 号 浅口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識
基点第 1 5 0 7 号 基点第 1 5 0 5 号から寄島干拓堤防上北へ 2 0 0 メ
ートルの地点に設置した標識
基点第 1 5 1 5 号 浅口市寄島町寄島漁港西防波堤突端に設置した標識
基点第 1 5 1 6 号 倉敷市玉島黒崎帆崎南東端に設置した標識
点ア 浅口市寄島町地先山木の堤防延長線と、基点第 1 5
0 7 号から基点第 1 5 1 6 号見通し線との交差点
点イ 基点第 1 5 0 1 号から香川県丸亀市手島高頂見通し
線と、基点第 1 5 0 7 号から基点第 1 5 1 6 号見通し
線との交差点

5 関係地区 浅口市寄島町



岡共第 138 号
第2種共同漁業権

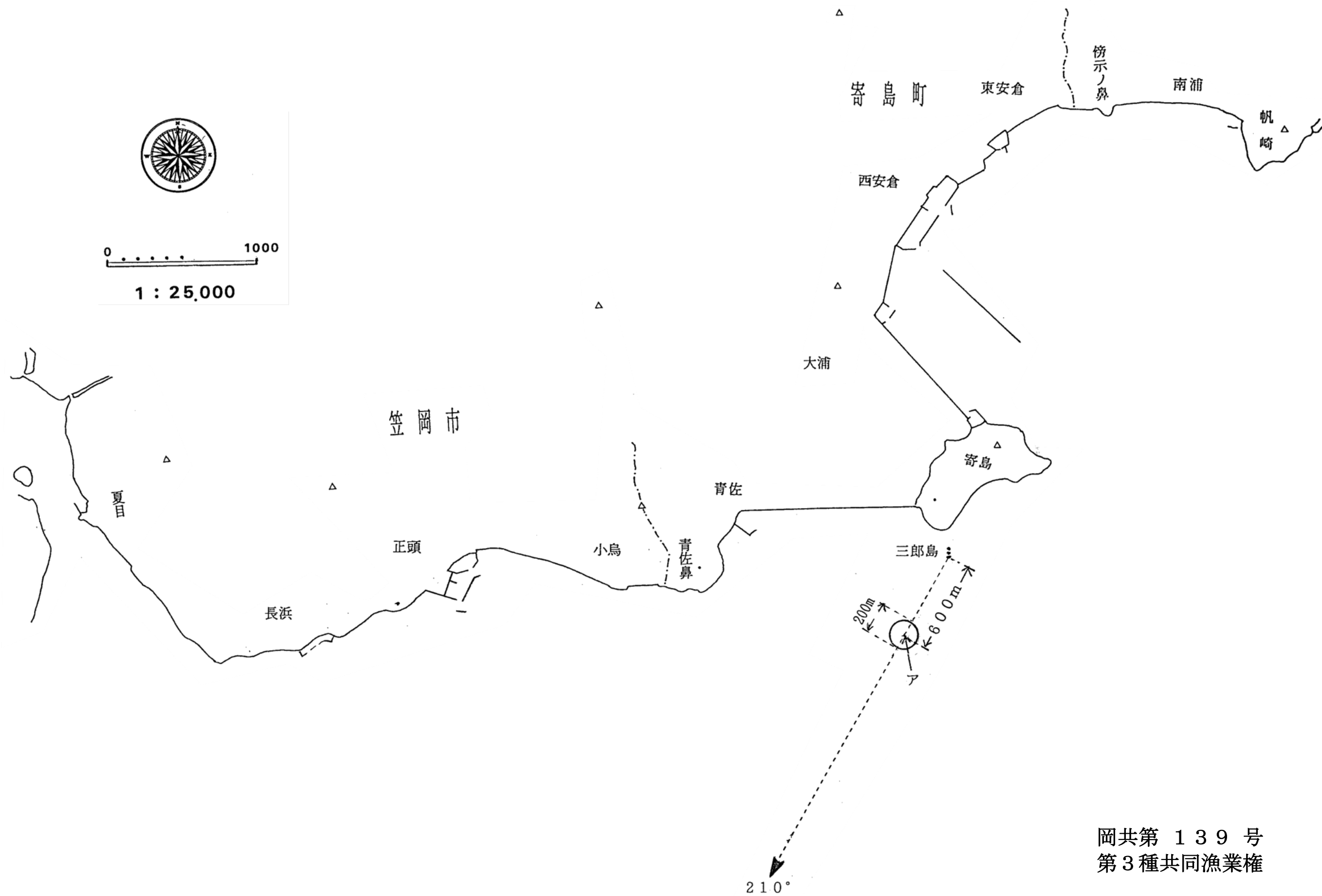
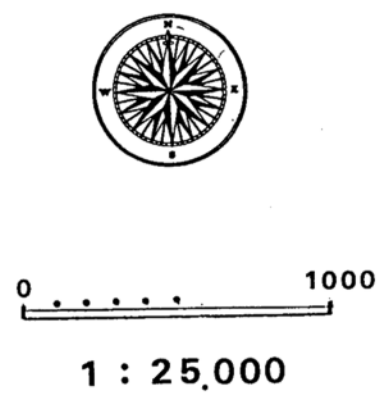
1 免許番号 岡共第139号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 浅口市寄島町三郎島（三ツ山）地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径100メートルの円に囲まれた区域
点の位置
点ア 浅口市寄島町三郎島（三ツ山）南端から真方位210度見通し線
上600メートルの点

5 関係地区 浅口市寄島町



岡共第 139 号
第3種共同漁業権

1 免許番号 岡共第140号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで
かき、おおのがい漁業
1月1日から12月31日まで

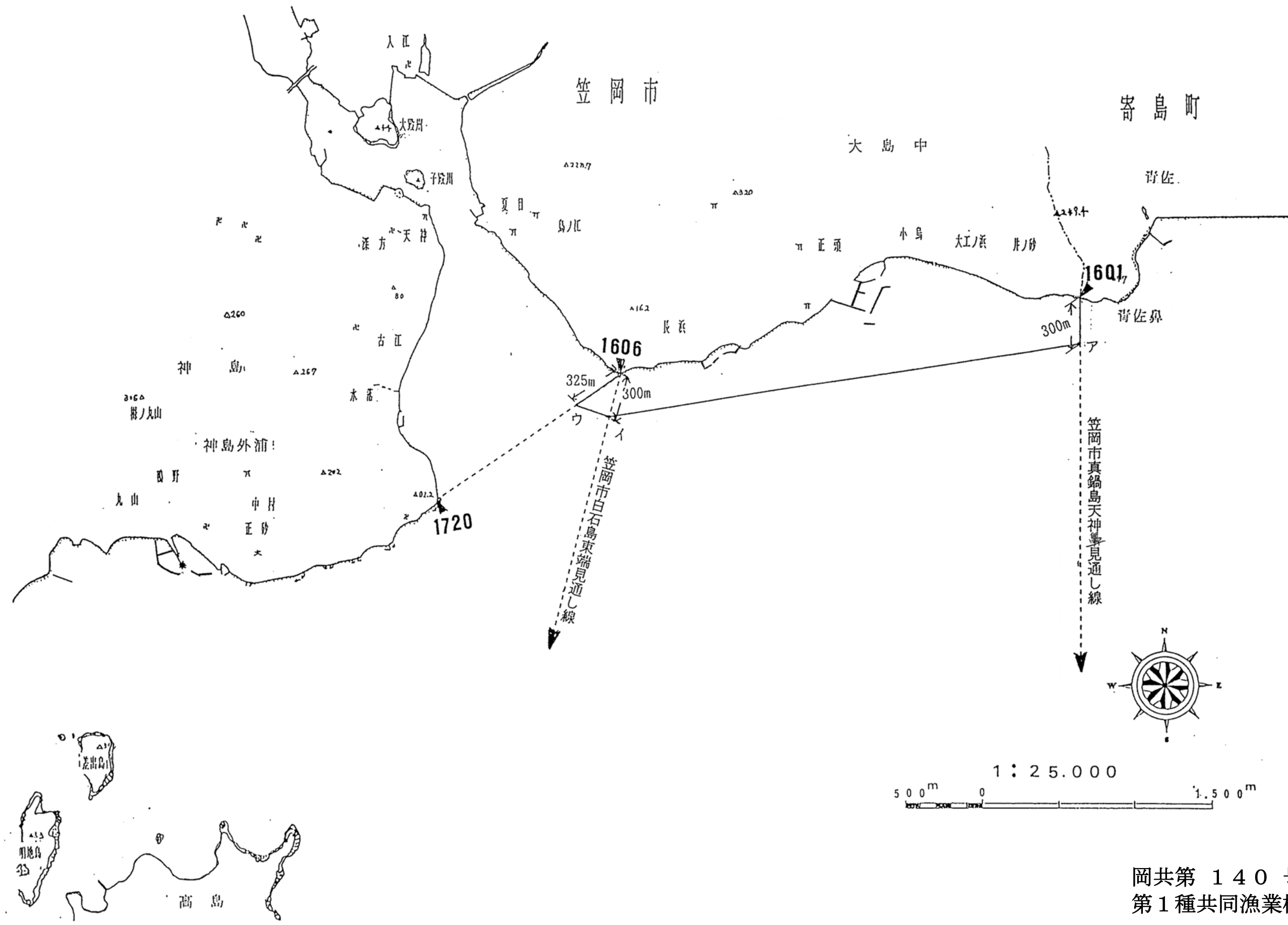
3 漁場の位置 笠岡市大島中地先

4 漁場の区域 基点第1601号、点ア、イ、ウ及び基点第1606号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識
- 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識
- 基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識
- 点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線上基点第1601号から300メートルの点
- 点イ 基点第1606号から笠岡市白石島東端見通し線上基点第1606号から300メートルの点
- 点ウ 基点第1606号から基点第1720号見通し線上基点第1606号から325メートルの点

5 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田



1 免許番号 岡共第141号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

おおのがい漁業

1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市西大島、西大島新田地先

4 漁場の区域 基点第1606号、点ア、イ、基点第1609号及び基点第1611号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第1607号 笠岡市西大島根の尾地先県道護岸に設置した標識

基点第1609号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物揚場のえびす様

基点第1611号 笠岡市入江今立川入江橋中央橋脚南端（旧浅口・小田郡界）

基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

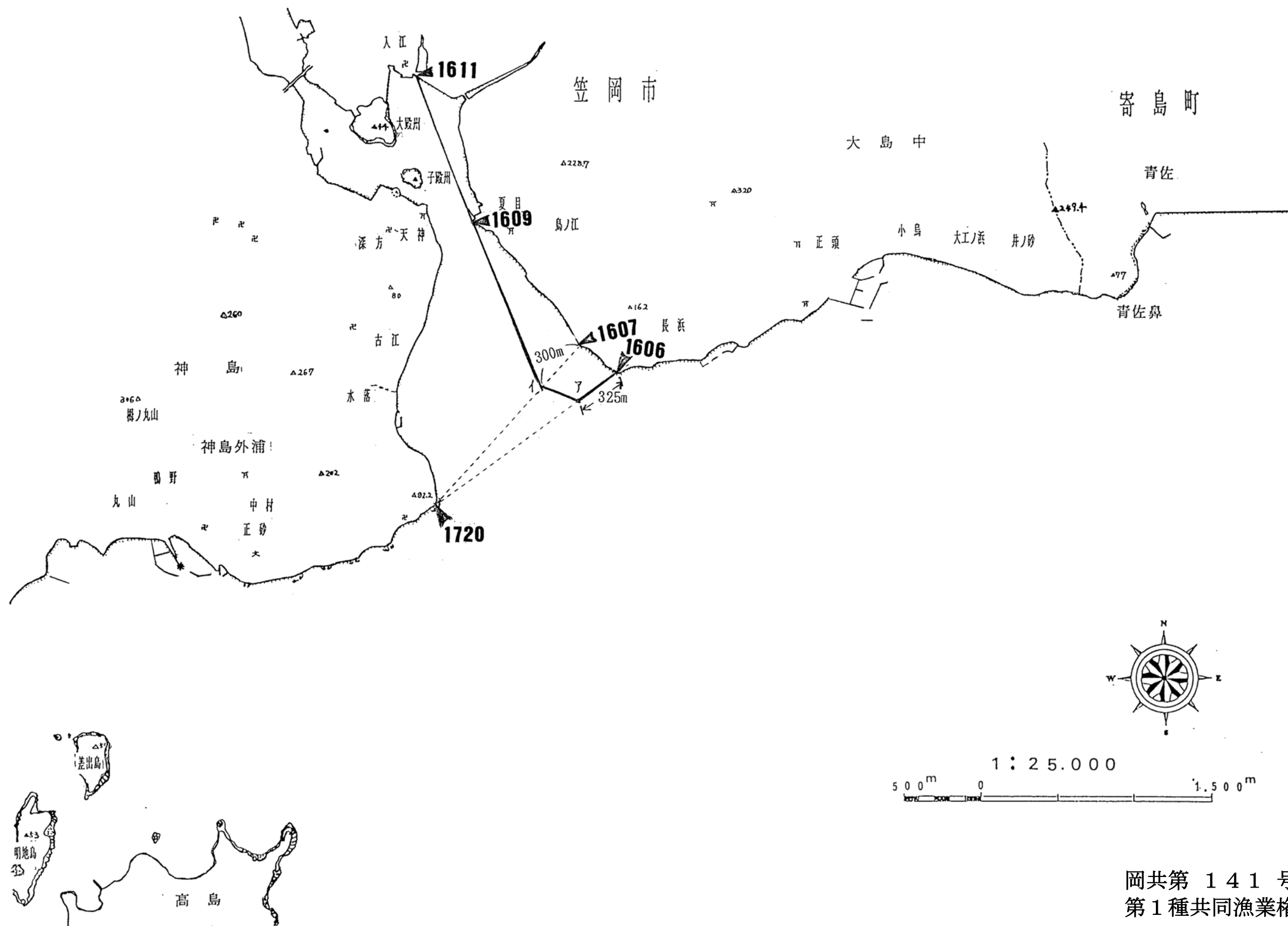
点ア 基点第1606号から基点第1720号見通し線上

基点第1606号から325メートルの点

点イ 基点第1607号から基点第1720号見通し線上

基点第1607号から350メートルの点

5 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田



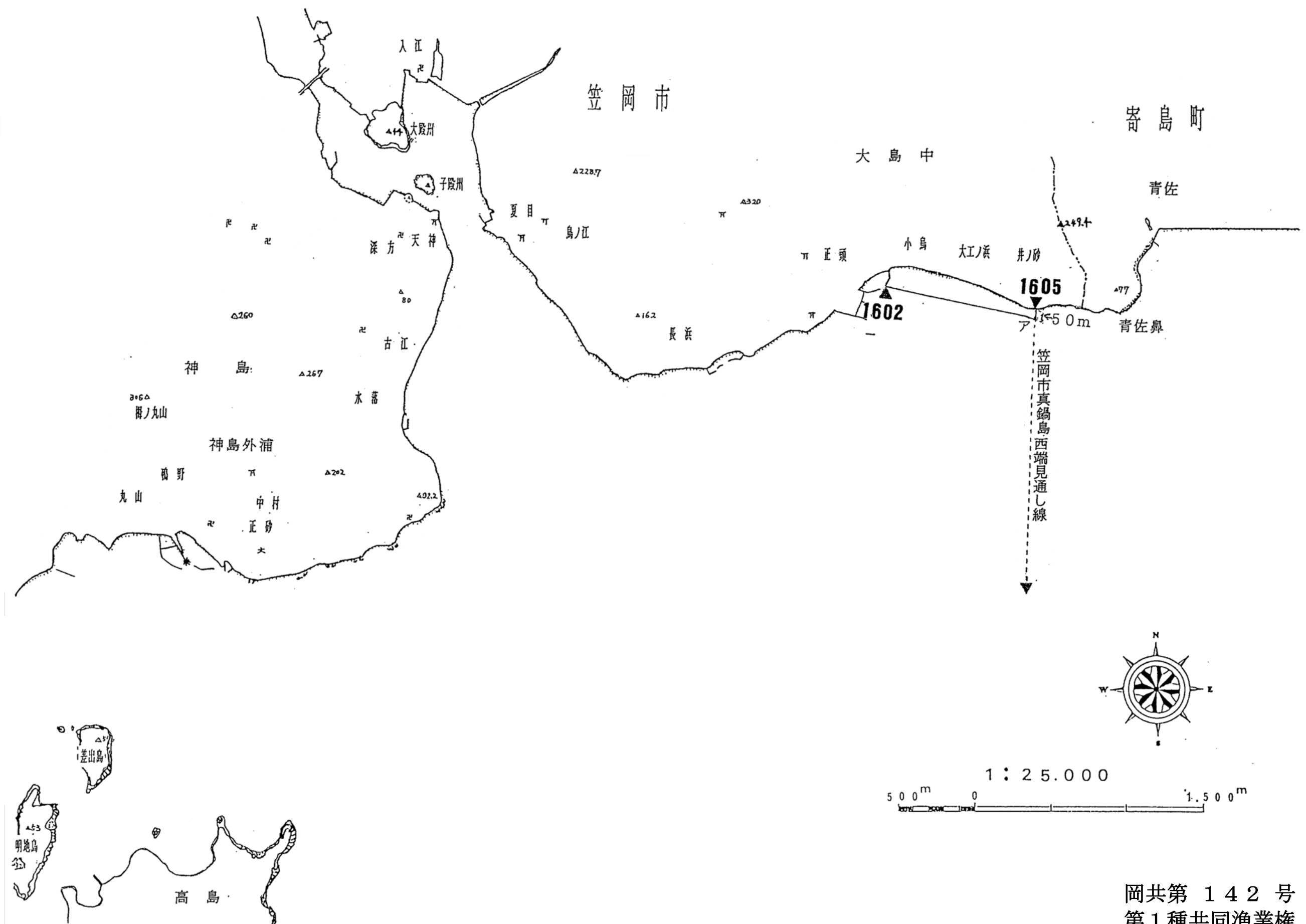
1 免許番号 岡共第 1 4 2 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
あさり漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中大工ノ浜地先

4 漁場の区域 基点第 1 6 0 5 号、点ア及び基点第 1 6 0 2 号の各点を順次
結んだ 2 直線と笠岡市大島中正頭漁港東防波堤及び最大高潮時
海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 6 0 2 号 笠岡市大島中正頭漁港東防波堤南端に設置した標識
基点第 1 6 0 5 号 笠岡市大島中深谷に設置した標識
点ア 基点第 1 6 0 5 号から笠岡市真鍋島西端見通し線上
基点第 1 6 0 5 号から 5 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田



岡共第 142 号
第 1 種共同漁業権

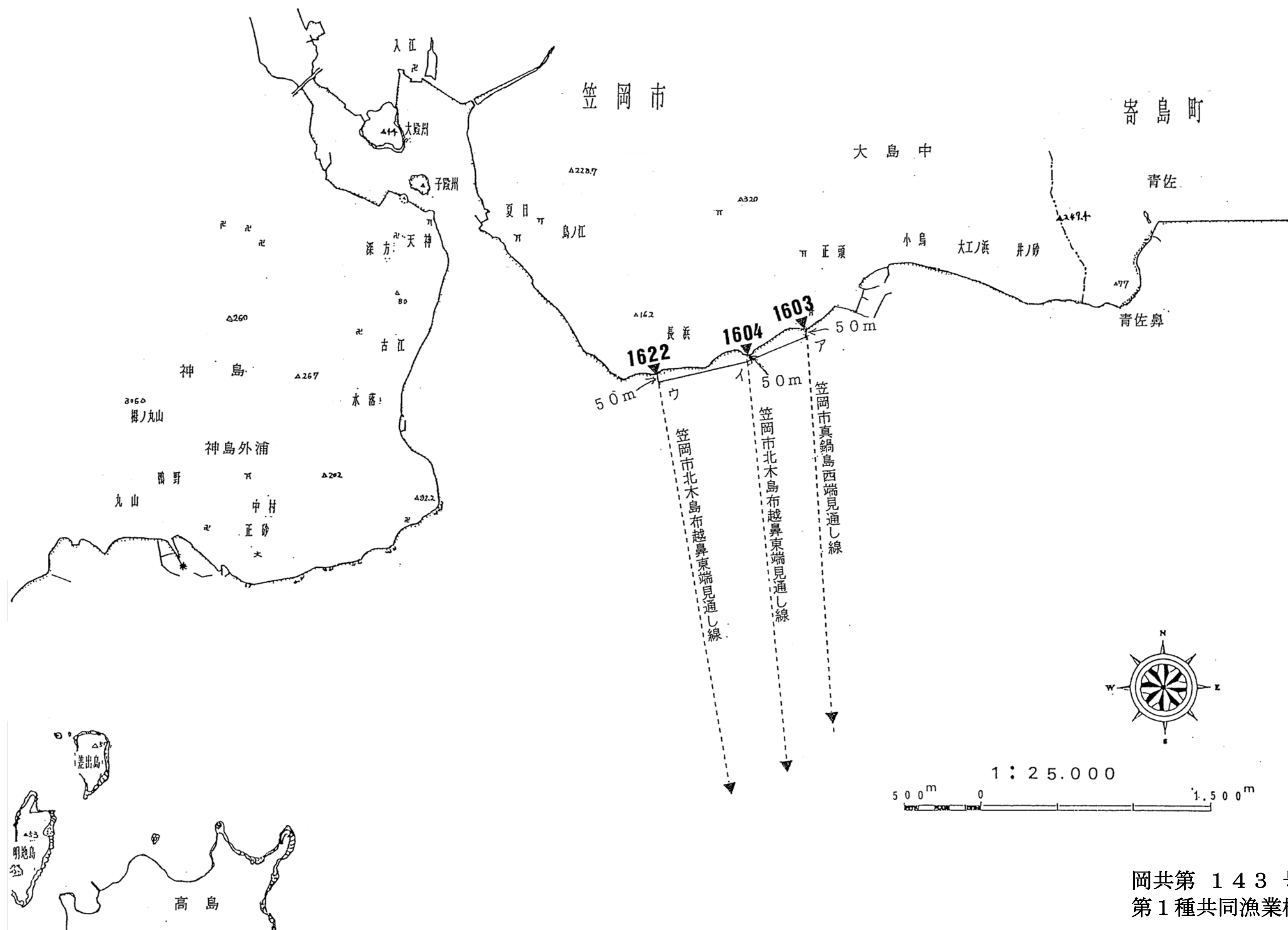
1 免許番号 岡共第 1 4 3 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
あさり漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中、西大島地先

4 漁場の区域 基点第 1 6 0 3 号、点ア、イ、ウ及び基点第 1 6 2 2 号の各
点を順次結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた
区域
点の位置
基点第 1 6 0 3 号 笠岡市大島中正頭長ぞわいに設置した標識
基点第 1 6 0 4 号 笠岡市大島中焼場の鼻に設置した標識
基点第 1 6 2 2 号 笠岡市大島中長浜お月の鼻に設置した標識
点ア 基点第 1 6 0 3 号から笠岡市真鍋島西端見通し線上
基点第 1 6 0 3 号から 5 0 メートルの点
点イ 基点第 1 6 0 4 号から笠岡市北木島布越鼻東端見通
し線上基点第 1 6 0 4 号から 5 0 メートルの点
点ウ 基点第 1 6 2 2 号から笠岡市北木島布越鼻東端見通
し線上基点第 1 6 2 2 号から 5 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田



1 免許番号 岡共第144号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
あさり漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市西大島島の江地先

4 漁場の区域 基点第1608号、点ア及び基点第1609号の各点を順次
結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1608号 笠岡市西大島7531の1番地先県道護岸（元階段
の位置）に設置した標識
基点第1609号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物揚場のえびす様
基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設
置した標識
点ア 基点第1608号から基点第1715号見通し線上
基点第1608号から100メートルの点

5 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田

1 免許番号 岡共第 1 4 5 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

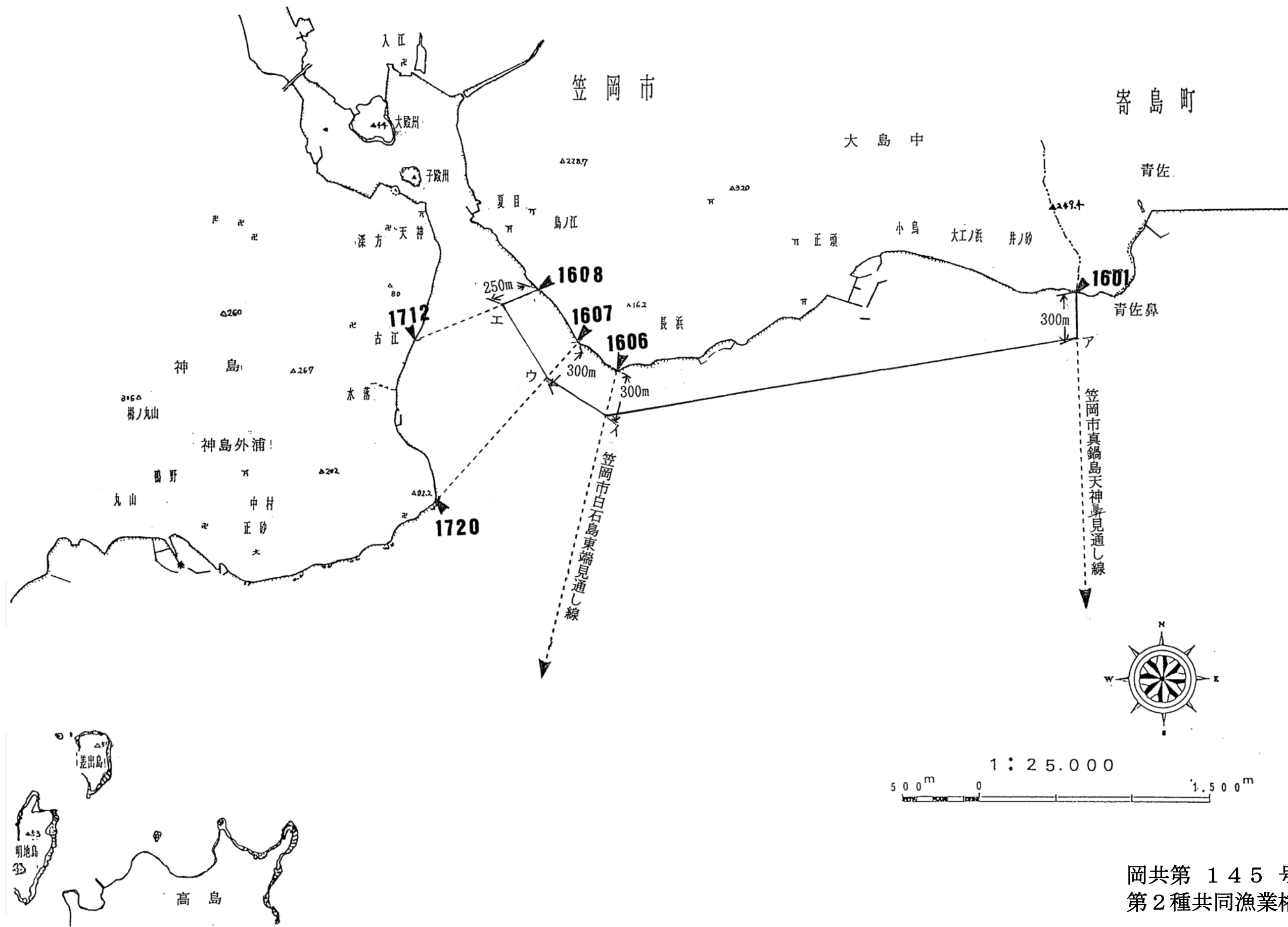
3 漁場の位置 笠岡市大島中、西大島地先

4 漁場の区域 基点第 1 6 0 1 号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第 1 6 0 8 号
の各点を順次結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲ま
れた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第 1 6 0 1 号 笠岡市・浅口市界の標識
- 基点第 1 6 0 6 号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識
- 基点第 1 6 0 7 号 笠岡市西大島根の尾地先県道護岸に設置した標識
- 基点第 1 6 0 8 号 笠岡市西大島 7 5 3 1 の 1 番地先県道護岸（元階段
の位置）に設置した標識
- 基点第 1 7 1 2 号 笠岡市神島神島八十八ヶ所第 8 番熊谷寺標石
- 基点第 1 7 2 0 号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識
- 点ア 基点第 1 6 0 1 号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線
上基点第 1 6 0 1 号から 3 0 0 メートルの点
- 点イ 基点第 1 6 0 6 号から笠岡市白石島東端見通し線上
基点第 1 6 0 6 号から 3 0 0 メートルの点
- 点ウ 基点第 1 6 0 7 号から基点第 1 7 2 0 号見通し線上
基点第 1 6 0 7 号から 3 0 0 メートルの点
- 点エ 基点第 1 6 0 8 号から基点第 1 7 1 2 号見通し線上
基点第 1 6 0 8 号から 2 5 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市大島中、西大島、西大島新田



岡共第 145 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 4 6 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
わかめ漁業
2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで
あさり、おおのがい漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

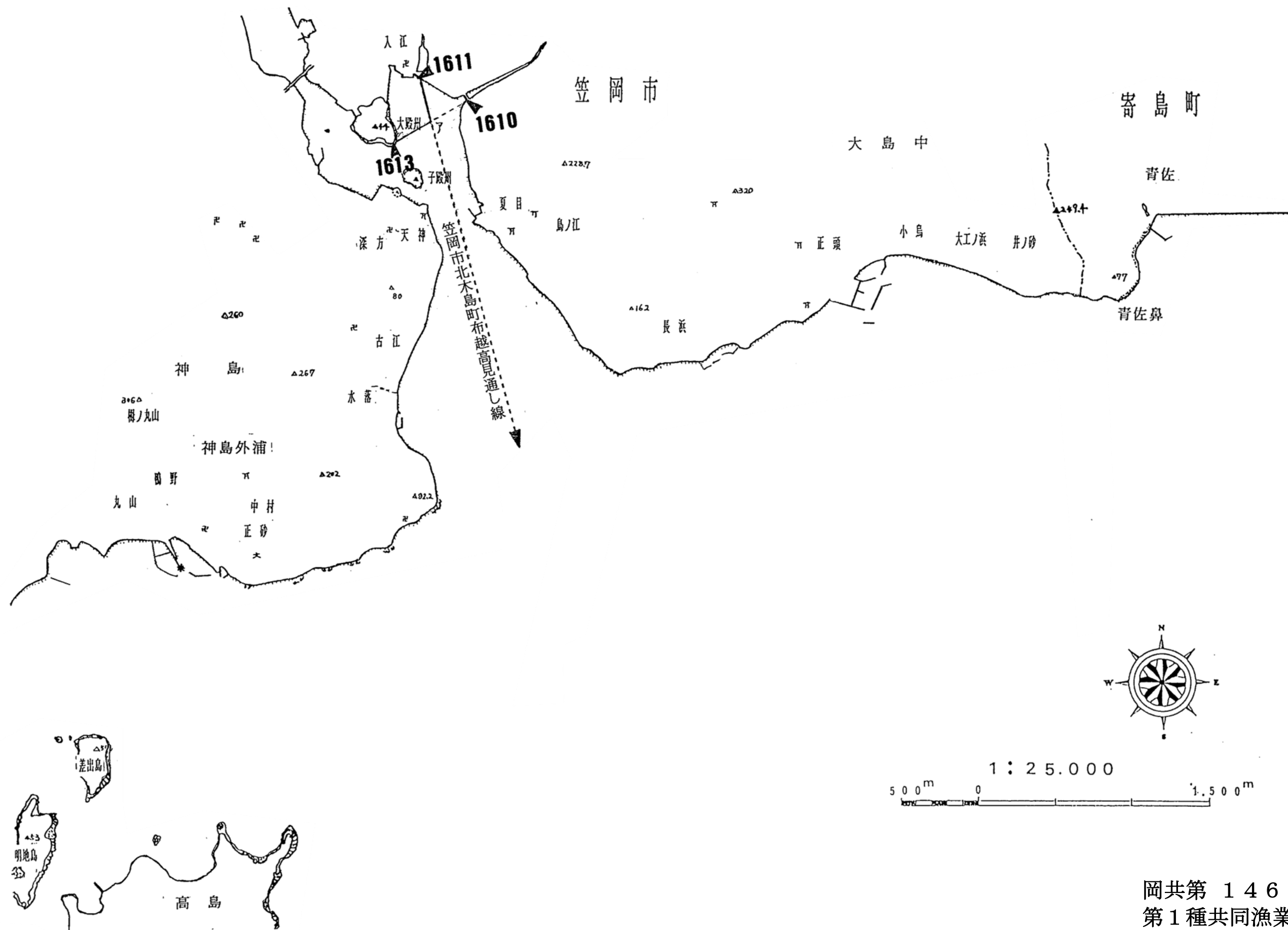
3 漁場の位置 笠岡市入江地先

4 漁場の区域 基点第 1 6 1 1 号、点ア及び基点第 1 6 1 3 号の各点を順次
結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た
だし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第 1 6 1 0 号 笠岡市西大島旧金崎橋南詰西端
基点第 1 6 1 1 号 笠岡市入江今立川入江橋中央橋脚南端（旧浅口・小
田郡界）
基点第 1 6 1 3 号 笠岡市横島大殿州南東端に設置した標識
点ア 基点第 1 6 1 1 号から笠岡市北木島布越高頂見通し
線と、基点第 1 6 1 3 号から基点第 1 6 1 0 号を結ぶ
線との交差点

5 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町



岡共第 146 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 4 7 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
わかめ漁業
2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで
あさり、おおのがい漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

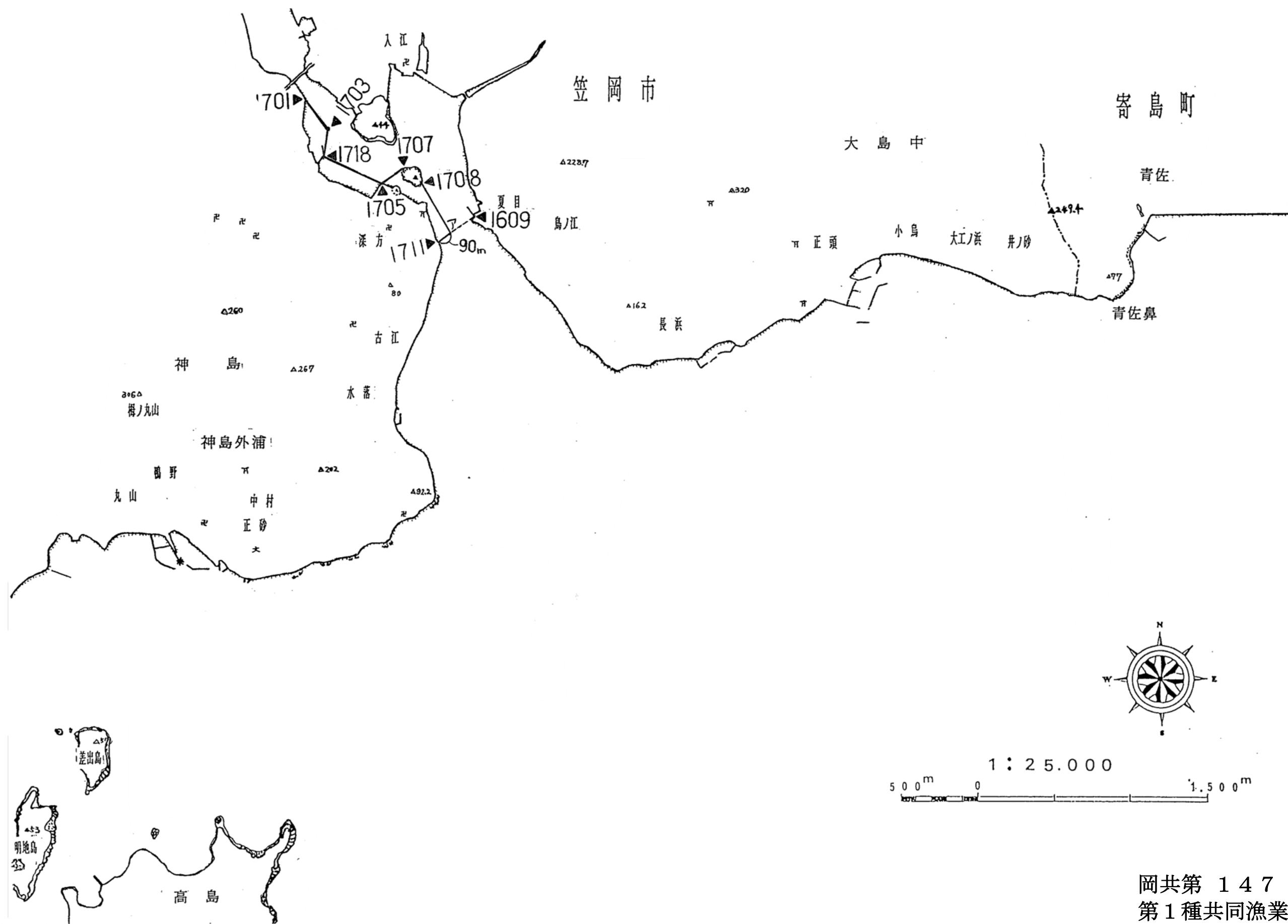
3 漁場の位置 笠岡市神島瀬戸、天神地先

4 漁場の区域 基点第 1 7 0 1 号、基点第 1 7 0 3 号、基点 1 7 1 8 号、基点 1 7 0 5 号及び基点第 1 7 0 7 号の各点を順次結んだ 4 直線並びに基点第 1 7 0 8 号、点ア及び基点第 1 7 1 1 号の各点を順次結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第 1 6 0 9 号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物揚場のえびす様
- 基点第 1 7 0 1 号 笠岡市神島渡船場スベリ東基部に設置した標識
- 基点第 1 7 0 3 号 笠岡市神島弁天頂上に設置した標識
- 基点第 1 7 0 5 号 笠岡市神島天神団地北西角に設置した標識
- 基点第 1 7 0 7 号 笠岡市神島子殿州北西端に設置した標識
- 基点第 1 7 0 8 号 笠岡市神島子殿州東端に設置した標識
- 基点第 1 7 1 1 号 笠岡市神島 5 3 5 1 番地 2 東護岸階段
- 基点第 1 7 1 8 号 笠岡市横江漁港（神島地区）南防波堤東端角に設置した標識
- 点ア 基点第 1 7 1 1 号から基点第 1 6 0 9 号見通し線上
基点第 1 7 1 1 号から 9 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町



岡共第 147 号
第1種共同漁業権

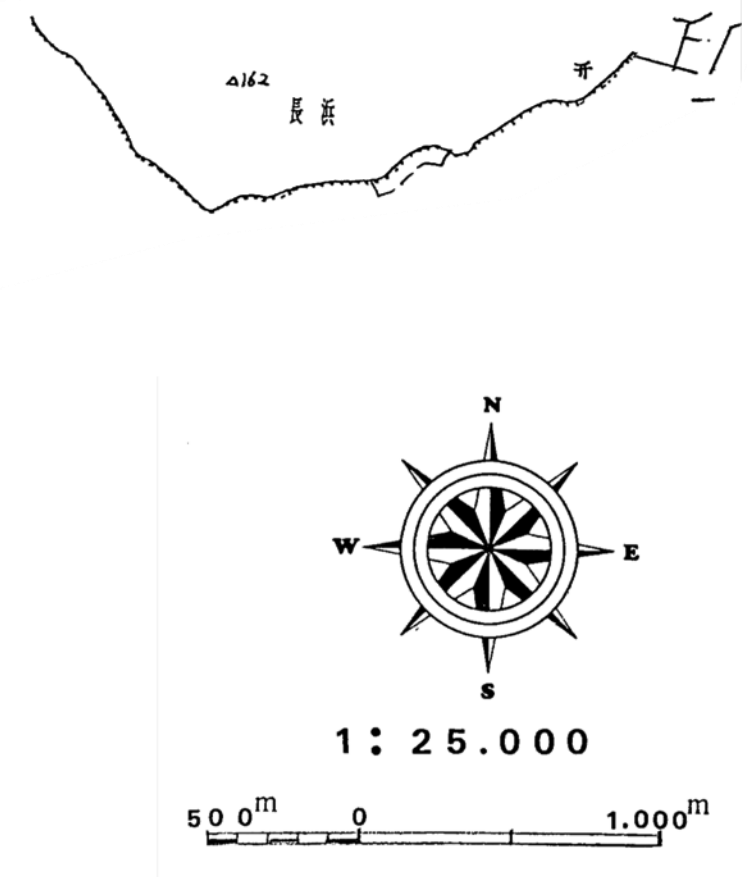
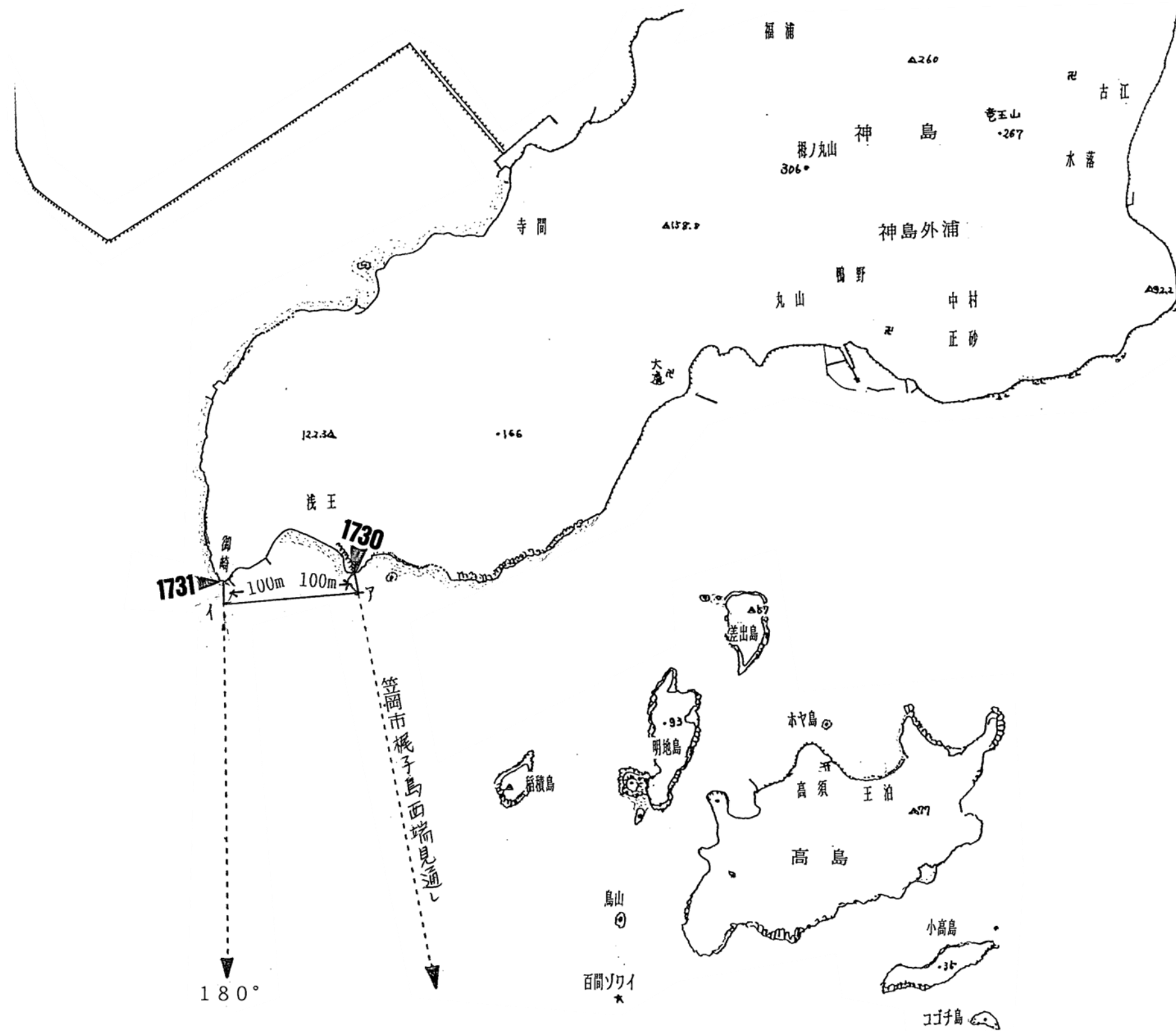
1 免許番号 岡共第 1 4 8 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
わかめ漁業
2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島御崎地先

4 漁場の区域 基点第 1 7 3 0 号、点ア、イ及び基点第 1 7 3 1 号の各点を
順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 7 3 0 号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識
基点第 1 7 3 1 号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識
点ア 基点第 1 7 3 0 号から笠岡市梶子島西端見通し線上
基点第 1 7 3 0 号から 1 0 0 メートルの点
点イ 基点第 1 7 3 1 号から真方位 1 8 0 度見通し線上基
点第 1 7 3 1 号から 1 0 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町



岡共第 148 号
第1種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 4 9 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

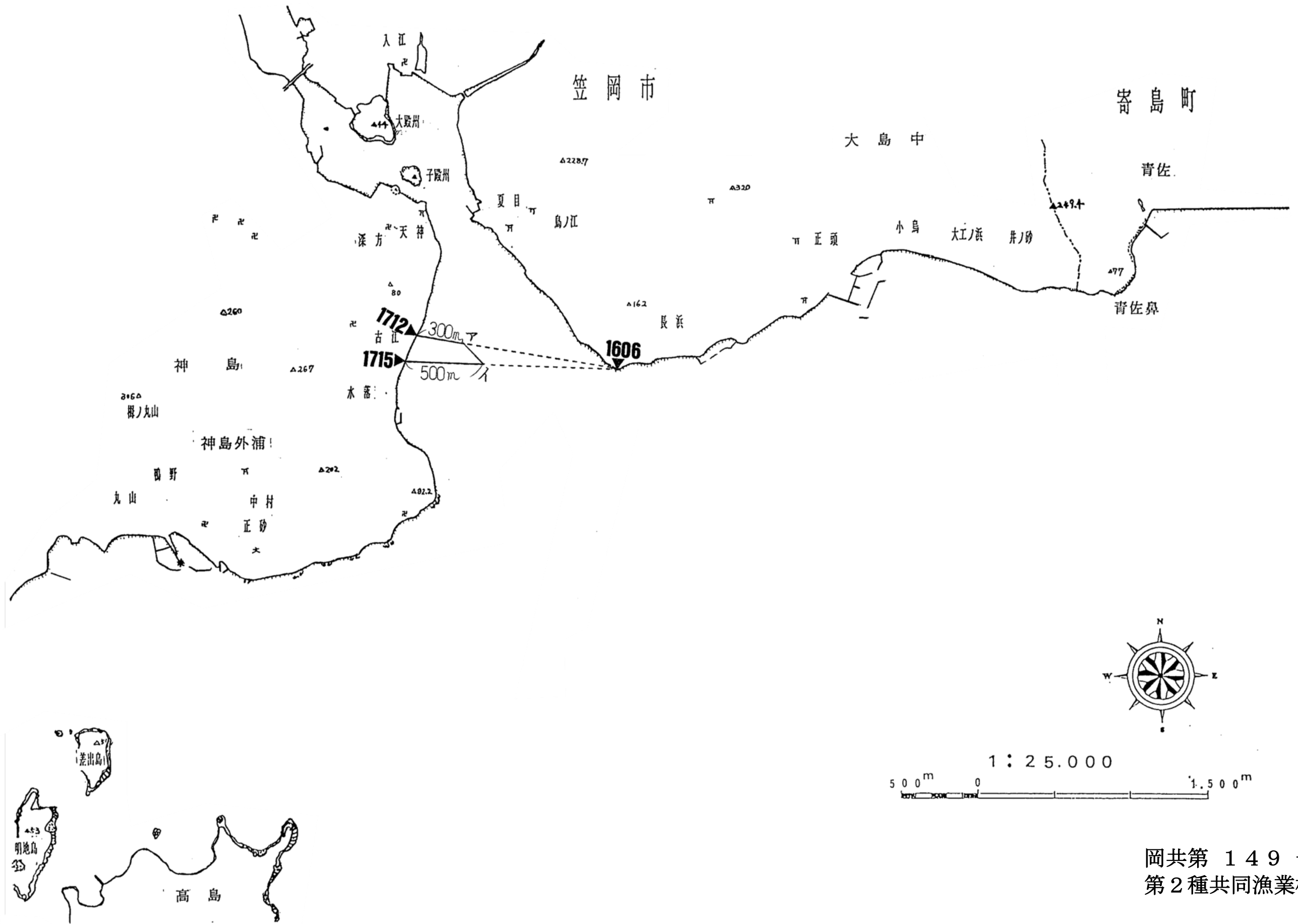
3 漁場の位置 笠岡市神島古江地先

4 漁場の区域 基点第 1 7 1 2 号、点ア、イ及び基点第 1 7 1 5 号の各点を
順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第 1 6 0 6 号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識
- 基点第 1 7 1 2 号 笠岡市神島神島八十八ヶ所第 8 番熊谷寺標石
- 基点第 1 7 1 5 号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設
置した標識
- 点ア 基点第 1 7 1 2 号から基点第 1 6 0 6 号見通し線上
基点第 1 7 1 2 号から 3 0 0 メートルの点
- 点イ 基点第 1 7 1 5 号から基点第 1 6 0 6 号見通し線上
基点第 1 7 1 5 号から 5 0 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町



岡共第 149 号
第2種共同漁業権

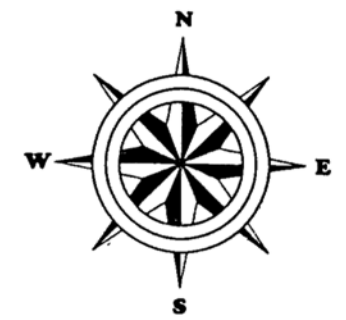
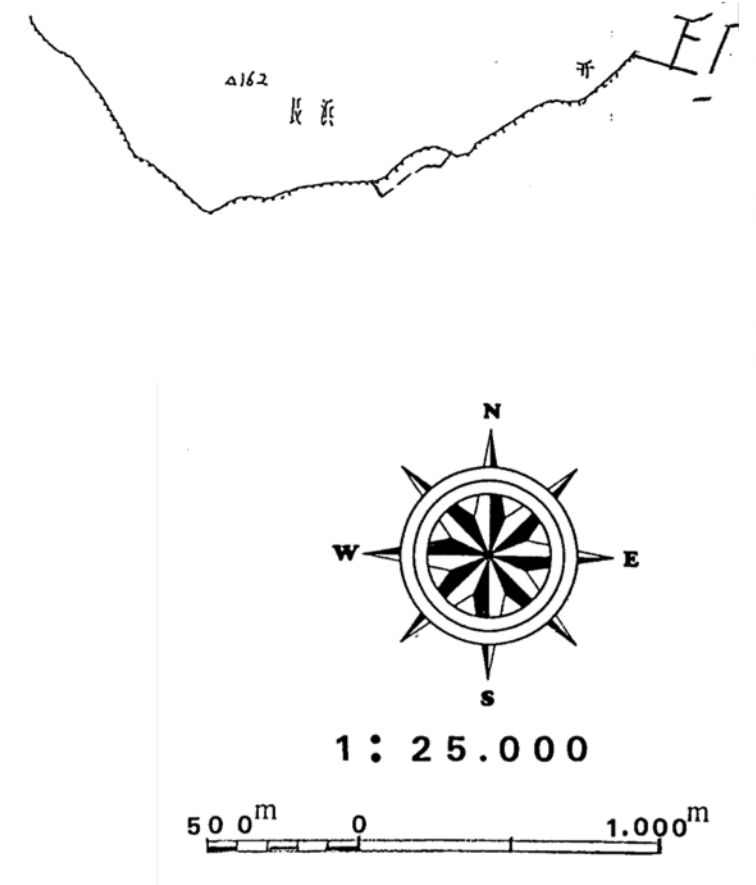
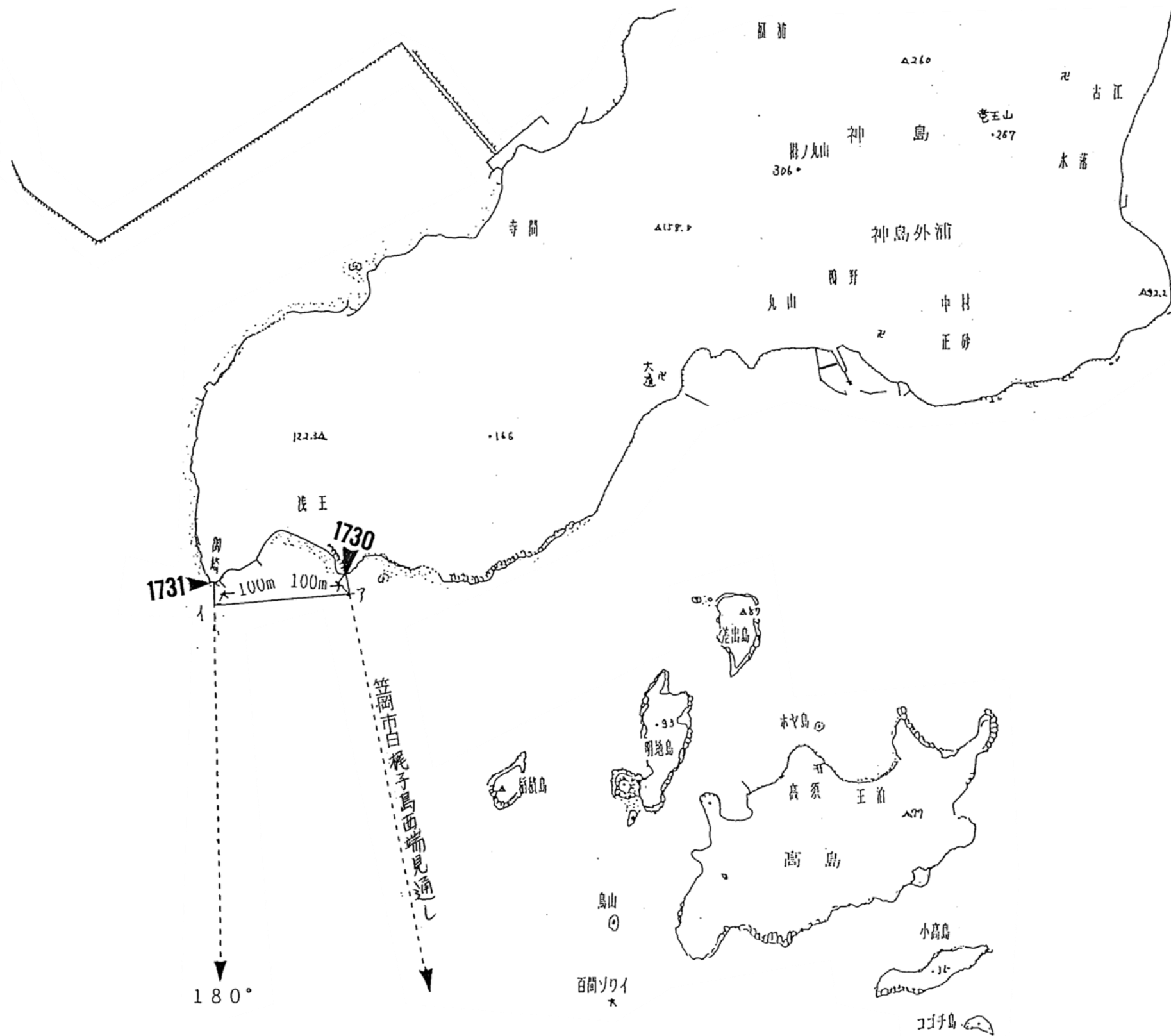
1 免許番号 岡共第 1 5 0 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

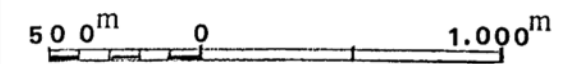
3 漁場の位置 笠岡市神島御崎地先

4 漁場の区域 基点第 1 7 3 0 号、点ア、イ及び基点第 1 7 3 1 号の各点を
順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 7 3 0 号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識
基点第 1 7 3 1 号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識
点ア 基点第 1 7 3 0 号から笠岡市梶子島西端見通し線上
基点第 1 7 3 0 号から 1 0 0 メートルの点
点イ 基点第 1 7 3 1 号から真方位 1 8 0 度見通し線上基
点第 1 7 3 1 号から 1 0 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島、横島、入江、美の浜、旧笠岡町



1 : 25.000



岡共第 150 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第151号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島中地先

4 漁場の区域 基点第1601号、点ア、イ及び基点第1609号の各点を
順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区
域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識

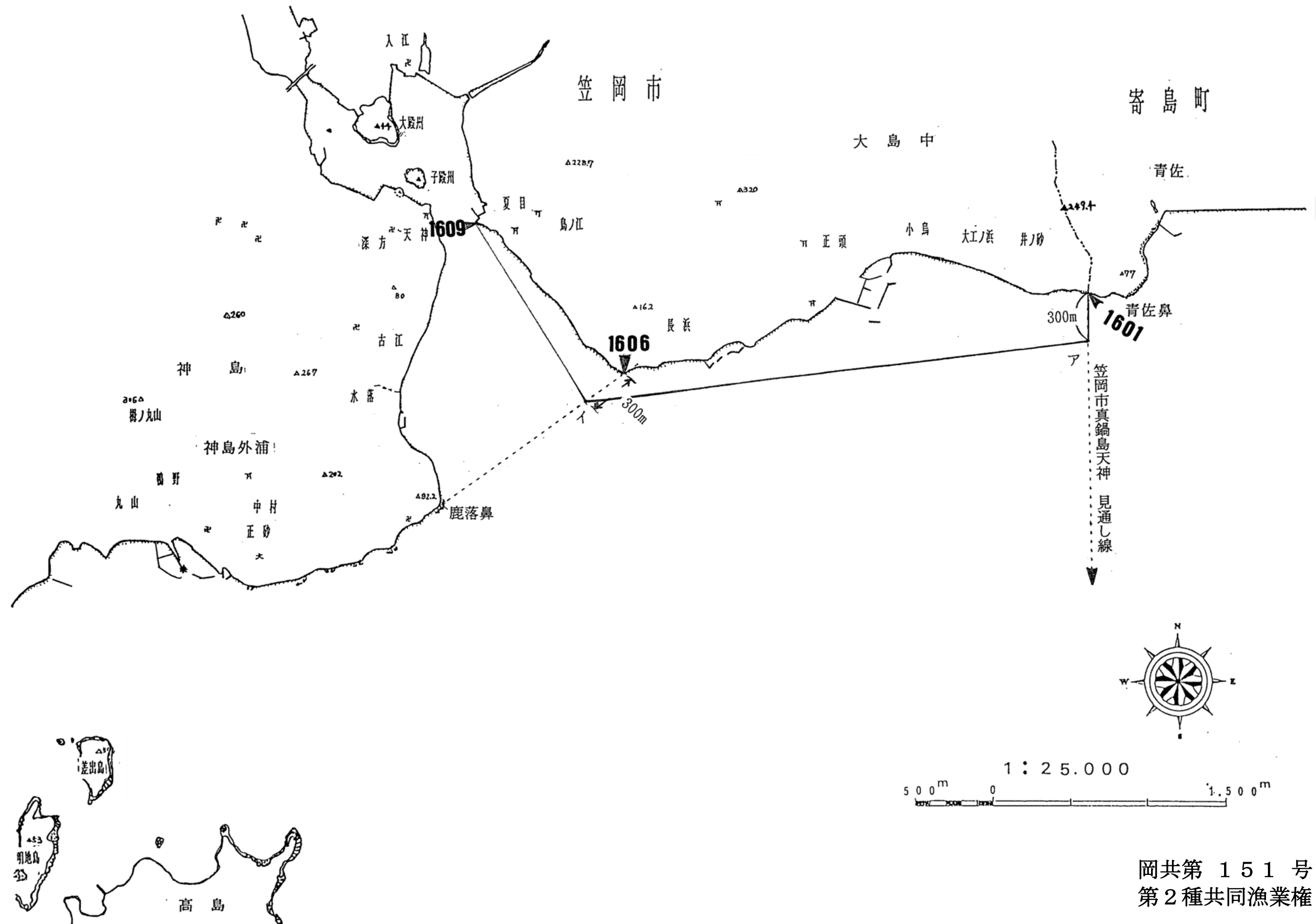
基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

基点第1609号 笠岡市西大島夏目船溜り南西旧物揚場のえびす様

点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線
上基点第1601号から300メートルの点

点イ 基点第1606号から笠岡市神島鹿落鼻東端見通し
線上基点第1606号から300メートルの点

5 関係地区 笠岡市



岡共第 151 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第152号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦、高島地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域

（1）基点第1616号及び基点第1701号を結んだ直線、基点第1611号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第1731号を順次結んだ8直線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識
- 基点第1611号 笠岡市入江今立川入江橋中央橋脚南端（旧浅口・小田郡界）
- 基点第1616号 笠岡市横島渡場スベリ東基部に設置した標識
- 基点第1650号 笠岡市茂平防路鼻県境に設置した標識
- 基点第1701号 笠岡市神島渡船場スベリ西基部に設置した標識
- 基点第1729号 笠岡市神島外浦オソノミ南麓（通称オソノクボ）に設置した標識
- 基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識
- 基点第1731号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識
- 基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
- 基点第1774号 笠岡市小高島南中鼻（トウフ岩）に設置した標識
- 基点第1804号 笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻に設置した標識
- 基点第1826号 笠岡市梶子島北西端に設置した標識

点ア 基点第1606号から笠岡市コゴチ島東南端見通し線と、基点第1611号から笠岡市北木島布越高見通し線との交差点

点イ 基点第1768号から基点第1804号見通し線と、基点第1606号から笠岡市コゴチ島東南端見通し線との交差点

点ウ 基点第1774号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線上基点1774号から100メートルの点

点エ 基点第1770号から福山市走島町加治屋島北端見通し線と、基点第1826号から福山市箕島町鳶ヶ巣西端見通し線との交差点

点オ 基点第1729号から福山市芦田川右岸竹ヶ端南端見通し線と、基点第1730号と点エを結んだ線との交差点

点カ 基点第1729号から福山市芦田川右岸竹ヶ端南端見通し線と、基点第1650号から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点

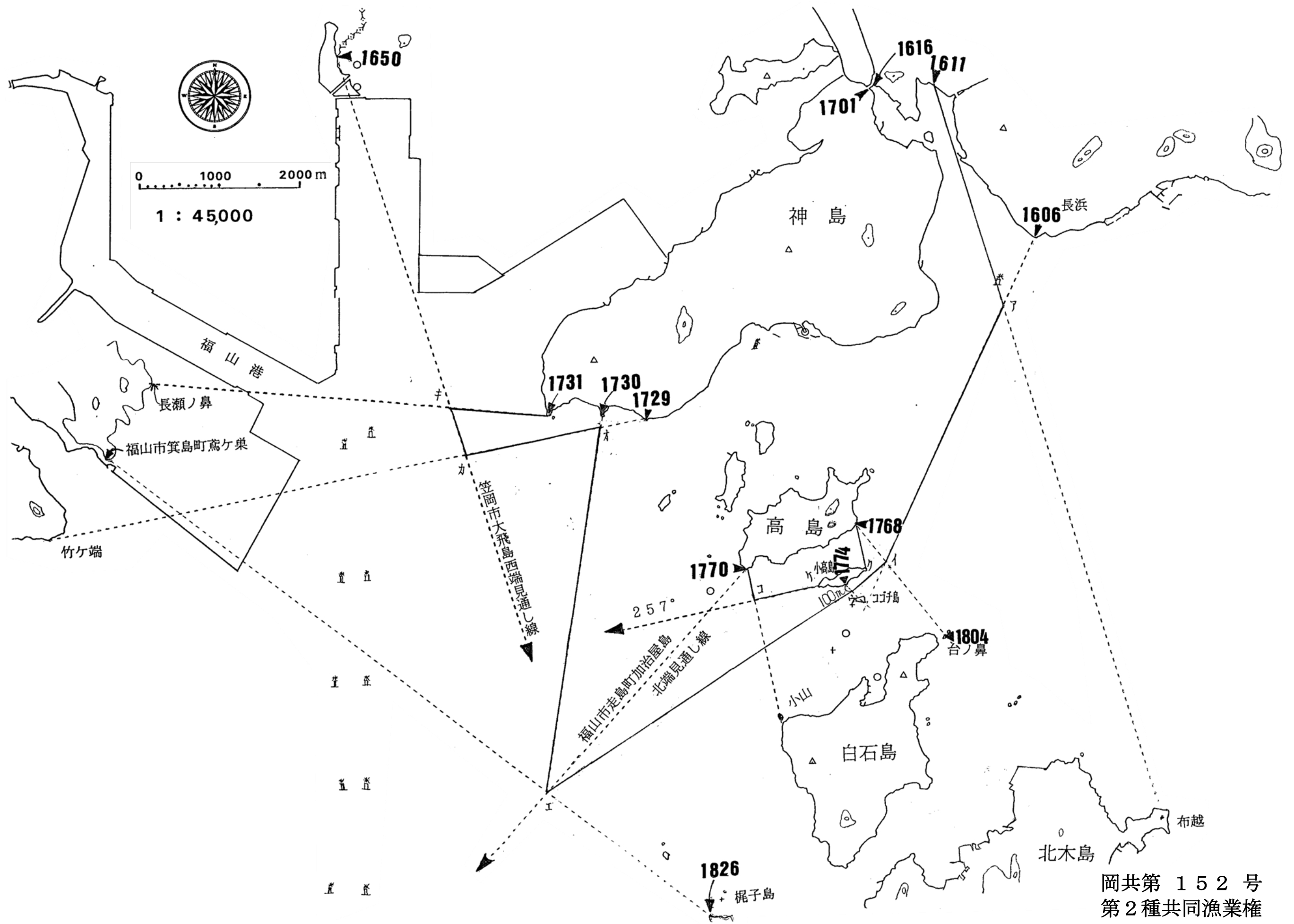
点キ 基点第1731号から福山市箕島町長瀬ノ鼻見通し線と、基点第1650号から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点

（2）基点第1768号と点ク並びに点ケ、コ及び基点第1770号を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

- 基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
- 基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識
- 点ク 笠岡市小高島東端に設置した標識
- 点ケ 笠岡市小高島西端に設置した標識
- 点コ 基点第1770号から笠岡市白石島小山見通し線と、点ケから真方位257度見通し線との交差点

5 関係地区 笠岡市



岡共第 152 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 5 3 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
建網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市飛島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ 5 直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第 1 8 1 1 号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識

基点第 1 8 6 7 号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識

基点第 1 9 0 5 号 笠岡市真鍋島天神鼻燈籠

基点第 1 9 2 5 号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

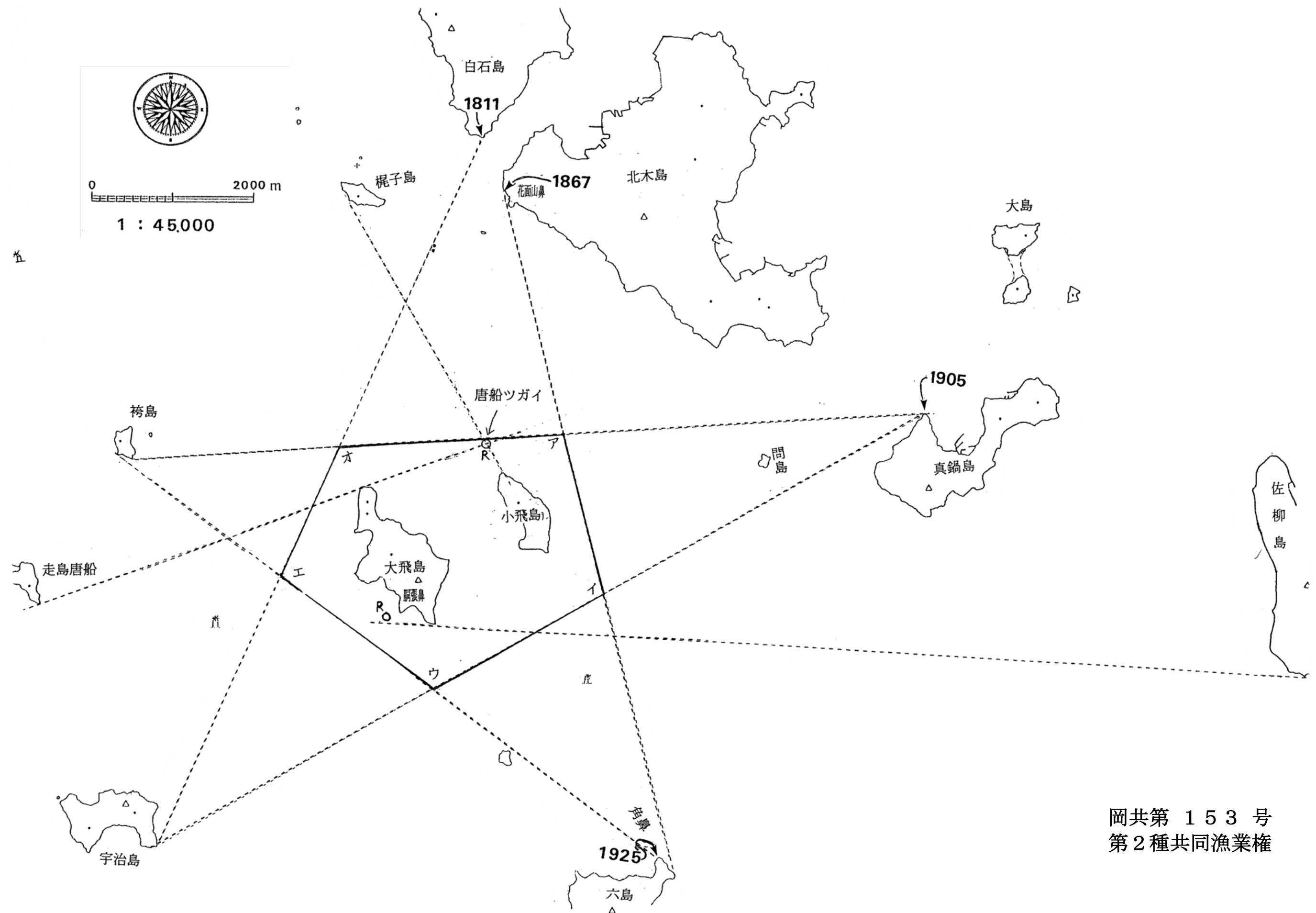
点ア 基点第 1 8 6 7 号から笠岡市六島東端見通し線と、
基点第 1 9 0 5 号から福山市走島町袴島南端見通し線
との交差点

点イ 基点第 1 8 6 7 号から笠岡市六島東端見通し線と、
基点第 1 9 0 5 号から福山市鞆町宇治島南東端見通し
線との交差点

点ウ 基点第 1 9 0 5 号から福山市宇治島南東端見通し線
と、基点第 1 9 2 5 号から福山市走島町袴島南西端見
通し線との交差点

点エ 基点第 1 8 1 1 号から福山市宇治島南東端見通し線
と、基点第 1 9 2 5 号から福山市走島町袴島南西端見
通し線との交差点

点オ 基点第 1 8 1 1 号から福山市宇治島南東端見通し線
と、基点第 1 9 0 5 号から福山市走島町袴島南端見通
し線との交差点



岡共第 153 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第154号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域
（1）点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
- 基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識
- 基点第1774号 笠岡市小高島南中鼻（トウフ岩）に設置した標識
- 基点第1804号 笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻に設置した標識
- 基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識
- 基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識
- 基点第1825号 笠岡市梶子島南西端に設置した標識
- 基点第1826号 笠岡市梶子島北西端に設置した標識
- 基点第1856号 笠岡市北木島金風呂漁港内4号水門東端に設置した標識

- 点ア 基点第1770号から福山市加治屋島北西端見通し線と、基点第1826号から福山市箕島町鳶ヶ巣南端見通し線との交差点
- 点イ 基点第1825号から笠岡市大飛島西端見通し線と、基点第1811号から福山市鞆町袴島北西端見通し線との交差点

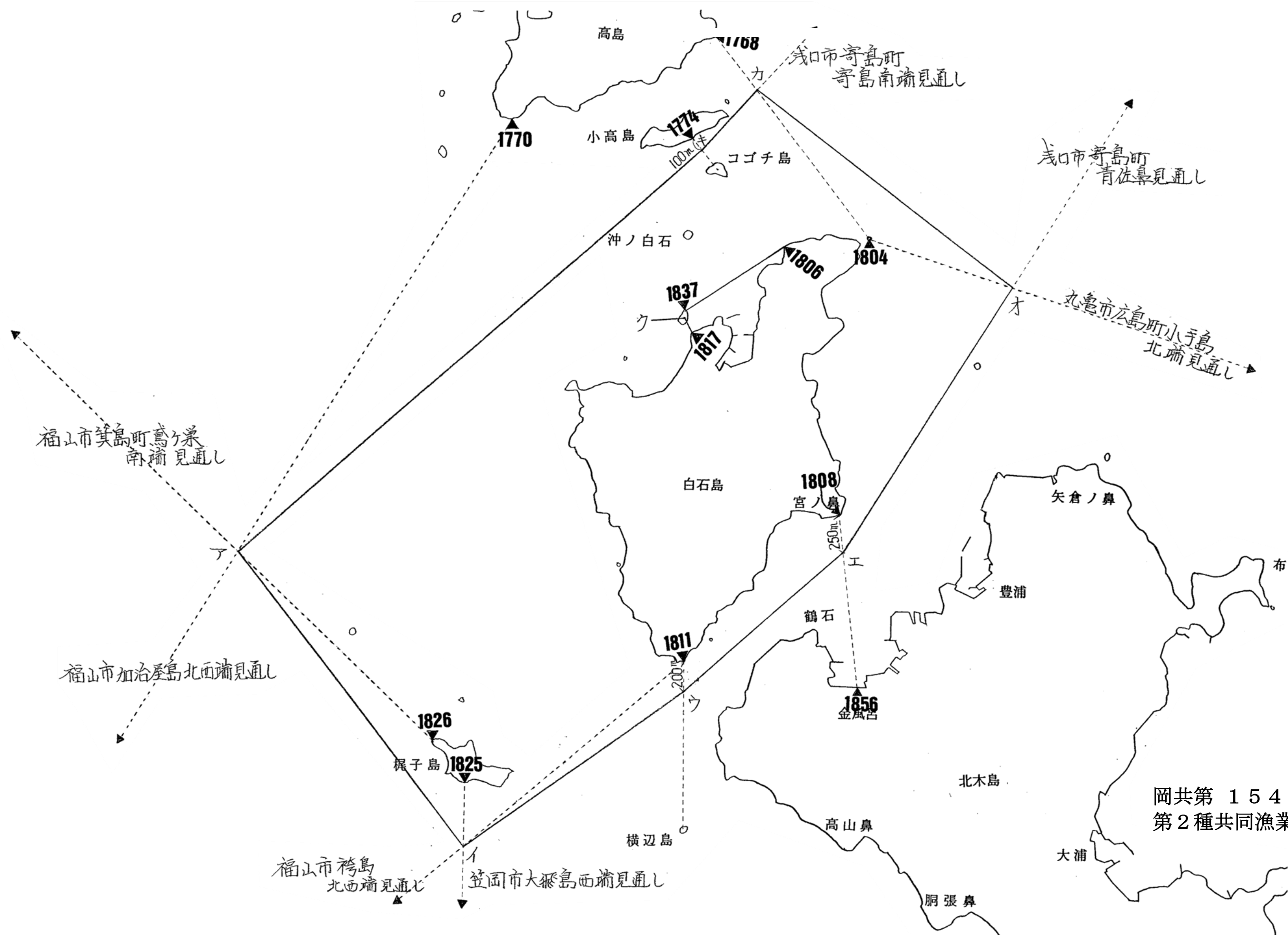
- 点ウ 基点第1811号から笠岡市横辺島西端見通し線上基点1811号から200メートルの点
- 点エ 基点第1808号から基点第1856号見通し線上基点1808号から250メートルの点
- 点オ 基点第1804号から丸亀市広島町小手島北端見通し線と、点エから浅口市寄島町青佐鼻見通し線との交差点
- 点カ 基点第1768号から基点第1804号見通し線と、点キから浅口市寄島町寄島南端見通し線との交差点
- 点キ 基点第1774号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線上基点1774号から100メートルの点

（2）基点第1806号及び基点第1837号、基点第1817号及び点クをそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第1806号 笠岡市白石島影平ヨコゾワ突端に設置した標識
- 基点第1817号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識
- 基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識
- 点ク 笠岡市弁天島島頂

5 関係地区 笠岡市



- 1

免許番号

岡共第155号
- 2

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで
- 3

漁場の位置

笠岡市北木島北地先
- 4

漁場の区域

基点第1860号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第1867号の各点を順次結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。
- 5

関係地区

笠岡市
- 点オ

基点第1811号から福山市袴島高頂見通し線と、
基点第1822号から笠岡市横辺島高頂見通し線との
交差点
- 点カ

基点第1867号から笠岡市横辺島東端見通し線上
基点第1867号から800メートルの点

点の位置

- 基点第1808号

笠岡市白石島南東宮ノ鼻南端に設置した標識
- 基点第1811号

笠岡市白石島南端乳石に設置した標識
- 基点第1822号

笠岡市梶子島東端に設置した標識
- 基点第1855号

笠岡市北木島鶴石鼻突端に設置した標識
- 基点第1856号

笠岡市北木島金風呂漁港内4号水門東端に設置した
標識
- 基点第1860号

笠岡市北木島布越北東端に設置した標識
- 基点第1867号

笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識
- 基点第1869号

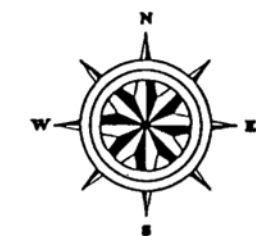
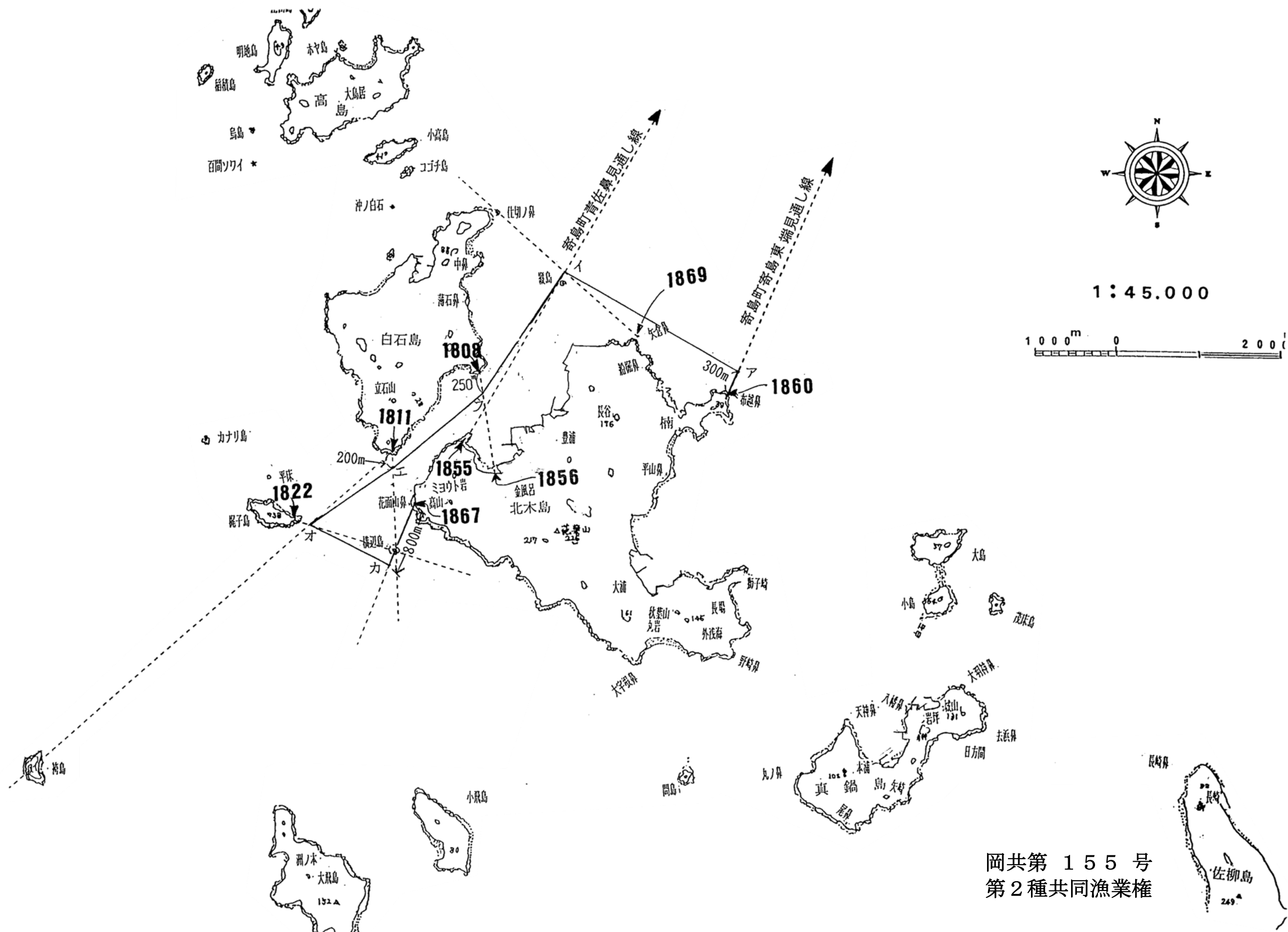
笠岡市北木島矢倉の鼻大岩北端に設置した標識
- 点ア

基点第1860号から浅口市寄島町寄島東端見通し
線上基点第1860号から300メートルの点
- 点イ

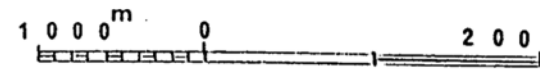
基点第1869号から笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻
見通し線と、基点第1855号から浅口市寄島町青佐
鼻見通し線との交差点
- 点ウ

基点第1808号から基点第1856号見通し線上
基点1808号から250メートルの点
- 点エ

基点第1811号から笠岡市横辺島高頂見通し線上
第1811号から200メートルの点



1:45,000



岡共第 155 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第156号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

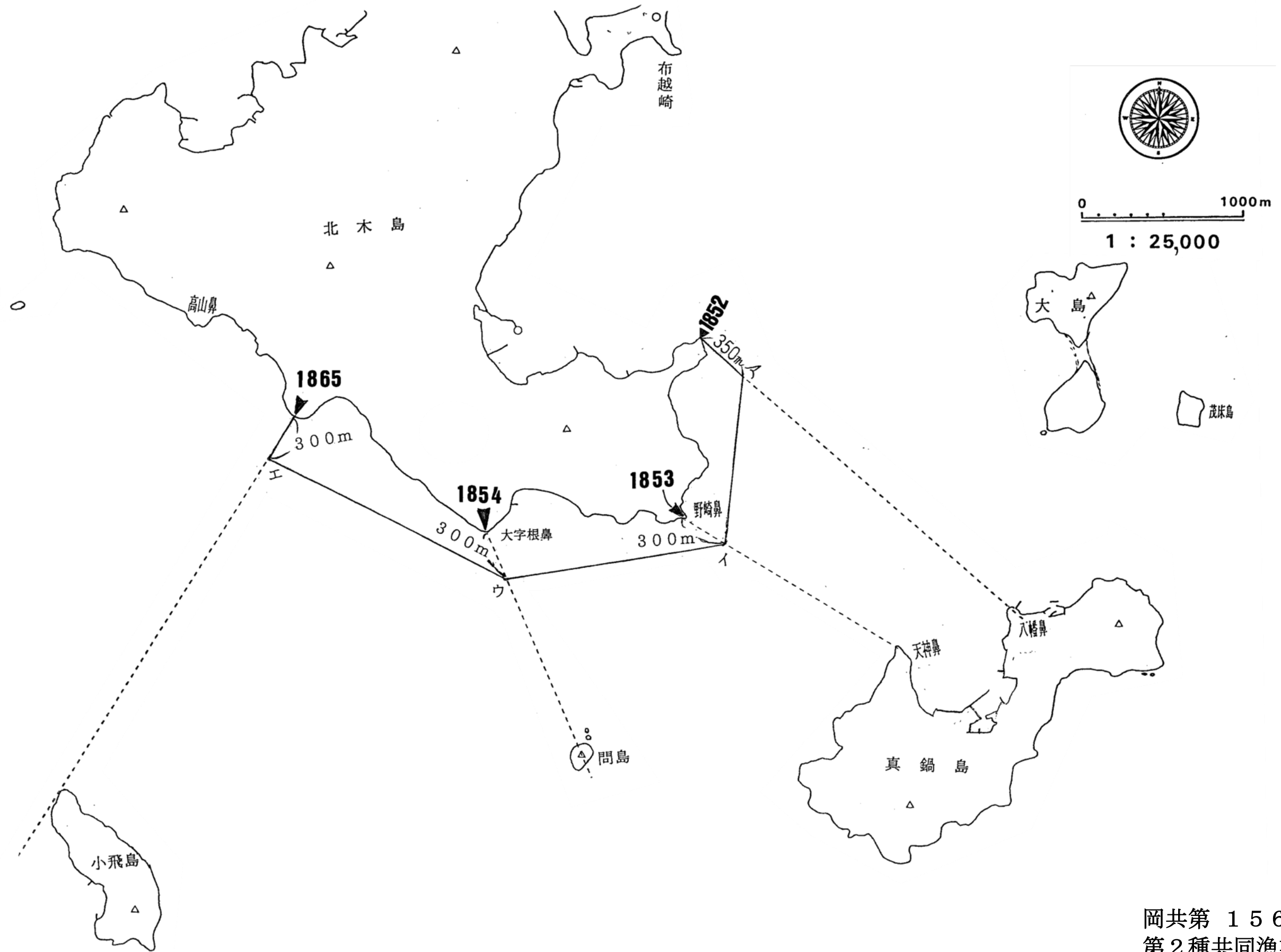
3 漁場の位置 笠岡市北木島南地先

4 漁場の区域 基点第1852号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第1865号
の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線によって囲まれ
た区域

点の位置

- 基点第1852号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識
- 基点第1853号 笠岡市北木島野島鼻突端に設置した標識
- 基点第1854号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識
- 基点第1865号 笠岡市北木島胴張鼻に設置した標識
- 点ア 基点第1852号から笠岡市真鍋島八幡鼻突端見通
し線上基点第1852号から350メートルの点
- 点イ 基点第1853号から笠岡市真鍋島天神鼻突端燈籠
見通し線上基点第1853号から300メートルの点
- 点ウ 基点第1854号から笠岡市問島島頂見通し線上基
点第1854号から300メートルの点
- 点エ 基点第1865号から笠岡市小飛島北端見通し線上
基点第1865号から300メートルの点

5 関係地区 笠岡市



1 免許番号 岡共第 1 5 7 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
建網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ 5 直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝
渠等の区域を除く。

点の位置

基点第 1 8 5 4 号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識

基点第 1 9 2 1 号 笠岡市茂床島南端に設置した標識

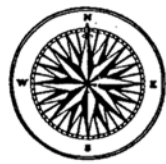
点ア 基点第 1 8 5 4 号から笠岡市六島東端見通し線と、
笠岡市小飛島北端から丸亀市広島町小手島西端見通し
線との交差点

点イ 基点第 1 8 5 4 号から笠岡市六島東端見通し線と、
笠岡市小飛島北端から香川県仲多度郡多度津町佐柳島
南端見通し線との交差点

点ウ 笠岡市ハブ島南端から丸亀市広島町小手島南端見通
し線と、笠岡市小飛島北端から香川県仲多度郡多度津
町佐柳島南端見通し線との交差点

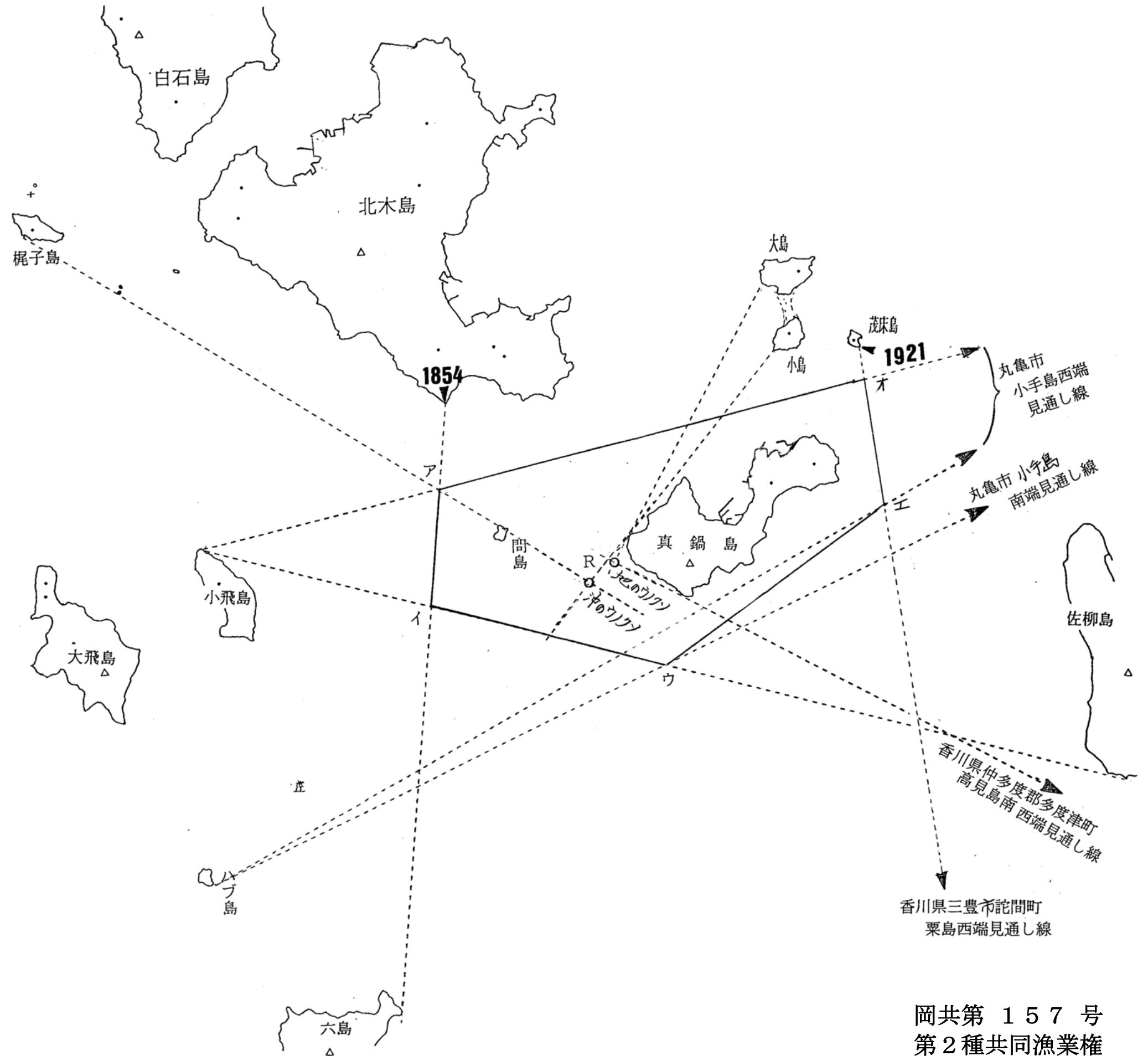
点エ 基点第 1 9 2 1 号から三豊市詫間町栗島西端見通し
線と、笠岡市ハブ島南端から丸亀市広島町小手島西端
見通し線との交差点

点オ 基点第 1 9 2 1 号から三豊市詫間町栗島西端見通し
線と、笠岡市小飛島北端から丸亀市広島町小手島西端
見通し線との交差点



0 2000 m

1 : 45,000



岡共第 157 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第158号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島及び茂床島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ5直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻燈籠

基点第1911号 笠岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識

基点第1917号 笠岡市大島白石に設置した標識

基点第1919号 笠岡市大島北東端に設置した標識

基点第1920号 笠岡市大島北西端に設置した標識

基点第1921号 笠岡市茂床島南端に設置した標識

基点第1922号 笠岡市茂床島東端に設置した標識

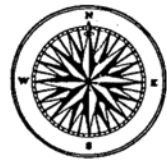
点ア 基点第1920号から笠岡市北木島布越北東端見通
し線上基点第1920号から500メートルの点

点イ 基点第1917号から基点第1905号見通し線上
基点第1917号から500メートルの点

点ウ 基点第1921号から基点第1911号見通し線上
基点第1921号から400メートルの点

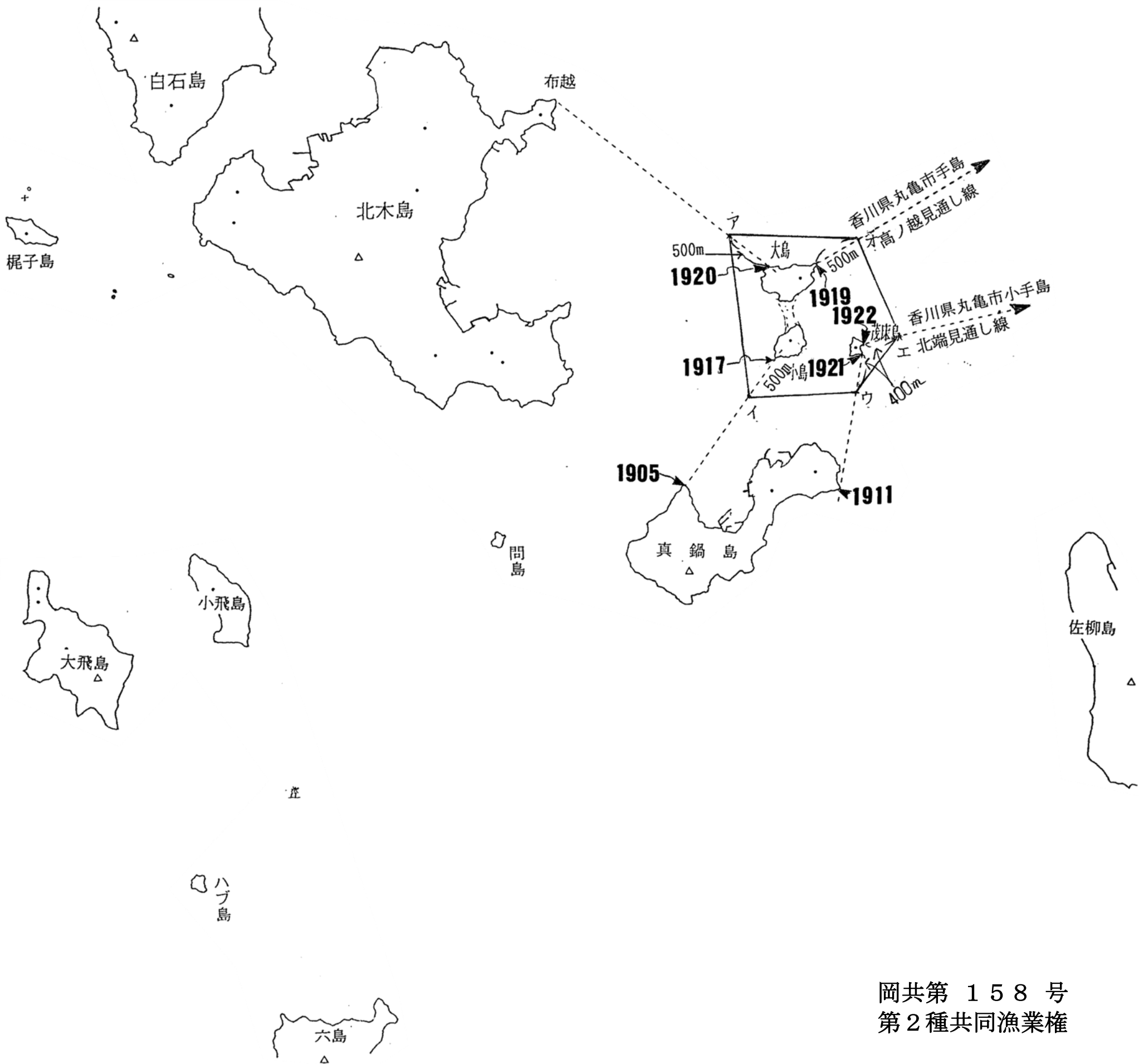
点エ 基点第1922号から丸亀市広島町小手島北端見通
し線上基点1922号から400メートルの点

点オ 基点第1919号から丸亀市広島町手島高ノ越見通
し線上基点1919号から500メートルの点



0 2000 m

1 : 45,000



岡共第 158 号
第 2 種共同漁業権

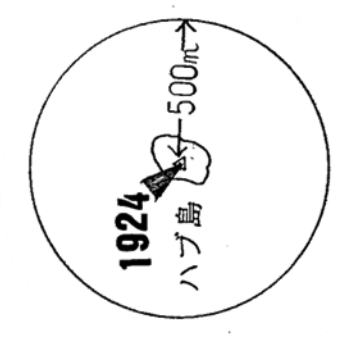
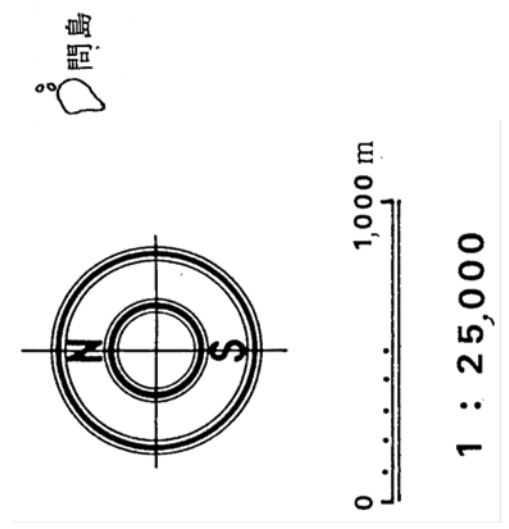
1 免許番号 岡共第 1 5 9 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
建網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市ハブ島地先

4 漁場の区域 基点第 1 9 2 4 号を中心にして半径 5 0 0 メートルの円と最
大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 9 2 4 号 笠岡市ハブ島島頂に設置した標識

5 関係地区 笠岡市



岡共第 159 号
第2種共同漁業権

1 免許番号 岡共第160号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
建網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ6直
線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識

基点第1926号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識

基点第1927号 笠岡市六島小六鼻突端に設置した標識

基点第1929号 笠岡市六島富山鼻南端に設置した標識

基点第1930号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識

点ア 基点第1925号から笠岡市間島南端見通し線上基
点第1925号から400メートルの点

点イ 基点第1926号から香川県仲多度郡多度津町二面
島北端見通し線上基点第1926号から500メー
トルの点

点ウ 基点第1927号から香川県三豊市詫間町三崎見通
し線上基点1927号から500メートルの点

点エ 基点第1929号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大
崎北端見通し線上基点1929号から1000メー
トルの点

点オ 基点第1930号から福山市宇治島南端見通し線上
基点第1930号から1000メートルの点

点カ 基点第1930号から笠岡市ハブ島東端見通し線上
基点第1930号から400メートルの点

1 免許番号 岡共第161号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から3月31日まで
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦、高島地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域

（1）基点第1720号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点第1778号、点ス及び基点第1730号の各点を順次結んだ15直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。

点の位置

- 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識
- 基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識
- 基点第1721号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識
- 基点第1723号 笠岡市神島外浦岡崎鼻（神島八十八ヶ所第22番札所）に設置した標識
- 基点第1724号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤灯台
- 基点第1728号 笠岡市神島外浦三頭に設置した標識
- 基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識
- 基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識
- 基点第1766号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識
- 基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
- 基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

基点第1774号 笠岡市小高島南中鼻（トウフ岩）に設置した標識

基点第1778号 笠岡市高島南西百間ゾワイ灯標

基点第1803号 笠岡市白石島仕切鼻東北端に設置した標識

- 点ア 基点第1720号から基点第1606号見通し線上
基点第1720号から500メートルの点
- 点イ 基点第1720号から香川県丸亀市手島甚平鼻見通し線上基点第1720号から500メートルの点
- 点ウ 基点第1720号から笠岡市北木島布越東端見通し線上基点第1720号から500メートルの点
- 点エ 基点第1721号から笠岡市白石島東端見通し線上
基点第1721号から500メートルの点
- 点オ 基点第1723号から基点第1803号見通し線上
基点第1723号から500メートルの点
- 点カ 基点第1724号から基点第1766号見通し線上
基点第1724号から500メートルの点
- 点キ 基点第1724号から基点第1766号見通し線
と、基点第1728号から笠岡市差出島北端見通し延長線との交差点
- 点ク 基点第1723号から基点第1803号見通し線
と、基点第1728号から笠岡市差出島北端見通し延長線との交差点
- 点ケ 基点第1720号から笠岡市白石島高頂（171メートル）見通し線と、基点第1723号から基点第1803号見通し線との交差点
- 点コ 基点第1720号から笠岡市白石島高頂（171メートル）見通し線と、基点第1768号から基点第1803号見通し線との交差点
- 点サ 基点第1774号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線上基点第1774号から100メートルの点
- 点シ 基点第1755号から基点第1770号見通し延長線と、点サから広島県福山市仙酔島北端見通し線との交差点
- 点ス 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線上
基点第1730号から500メートルの点

(2) 基点第 1 7 6 8 号、点 A、B、C 及び基点第 1 7 7 0 号の各点を順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第 1 7 6 8 号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識

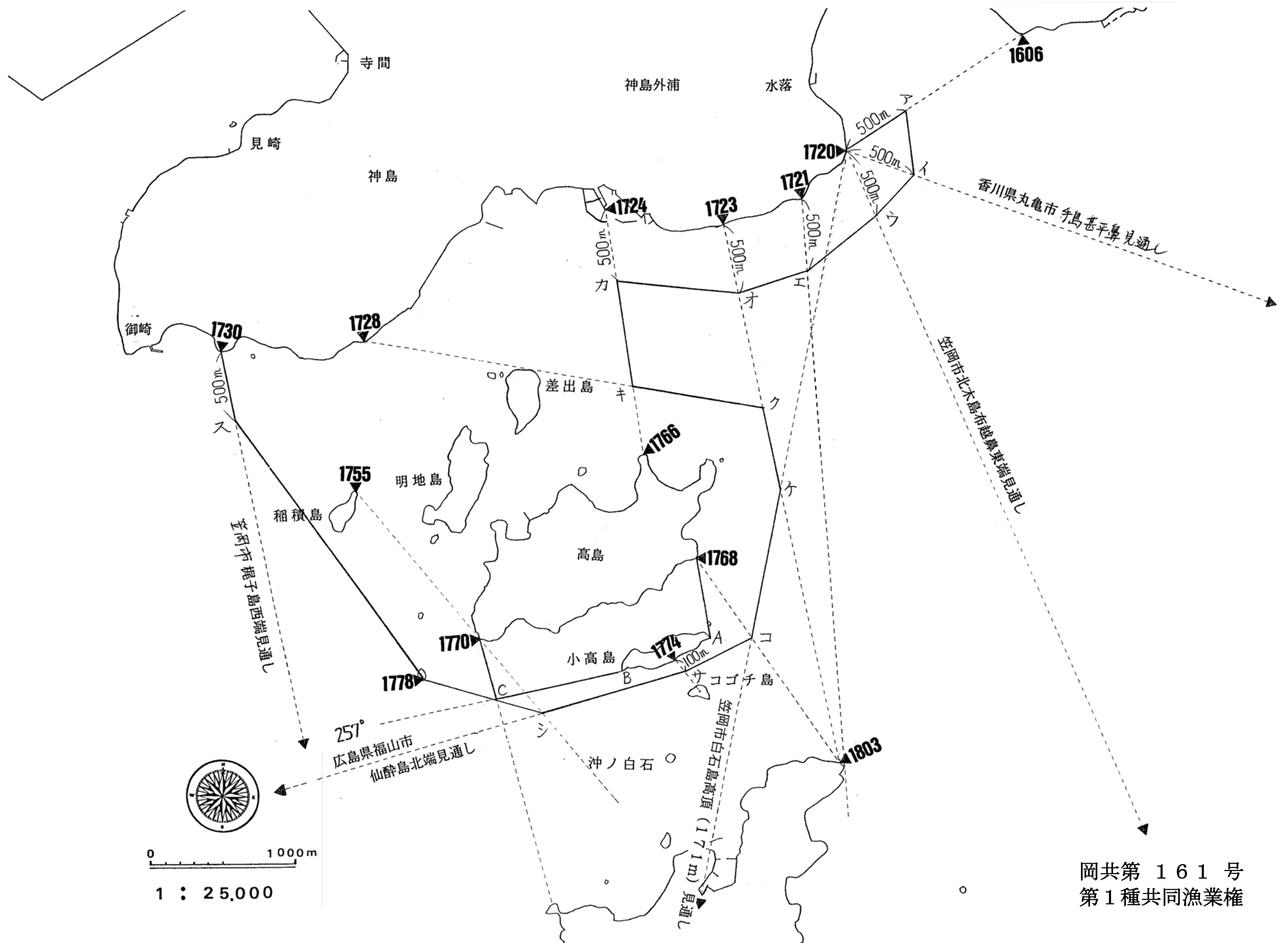
基点第 1 7 7 0 号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

点 A 笠岡市小高島東端に設置した標識

点 B 笠岡市小高島西端に設置した標識

点 C 基点第 1 7 7 0 号から笠岡市白石島小山見通し線と、点 B から真方位 2 5 7 度の方位線との交差点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 161 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第162号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から3月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市飛島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次結んだ5直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識
- 基点第1867号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識
- 基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠
- 基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識
- 基点第1926号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識

点ア 基点第1867号から基点第1926号見通し線
と、基点第1905号から広島県福山市走島町袴島南
端見通し線との交差点

点イ 基点第1867号から基点第1926号見通し線
と、基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島
南東端見通し線との交差点

点ウ 基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島南
東端見通し線と、基点第1925号から広島県福山市
走島町袴島南西端見通し線との交差点

点エ 基点第1811号から広島県福山市走島町宇治島南
東端見通し線と、基点第1925号から広島県福山市
走島町袴島南西端見通し線との交差点

点オ 基点第1811号から広島県福山市走島町宇治島南
東端見通し線と、基点第1905号から広島県福山市

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島

1 免許番号 岡共第 1 6 3 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
あさり漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島東地先

4 漁場の区域 基点第 1 7 1 5 号及び点アを結んだ直線、基点第 1 7 2 0 号
及び点イを結んだ直線及び基点第 1 7 1 5 号と基点第 1 7 2 0
号の間における最大高潮時海岸線から沖出し 1 0 0 メートルの
線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第 1 6 0 6 号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識

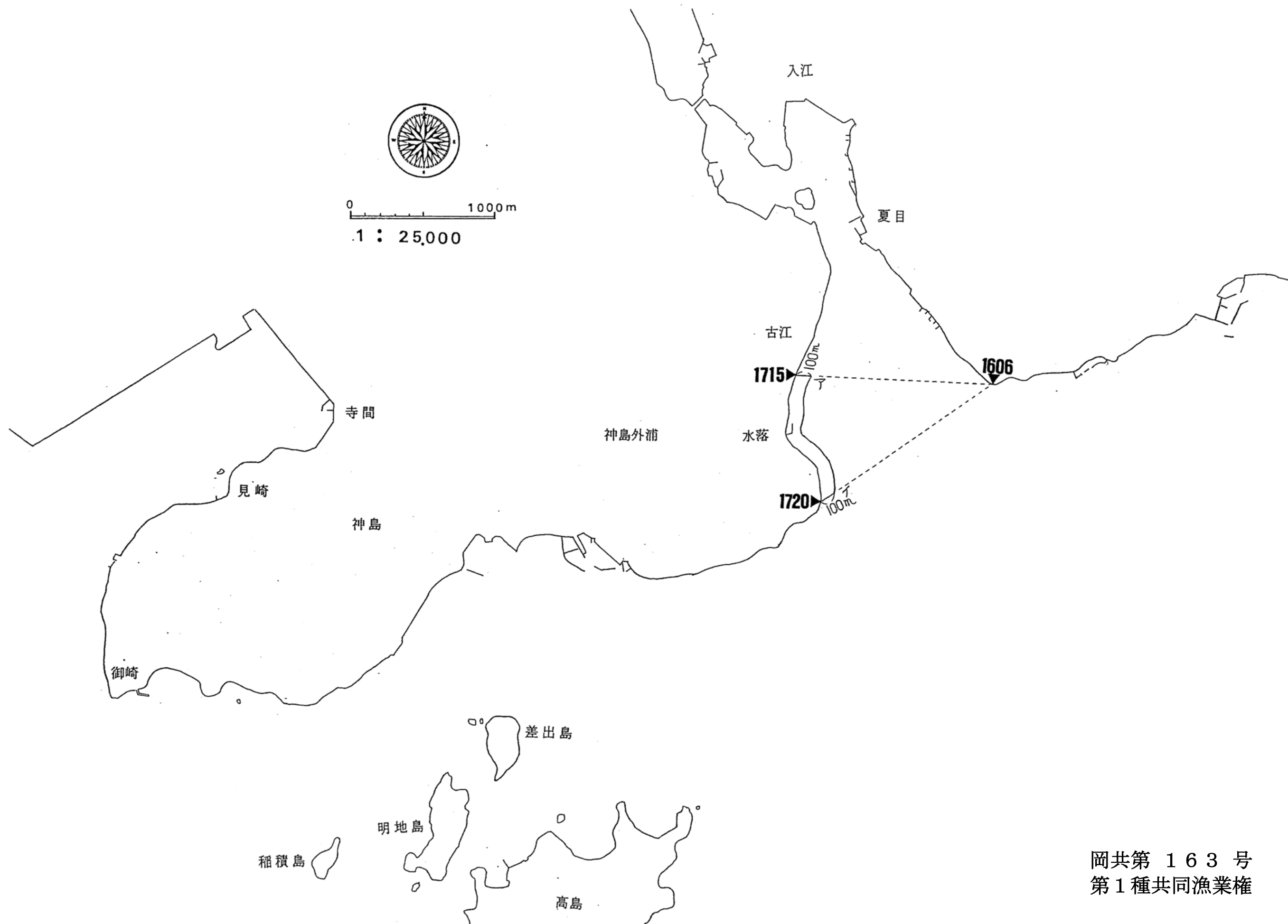
基点第 1 7 1 5 号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設
置した標識

基点第 1 7 2 0 号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識

点ア 基点第 1 7 1 5 号から基点第 1 6 0 6 号見通し線上
基点第 1 7 1 5 号から 1 0 0 メートルの点

点イ 基点第 1 7 2 0 号から基点第 1 6 0 6 号見通し線上基
点第 1 7 2 0 号から 1 0 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 163 号
第1種共同漁業権

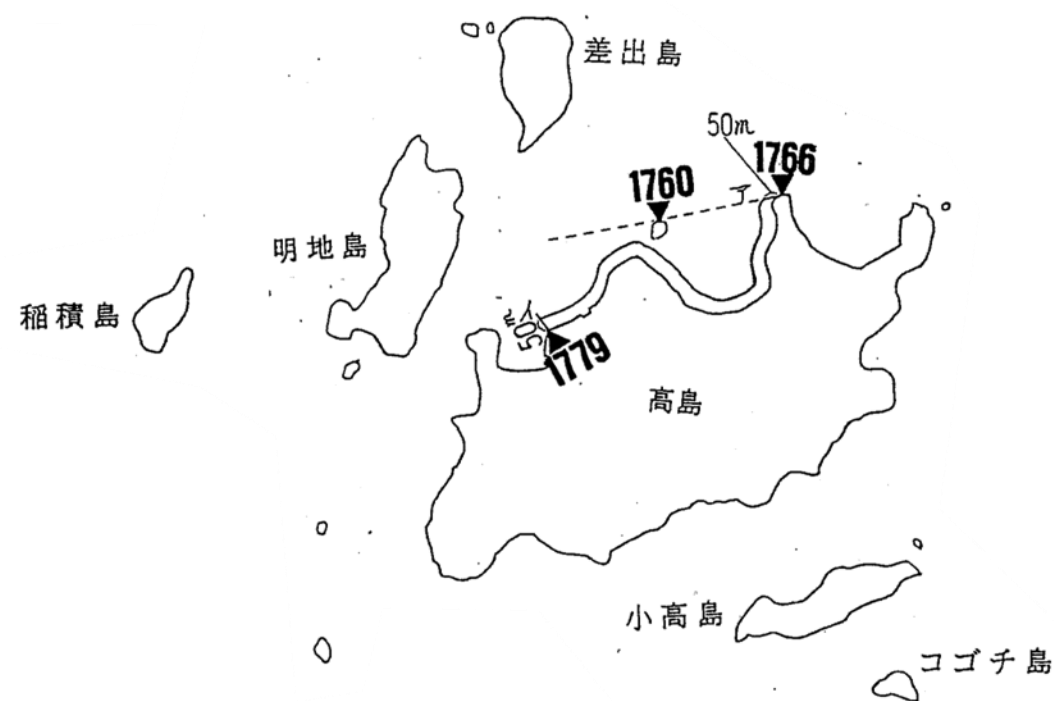
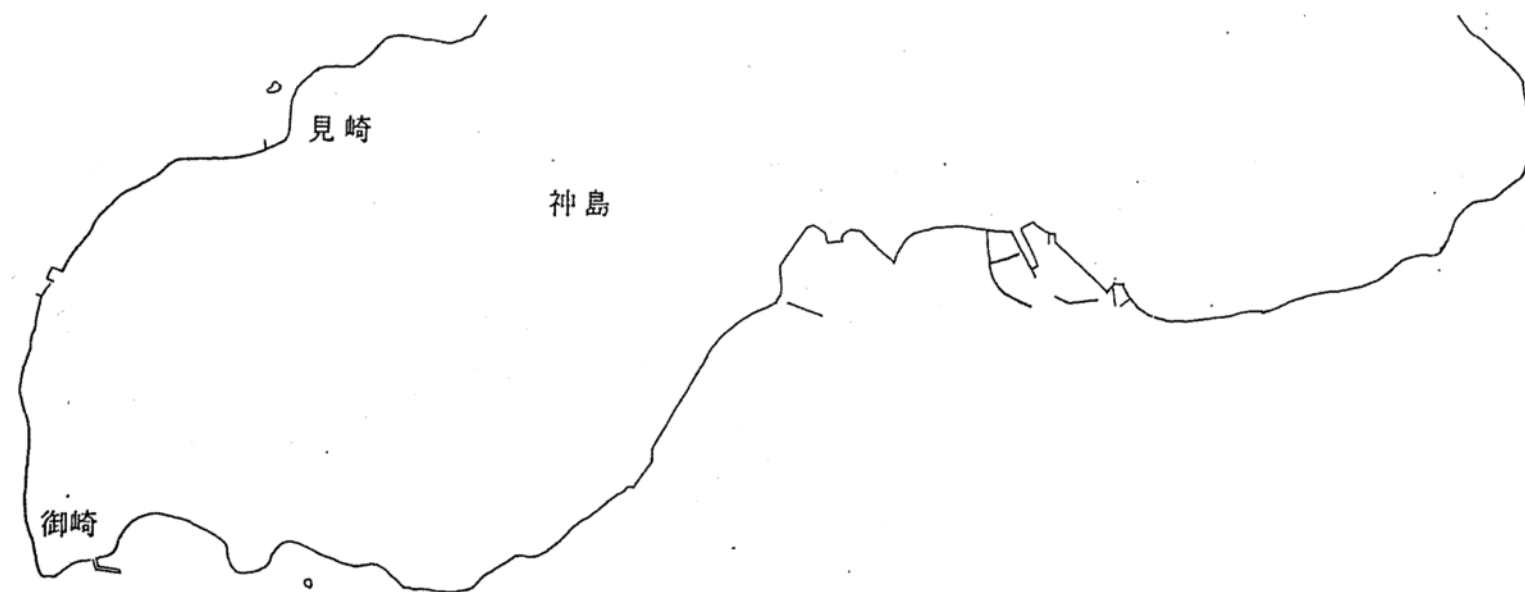
1 免許番号 岡共第 1 6 4 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
あさり漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

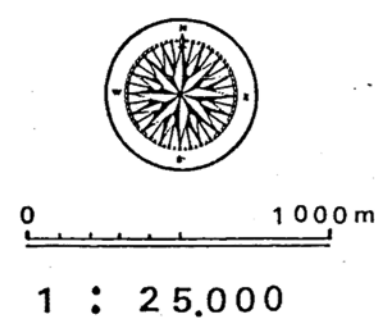
3 漁場の位置 笠岡市高島高須、王泊地先

4 漁場の区域 基点第 1 7 6 6 号及び点アを結んだ直線、基点第 1 7 7 9 号
及び点イを結んだ直線及び基点第 1 7 6 6 号と基点第 1 7 7 9
号の間における最大高潮時海岸線から沖出し 5 0 メートルの線
と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 7 6 0 号 笠岡市ホヤ島北端に設置した標識
基点第 1 7 6 6 号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識
基点第 1 7 7 9 号 笠岡市高島黒土港北防波堤基部
点ア 基点第 1 7 6 6 号から基点第 1 7 6 0 号見通し線上
基点第 1 7 6 6 号から 5 0 メートルの点
点イ 基点第 1 7 7 9 号から防波堤上 5 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



沖ノ白石



岡共第 164 号
第1種共同漁業権



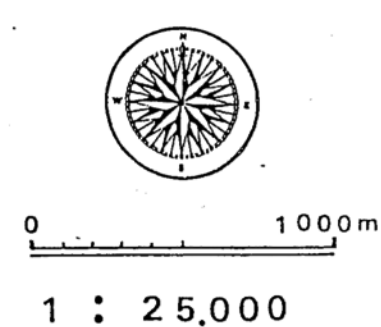
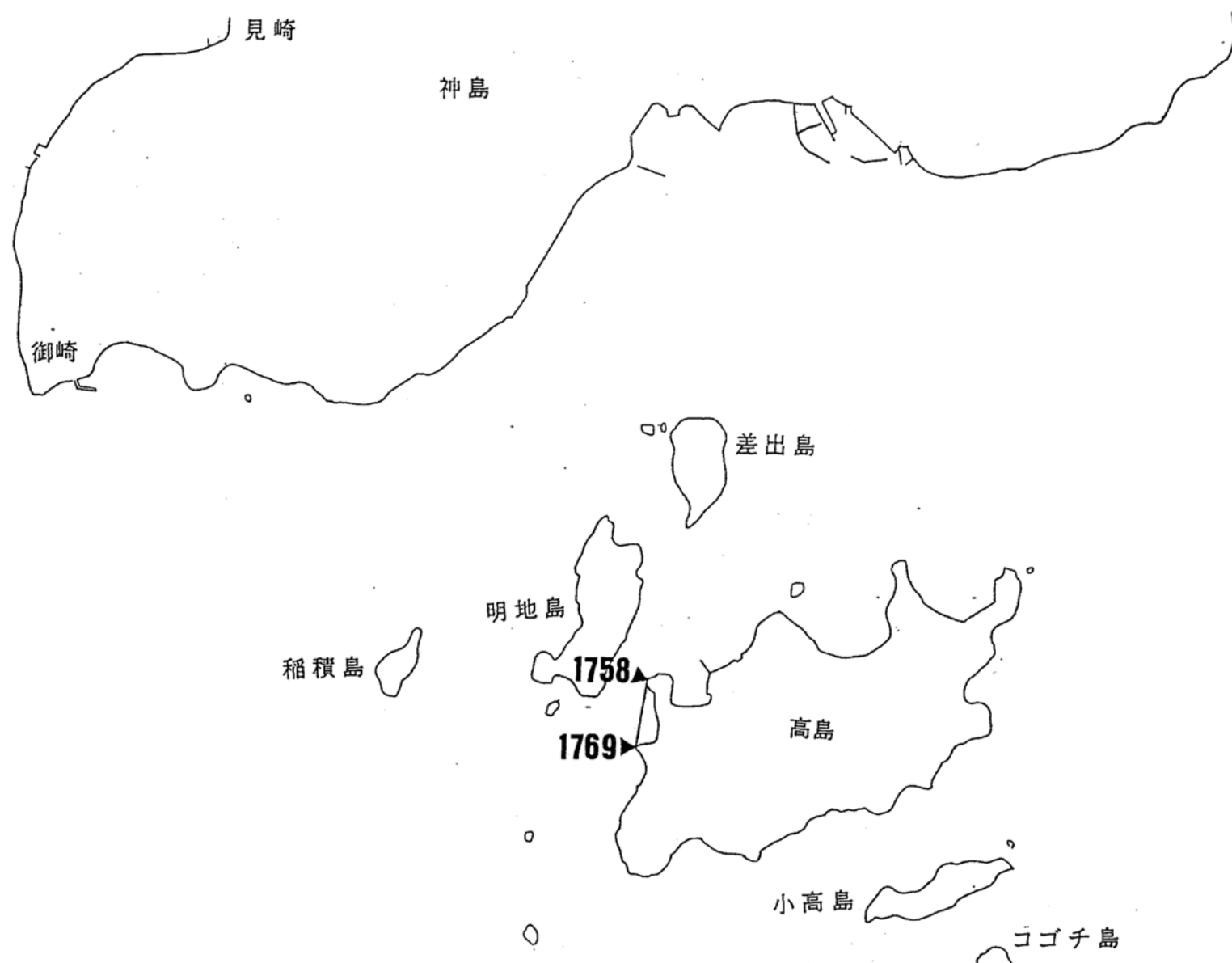
1 免許番号 岡共第 1 6 5 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
あさり漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

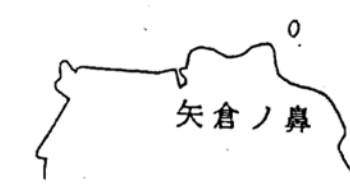
3 漁場の位置 笠岡市高島窓石地先

4 漁場の区域 基点第 1 7 5 8 号及び基点第 1 7 6 9 号を結んだ直線と最大
高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 7 5 8 号 笠岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識
基点第 1 7 6 9 号 笠岡市高島窓の鼻北端に設置した標識

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 165 号
第1種共同漁業権



1 免許番号 岡共第166号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域

（1）基点第1755号、オ、カ、キ、ク、ア、イ、ウ、エ及び基点第1756号を順次結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置

- 基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識
- 基点第1724号 笠岡市神島外浦神島外港西防波堤灯台
- 基点第1725号 笠岡市神島外浦外浦大道（護岸堤西端）鼻に設置した標識
- 基点第1727号 笠岡市神島外浦城山南東麓に設置した標識
- 基点第1742号 笠岡市差出島北東端に設置した標識
- 基点第1745号 笠岡市差出島北西ハト島北西端に設置した標識
- 基点第1747号 笠岡市差出島北西ハト島北東端に設置した標識
- 基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識
- 基点第1756号 笠岡市稲積島南端に設置した標識
- 基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
- 基点第1772号 笠岡市高島汐口鼻東（台の鼻大岩）に設置した標識
- 基点第1774号 笠岡市小高島南中鼻（トウフ岩）に設置した標識

点ア 基点第1720号から笠岡市白石島高頂（171メートル）見通し線と、点クから笠岡市白石島東端見通し線との交差点

点イ 基点第1720号から笠岡市白石島高頂（171メートル）見通し線と、基点第1768号から笠岡市白石島東端見通し線との交差点

点ウ 基点第1774号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線上基点第1774号から100メートルの点

点エ 基点第1756号から笠岡市梶子島西端見通し線と、点ウから広島県福山市仙酔島北端見通し線との交差点

点オ 基点第1745号から基点第1725号見通し線上基点第1745号から100メートルの点

点カ 基点第1747号から基点第1727号見通し線上基点第1747号から100メートルの点

点キ 基点第1742号から基点第1724号見通し線上基点第1742号から100メートルの点

点ク 基点第1772号から基点第1720号見通し線上基点第1772号から200メートルの点

（2）基点第1768号と点Aを結んだ直線並びにB、C及び基点第1770号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置

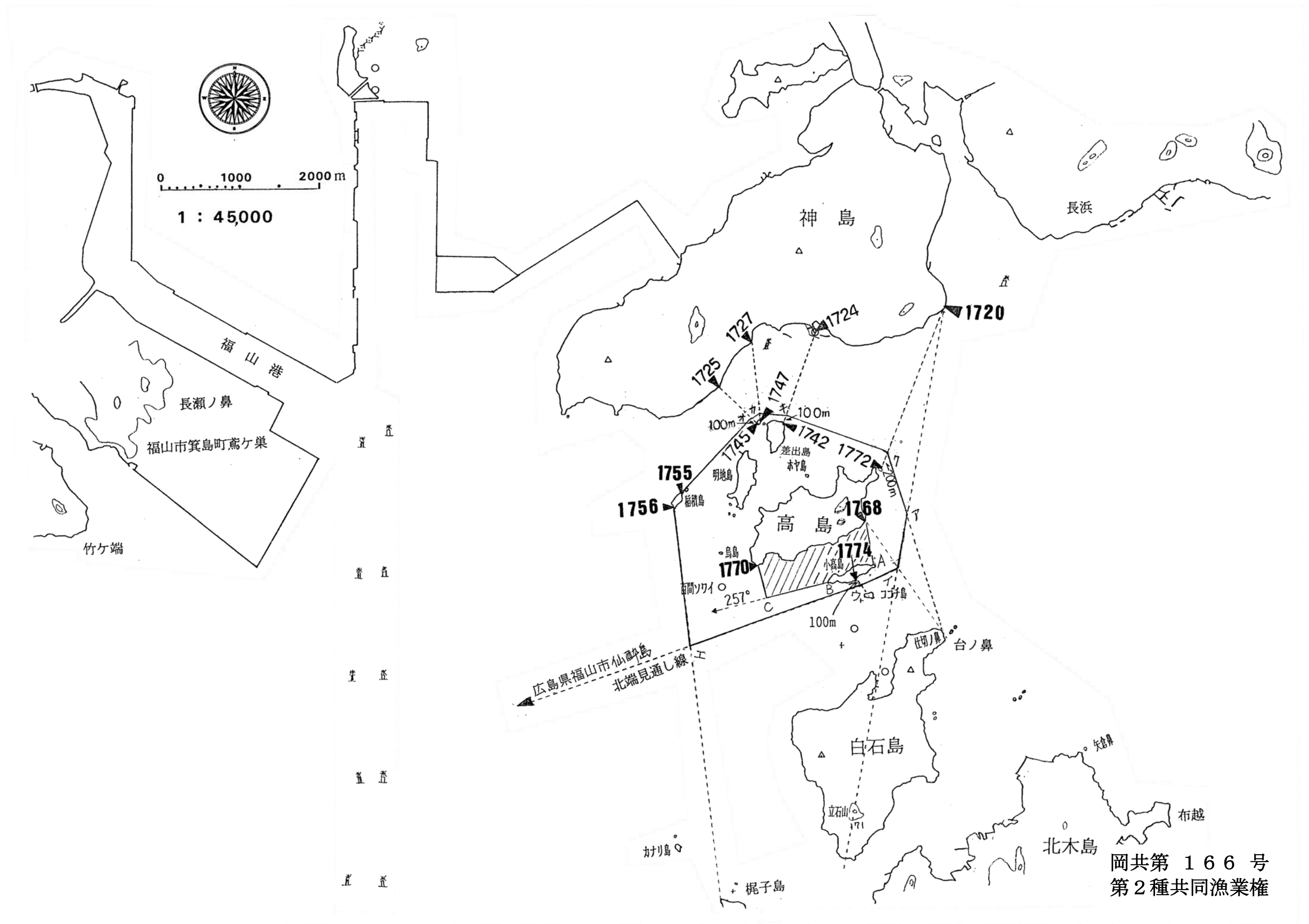
- 基点第1768号 笠岡市高島南東端バベの木鼻に設置した標識
- 基点第1770号 笠岡市高島南西端与太郎鼻に設置した標識

点A 笠岡市小高島東端に設置した標識

点B 笠岡市小高島西端に設置した標識

点C 基点第1770号から笠岡市白石島小山見通し線と、点Bから真方位257度の方位線との交差点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



1 免許番号 岡共第167号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市飛島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ及び点ア号の各点を順次結んだ5直線
と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識
- 基点第1867号 笠岡市北木島西端花面山鼻に設置した標識
- 基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠
- 基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識
- 基点第1926号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識

点ア 基点第1867号から基点第1926号見通し線
と、基点第1905号から広島県福山市走島町袴島南
端見通し線との交差点

点イ 基点第1867号から基点第1926号見通し線
と、基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島
南東端見通し線との交差点

点ウ 基点第1905号から広島県福山市走島町宇治島南
東端見通し線と、基点第1925号から広島県福山市
走島町袴島南西端見通し線との交差点

点エ 基点第1811号から広島県福山市走島町宇治島南
東端見通し線と、基点第1925号から広島県福山市
走島町袴島南西端見通し線との交差点

点オ 基点第1811号から広島県福山市走島町宇治島南
東端見通し線と、基点第1905号から広島県福山市

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島

1 免許番号 岡共第168号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市神島外浦地先

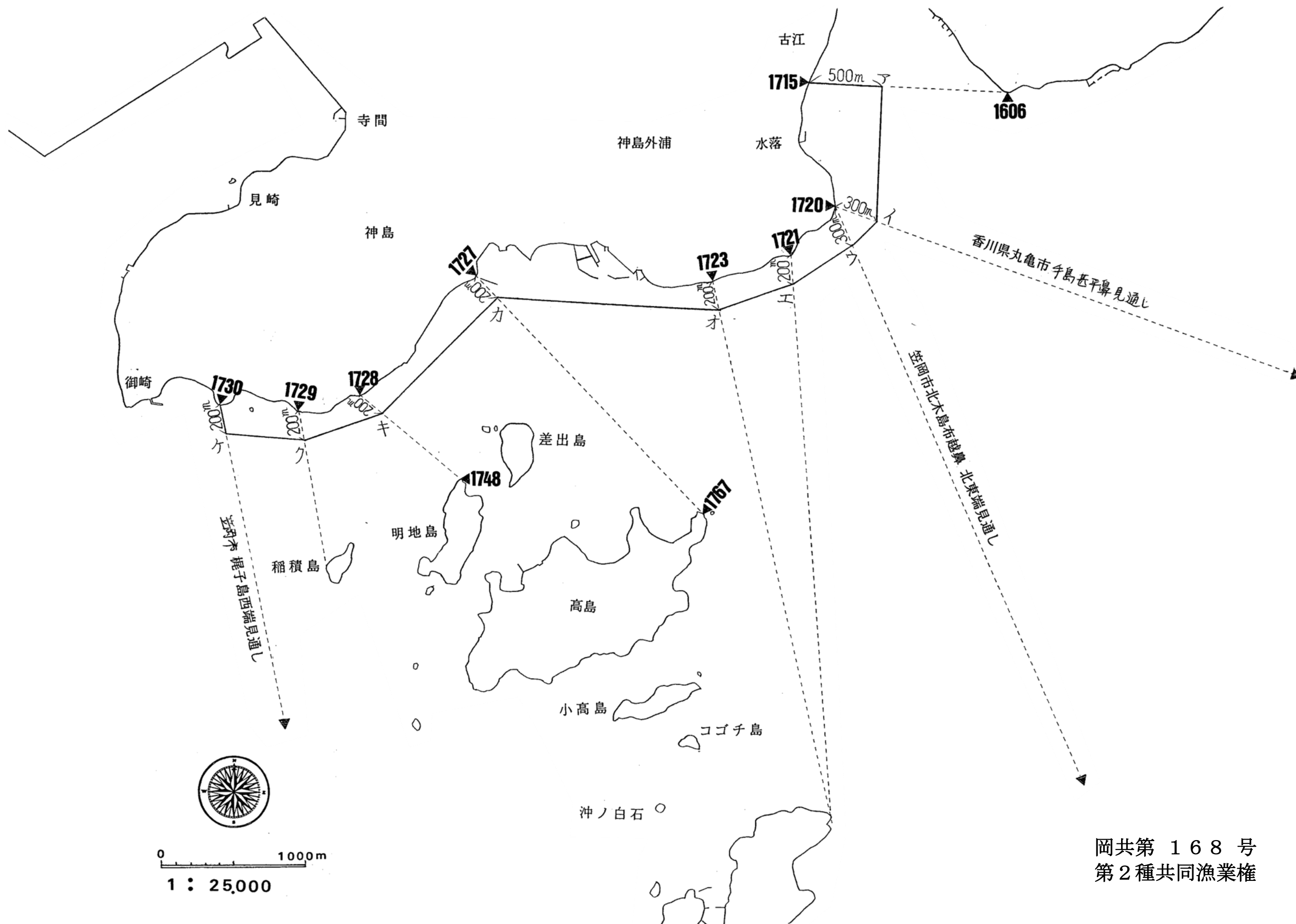
4 漁場の区域 基点第1715号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ
及び基点第1730号の各点を順次結んだ10直線と最大高潮
時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区
域は除く。

点の位置

- 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識
- 基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設
置した標識
- 基点第1720号 笠岡市神島外浦鹿落鼻東端に設置した標識
- 基点第1721号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識
- 基点第1723号 笠岡市神島外浦岡崎鼻（神島八十八ヶ所第22番札
所）に設置した標識
- 基点第1727号 笠岡市神島外浦城山南東麓に設置した標識
- 基点第1728号 笠岡市神島外浦三頭に設置した標識
- 基点第1729号 笠岡市神島外浦オソノミ南麓（通称オソノクボ）に
設置した標識
- 基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識
- 基点第1748号 笠岡市明地島北端に設置した標識
- 基点第1767号 笠岡市高島北東端に設置した標識
- 基点第1860号 笠岡市北木島布越北東端に設置した標識
- 点ア 基点第1715号から基点第1606号見通し線上基
点第1715号から500メートルの点

- 点イ 基点第1720号から香川県丸亀市手島甚兵衛鼻見通
し線上基点第1720号から300メートルの点
- 点ウ 基点第1720号から基点第1860号見通し線上基
点第1720号から300メートルの点
- 点エ 基点第1721号から笠岡市白石島東端見通し線上基
点第1721号から200メートルの点
- 点オ 基点第1723号から笠岡市白石島東端見通し線上基
点第1723号から200メートルの点
- 点カ 基点第1727号から基点第1767号見通し線上基
点第1727号から200メートルの点
- 点キ 基点第1728号から基点第1748号見通し線上基
点第1728号から200メートルの点
- 点ク 基点第1729号から笠岡市稲積島西端見通し線上基
点第1729号から200メートルの点
- 点ケ 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線上基
点第1730号から200メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 168 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第169号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市差出島南地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径100メートルの区域
点の位置
基点第1744号 笠岡市差出島南端に設置した標識
基点第1758号 笠岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識
点ア 基点第1744号から基点第1758号見通し線上
基点第1744号から120メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島

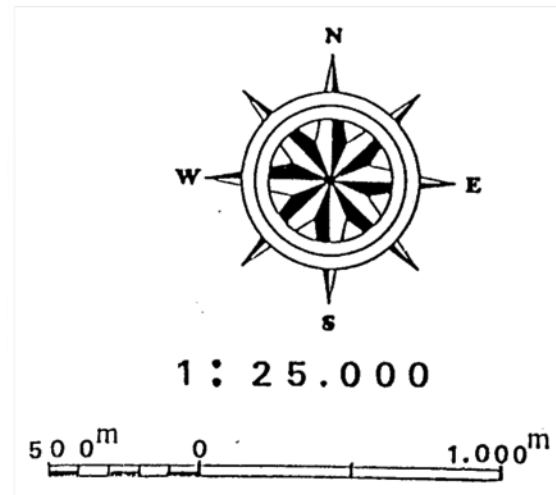
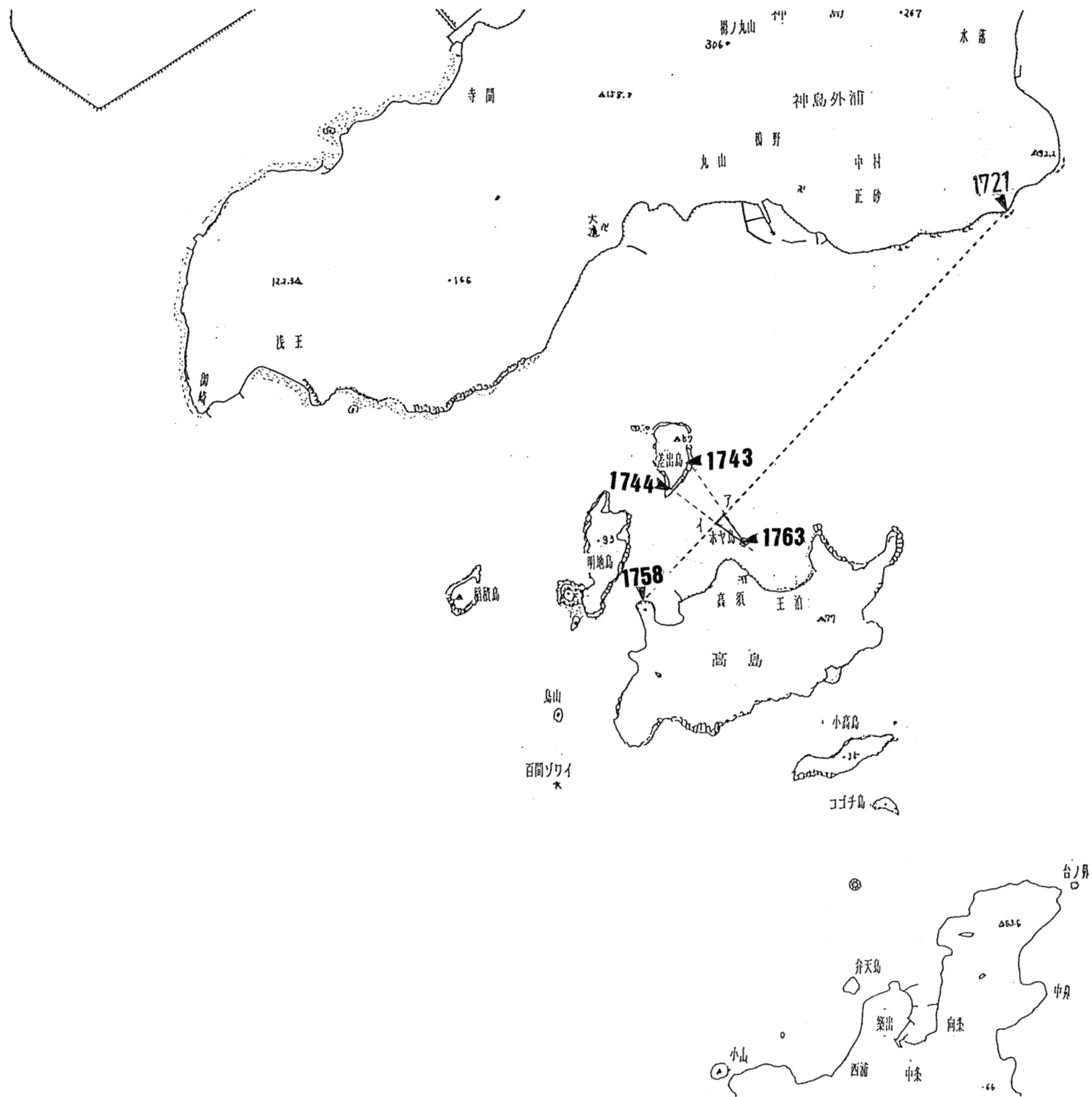
1 免許番号 岡共第 1 7 0 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島北地先

4 漁場の区域 基点第 1 7 6 3 号、点ア、イ及び基点第 1 7 6 3 号の各点を
順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 7 2 1 号 笠岡市神島外浦黒岩南端に設置した標識
基点第 1 7 4 3 号 笠岡市差出島東端に設置した標識
基点第 1 7 4 4 号 笠岡市差出島南端に設置した標識
基点第 1 7 5 8 号 笠岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識
基点第 1 7 6 3 号 笠岡市ホヤ島島頂に設置した標識
点ア 基点第 1 7 6 3 号から基点第 1 7 4 3 号見通し線
と、基点第 1 7 5 8 号から基点第 1 7 2 1 号見通し線
との交差点
点イ 基点第 1 7 6 3 号から基点第 1 7 4 4 号見通し線
と、基点第 1 7 5 8 号から基点第 1 7 2 1 号見通し線
との交差点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



神島
○

岡共第 170 号
第3種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 7 1 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市明地島西地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径 1 0 0 メートルの区域
点の位置
基点第 1 7 2 9 号 笠岡市神島外浦オソノミ南麓（通称オソノクボ）に
設置した標識
基点第 1 7 5 3 号 笠岡市明地島南西端（シロ石）に設置した標識
点ア 基点第 1 7 5 3 号から基点第 1 7 2 9 号見通し線上
基点第 1 7 5 3 号から 1 5 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島

1 免許番号 岡共第 1 7 2 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市差出島西地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径 1 0 0 メートルの区域
点の位置
基点第 1 7 5 5 号 笠岡市稲積島北端に設置した標識
基点第 1 7 5 8 号 笠岡市高島えんろく鼻北端に設置した標識
点ア 基点第 1 7 5 5 号から笠岡市明地島北端見通し線
と、基点第 1 7 5 8 号から笠岡市明地島東端見通し延
長線との交差点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島

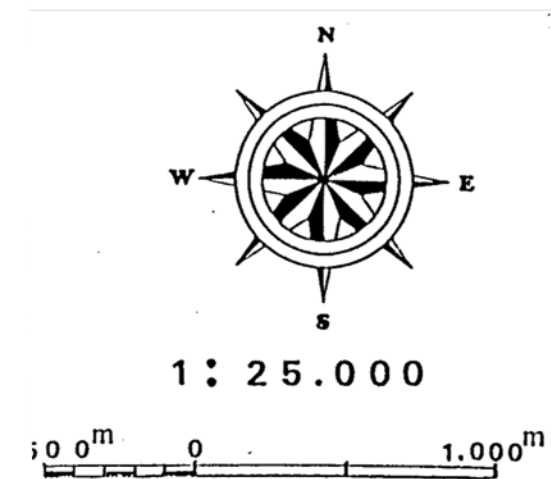
1 免許番号 岡共第 1 7 3 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市高島南西地先

4 漁場の区域 点アを中心に半径 1 0 0 メートルの区域
点の位置
基点第 1 7 4 1 号 笠岡市差出島北西端に設置した標識
基点第 1 7 5 5 号 笠岡市稲積島北端に設置した標識
点ア 基点第 1 7 4 1 号から笠岡市明地島東端見通し延長
線と、基点第 1 7 5 5 号から笠岡市高島鳥山南西端見
通し延長線との交差点

5 関係地区 笠岡市神島外浦、高島、飛島



岡共第 173 号
第 3 種共同漁業権

神島
○

1 免許番号 岡共第 1 7 4 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
わかめ漁業
2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで
なまこ漁業
1 1 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで
うに漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島地先

4 漁場の区域 次に掲げる（１）の区域のうち（２）に掲げる区域を除いた区域

（１）点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ 8 直線と直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第 1 7 5 5 号 笠岡市稲積島北端に設置した標識
- 基点第 1 7 7 2 号 笠岡市高島汐口鼻東（台の鼻大岩）に設置した標識
- 基点第 1 7 7 4 号 笠岡市小高島南中鼻（トウフ岩）に設置した標識
- 基点第 1 7 8 1 号 笠岡市小飛島北端エノコイシ鼻に設置した標識
- 基点第 1 8 0 8 号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識
- 基点第 1 8 1 1 号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識
- 基点第 1 8 5 6 号 笠岡市北木島金風呂漁港内 4 号水門東端に設置した標識
- 基点第 1 8 5 8 号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識

点ア 基点第 1 7 7 2 号から基点第 1 8 5 8 号見通し線と、点クから倉敷市下水島南端見通し線との交差点

点イ 基点第 1 7 7 2 号から基点第 1 8 5 8 号見通し線と、点ウから浅口市寄島町青佐鼻見通し線との交差点
点ウ 基点第 1 8 0 8 号から基点第 1 8 5 6 号見通し線上基点第 1 8 0 8 号から 2 5 0 メートルの点

点エ 基点第 1 8 1 1 号から笠岡市北木島町横辺島島頂見通し線上基点第 1 8 1 1 号から 2 0 0 メートルの点

点オ 基点第 1 8 1 1 号から広島県福山市鞆町走島東南端見通し線と、基点第 1 7 8 1 号から真方位 3 2 4 度見通し線との交差点

点カ 基点第 1 7 8 1 号から真方位 3 2 4 度見通し線と、点キから広島県福山市鞆町走島北方鴻ノ石燈台見通し線との交差点

点キ 基点第 1 7 5 5 号から笠岡市高島南西端見通し延長線と、点クから広島県福山市鞆町仙酔島高頂見通し線との交差点

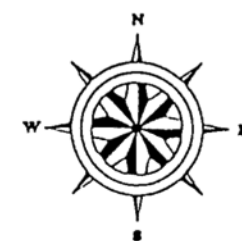
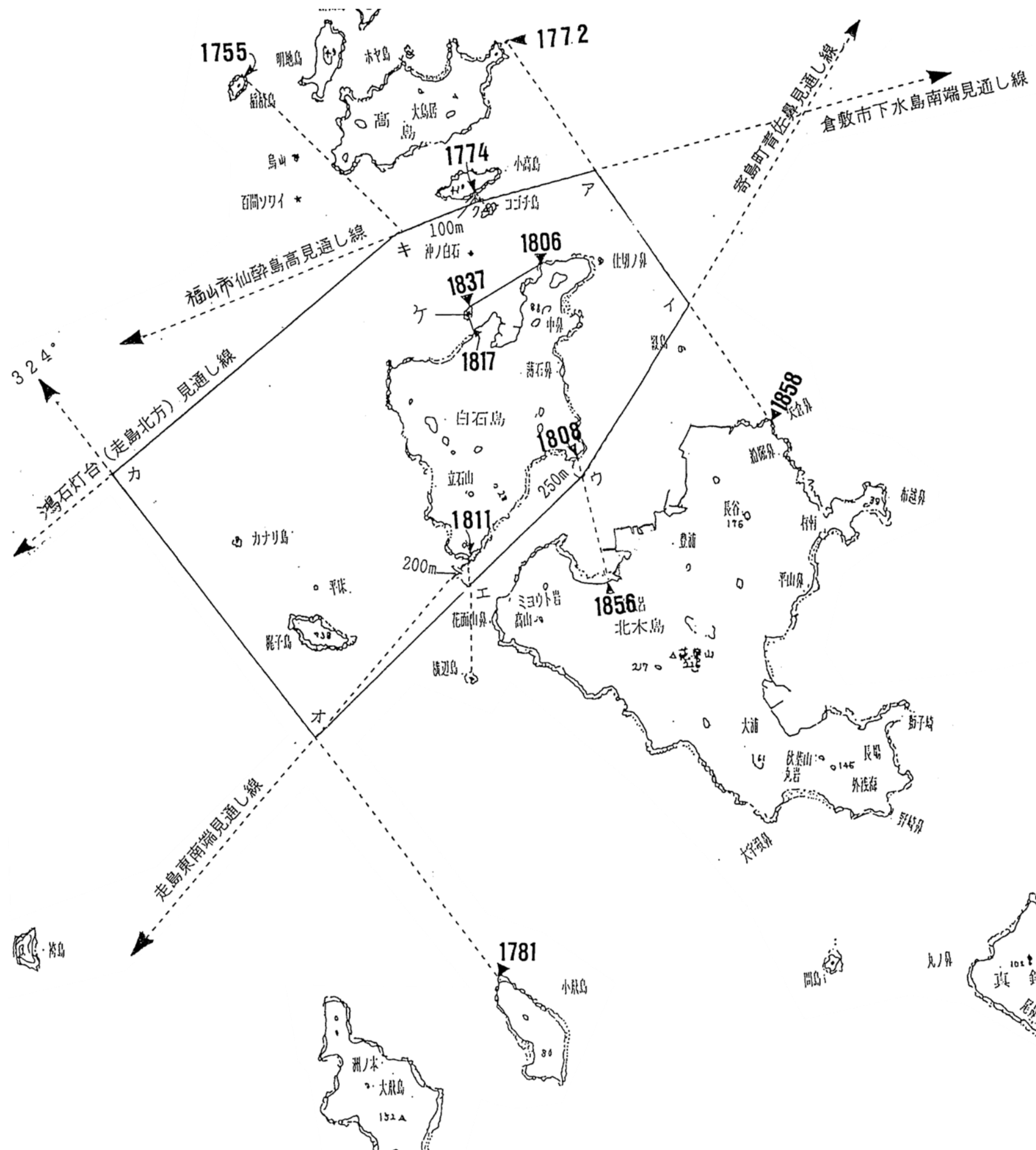
点ク 基点第 1 7 7 4 号から笠岡市白石島コゴチ島島頂見通し線上基点第 1 7 7 4 号から 1 0 0 メートルの点

（２）基点第 1 8 0 6 号及び基点第 1 8 3 7 号、点ウ及び基点第 1 8 1 7 号を順次結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

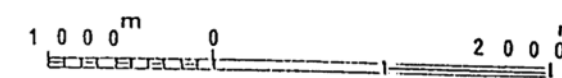
点の位置

- 基点第 1 8 0 6 号 笠岡市白石島影平ヨコゾワ突端に設置した標識
- 基点第 1 8 1 7 号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識
- 基点第 1 8 3 7 号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識
- 点ケ 笠岡市弁天島島頂

5 関係地区 笠岡市白石島



1 : 45.000



岡共第 174 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 7 5 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島地先

4 漁場の区域 次に掲げる（１）の区域のうち（２）に掲げる区域を除いた区域

（１）点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ 8 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第 1 7 5 5 号 笠岡市稲積島北端に設置した標識
- 基点第 1 7 7 2 号 笠岡市高島汐口鼻東（台の鼻大岩）に設置した標識
- 基点第 1 7 7 4 号 笠岡市小高島南中鼻（トウフ岩）に設置した標識
- 基点第 1 7 8 1 号 笠岡市小飛島北端エノコイシ鼻に設置した標識
- 基点第 1 8 0 8 号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識
- 基点第 1 8 1 1 号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識
- 基点第 1 8 5 6 号 笠岡市北木島金風呂漁港内 4 号水門東端に設置した標識

基点第 1 8 5 8 号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識

- 点ア 基点第 1 7 7 2 号から基点第 1 8 5 8 号見通し線と、点クから倉敷市下水島南端見通し線との交差点
- 点イ 基点第 1 7 7 2 号から基点第 1 8 5 8 号見通し線と、点ウから浅口市寄島町青佐鼻見通し線との交差点
- 点ウ 基点第 1 8 0 8 号から基点第 1 8 5 6 号見通し線上基点第 1 8 0 8 号から 2 5 0 メートルの点

点エ 基点第 1 8 1 1 号から笠岡市横辺島島頂見通し線上基点第 1 8 1 1 号から 2 0 0 メートルの点

点オ 基点第 1 8 1 1 号から広島県福山市鞆町走島東南端見通し線と、基点第 1 7 8 1 号から真方位 3 2 4 度見通し線との交差点

点カ 基点第 1 7 8 1 号から真方位 3 2 4 度見通し線と、点キから広島県福山市鞆町走島北方鴻石灯台見通し線との交差点

点キ 基点第 1 7 5 5 号から笠岡市高島南西端見通し延長線と、点クから広島県福山市鞆町仙酔島高頂見通し線との交差点

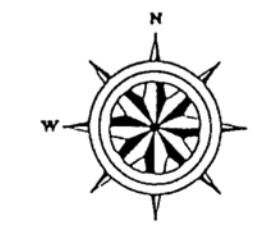
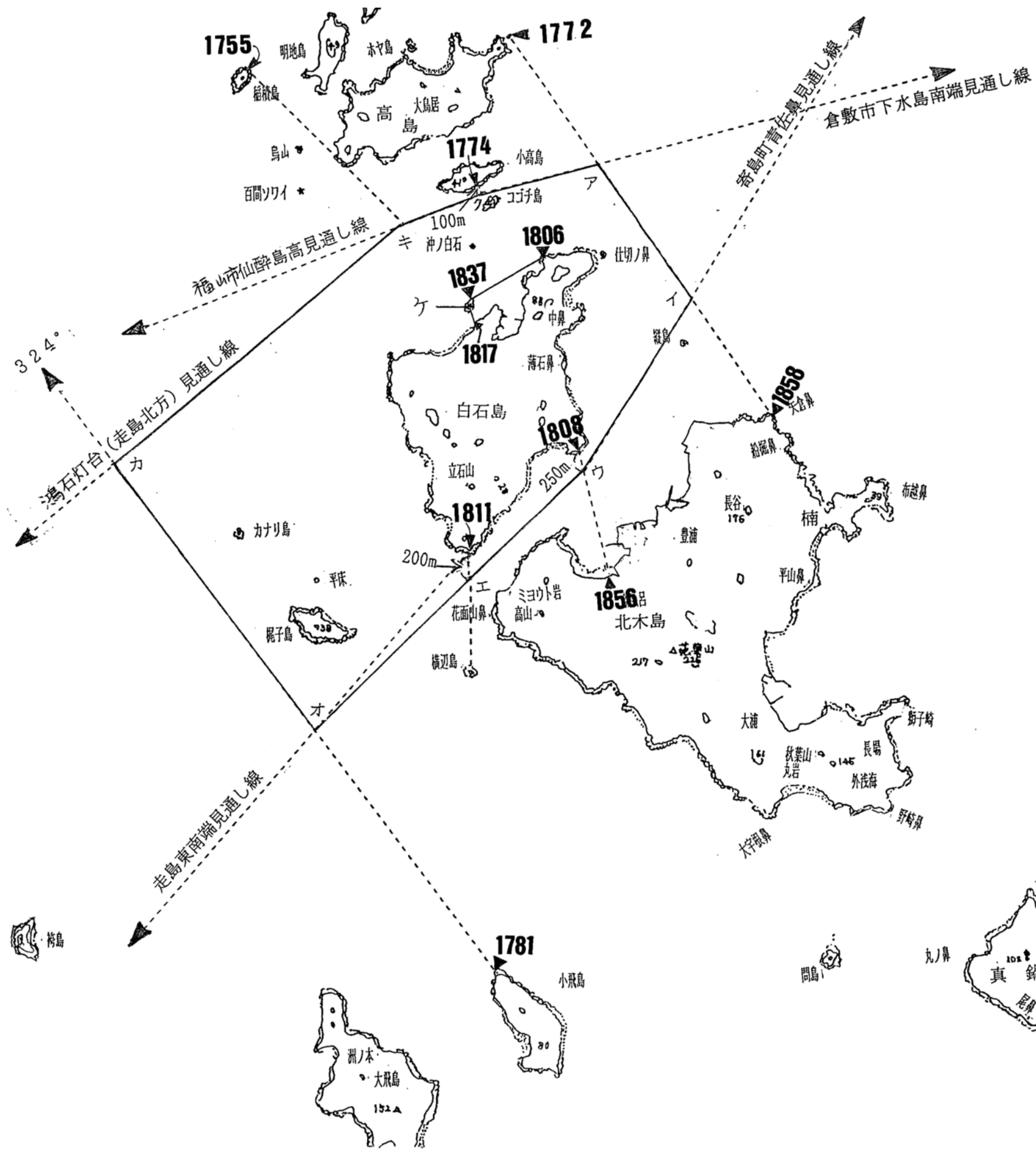
点ク 基点第 1 7 7 4 号から笠岡市コゴチ島島頂見通し線上基点第 1 7 7 4 号から 1 0 0 メートルの点

（２）基点第 1 8 0 6 号及び基点第 1 8 3 7 号、点ウ及び基点第 1 8 1 7 号を順次結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

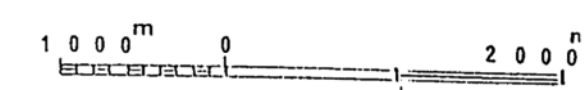
点の位置

- 基点第 1 8 0 6 号 笠岡市白石島影平ヨコゾワ突端に設置した標識
- 基点第 1 8 1 7 号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識
- 基点第 1 8 3 7 号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識
- 点ケ 笠岡市弁天島島頂

5 関係地区 笠岡市白石島



1 : 45.000



岡共第 175 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第176号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

4 漁場の区域 基点第1806号、点ア、イ、ウ、基点第1804号及び基点第1803号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1801号 笠岡市白石島水場の浜北モチの木南端に設置した標識

基点第1803号 笠岡市白石島仕切鼻東北端に設置した標識

基点第1804号 笠岡市白石島仕切鼻東台ノ鼻に設置した標識

基点第1806号 笠岡市白石島影平ヨコゾワ突端に設置した標識

基点第1820号 笠岡市白石島沖白石灯台

基点第1827号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識

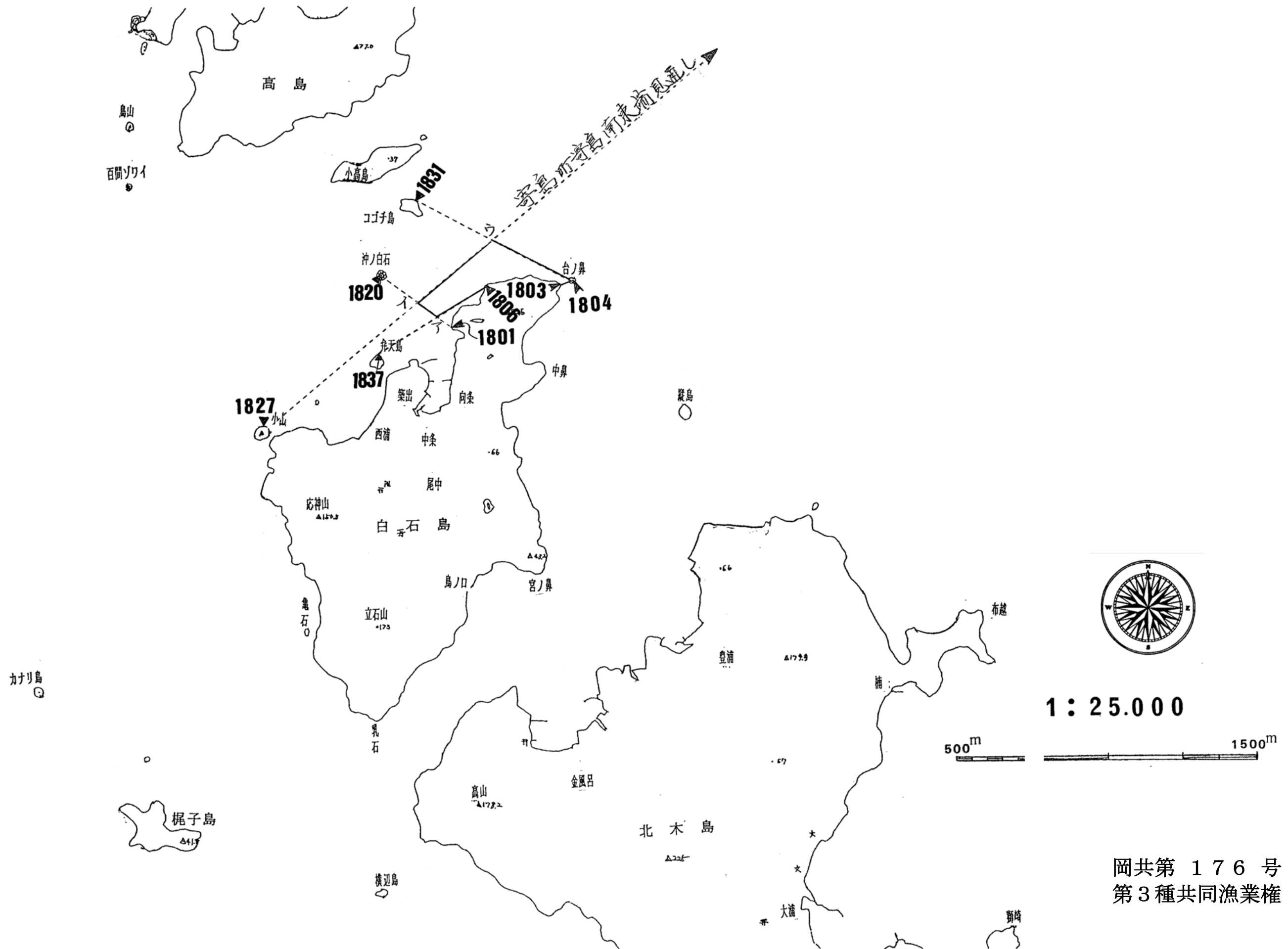
基点第1831号 笠岡市コゴチ島北端に設置した標識

基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識

点ア 基点第1806号から基点第1837号見通し線と、基点第1801号から基点第1820号見通し線との交差点

点イ 基点第1801号から基点第1820号見通し線と、基点第1827号から浅口市寄島町寄島南東端見通し線との交差点

点ウ 基点第1804号から基点第1831号見通し線と、基点第1827号から浅口市寄島町寄島南東端見通し線との交差点



岡共第 176 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 7 7 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

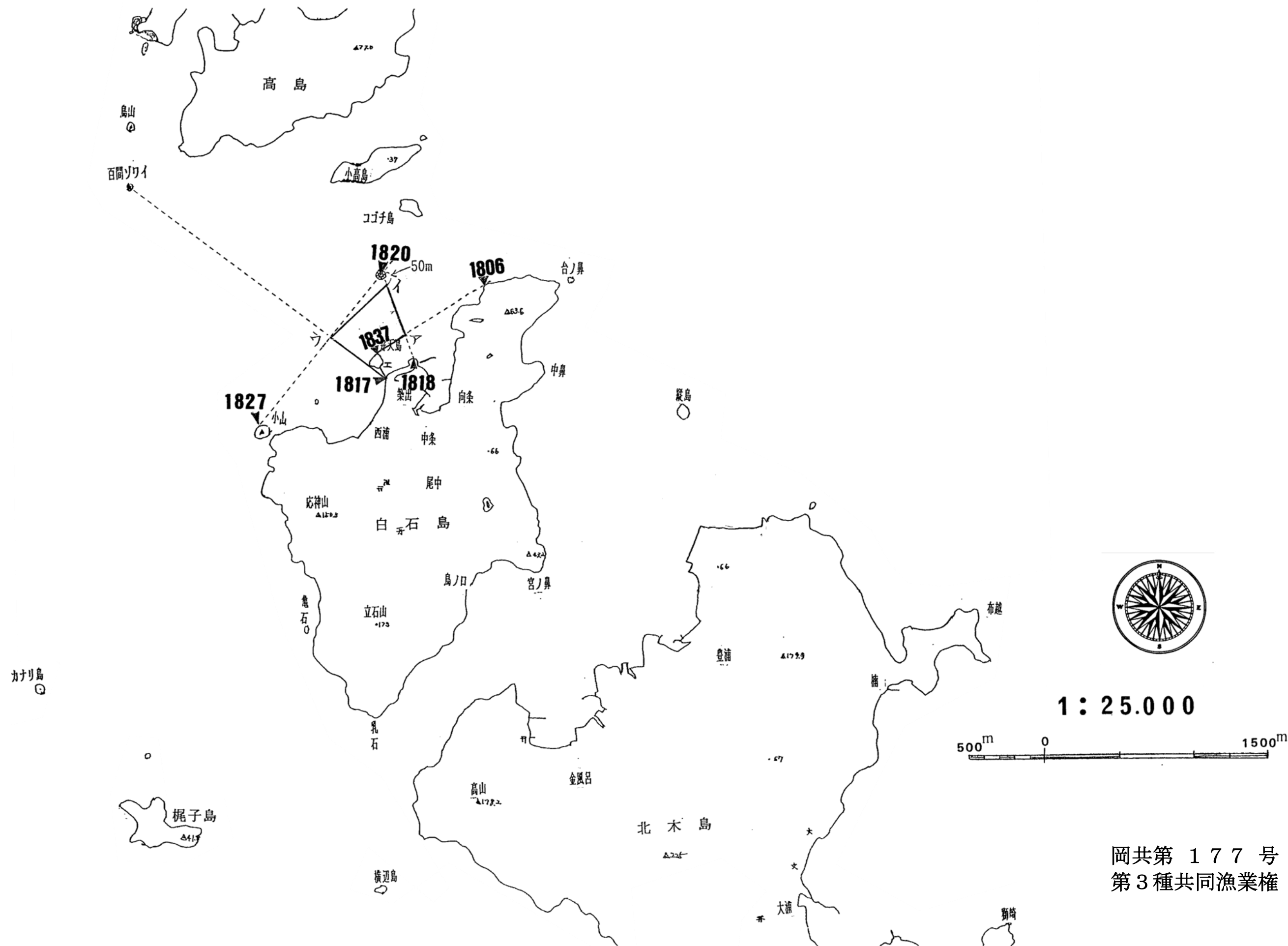
3 漁場の位置 笠岡市白石島北地先

4 漁場の区域 基点第 1 8 3 7 号、点ア、イ、ウ、基点第 1 8 1 7 号及び点
エの各点を順次結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲
まれた区域

点の位置

- 基点第 1 8 0 6 号 笠岡市白石島影平ヨコゾワ突端に設置した標識
- 基点第 1 8 1 7 号 笠岡市白石島目玉岩に設置した標識
- 基点第 1 8 1 8 号 笠岡市白石島源八鼻北端に設置した標識
- 基点第 1 8 2 0 号 笠岡市沖白石灯台
- 基点第 1 8 2 7 号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識
- 基点第 1 8 3 7 号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識
- 点ア 基点第 1 8 1 8 号から基点第 1 8 2 0 号見通し線
と、基点第 1 8 3 7 号から基点第 1 8 0 6 号見通し線
との交差点
- 点イ 基点第 1 8 2 0 号から基点第 1 8 1 8 号見通し線上
基点第 1 8 2 0 号から 5 0 メートルの点
- 点ウ 基点第 1 8 1 7 号から笠岡市百間ゾワイ燈標見通し
線と、基点第 1 8 2 7 号から基点第 1 8 2 0 号見通し
線との交差点
- 点エ 笠岡市弁天島南端

5 関係地区 笠岡市白石島



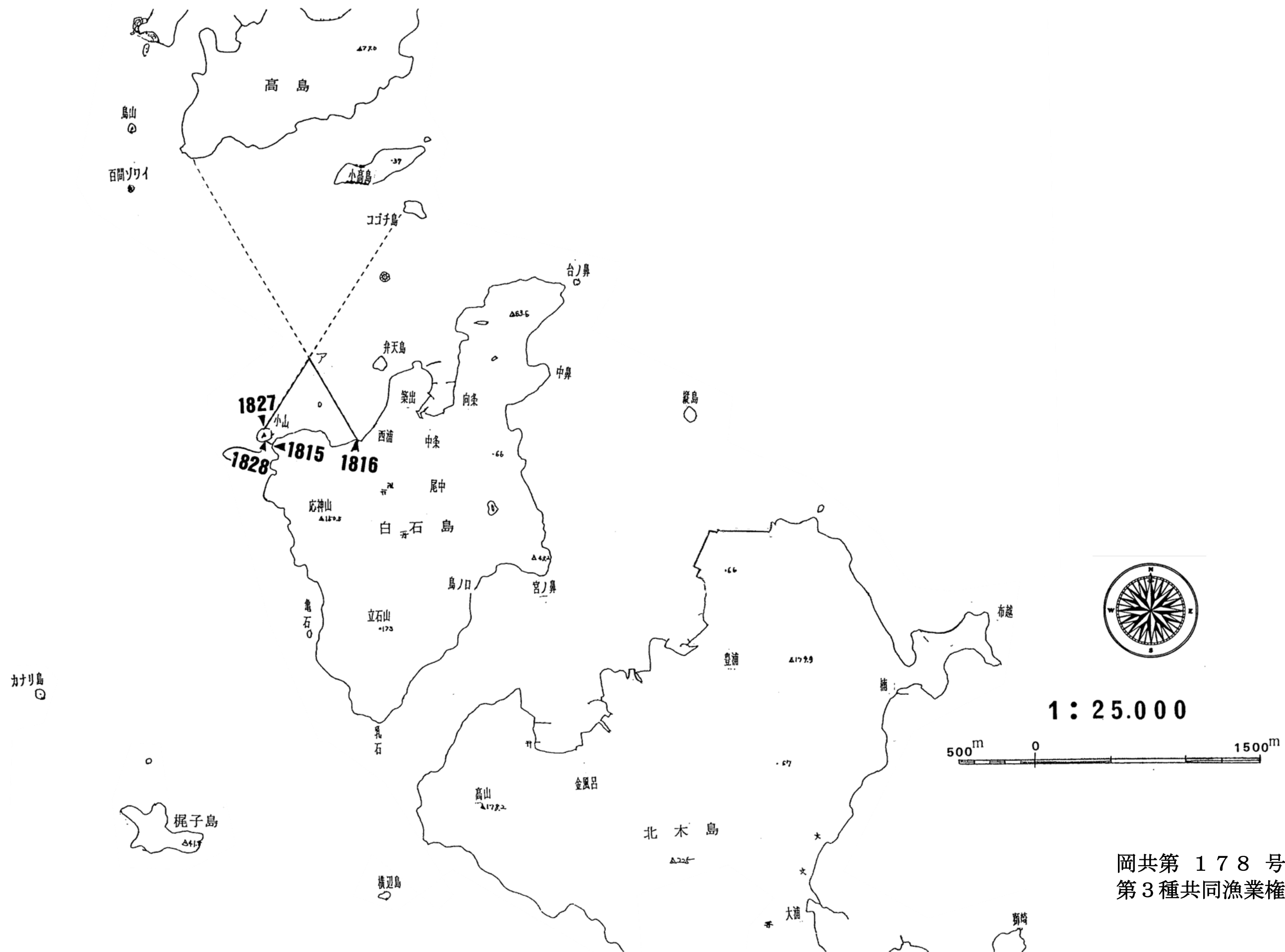
1 免許番号 岡共第 1 7 8 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島北西地先

4 漁場の区域 基点第 1 8 1 6 号、点ア及び基点第 1 8 2 7 号の各点を順次
結んだ 2 直線、基点第 1 8 2 8 号及び基点 1 8 1 5 号を結んだ
直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 8 1 5 号 笠岡市白石島尼木北西端に設置した標識
基点第 1 8 1 6 号 笠岡市白石島長山鼻に設置した標識
基点第 1 8 2 7 号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識
基点第 1 8 2 8 号 笠岡市白石島小山南端に設置した標識
点ア 基点第 1 8 1 6 号から笠岡市高島南西端見通し線
と、基点第 1 8 2 7 号から笠岡市コゴチ島北西端見通
し線との交差点

5 関係地区 笠岡市白石島



岡共第 178 号
第3種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 7 9 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市白石島沖白石地先

4 漁場の区域 基点第 1 8 2 0 号から半径 5 0 メートルの円と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 8 2 0 号 笠岡市沖白石灯台

5 関係地区 笠岡市白石島

1 免許番号 岡共第 1 8 0 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 1 種共同漁業
なまこ漁業
1 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで
うに漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
わかめ漁業
2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島地先

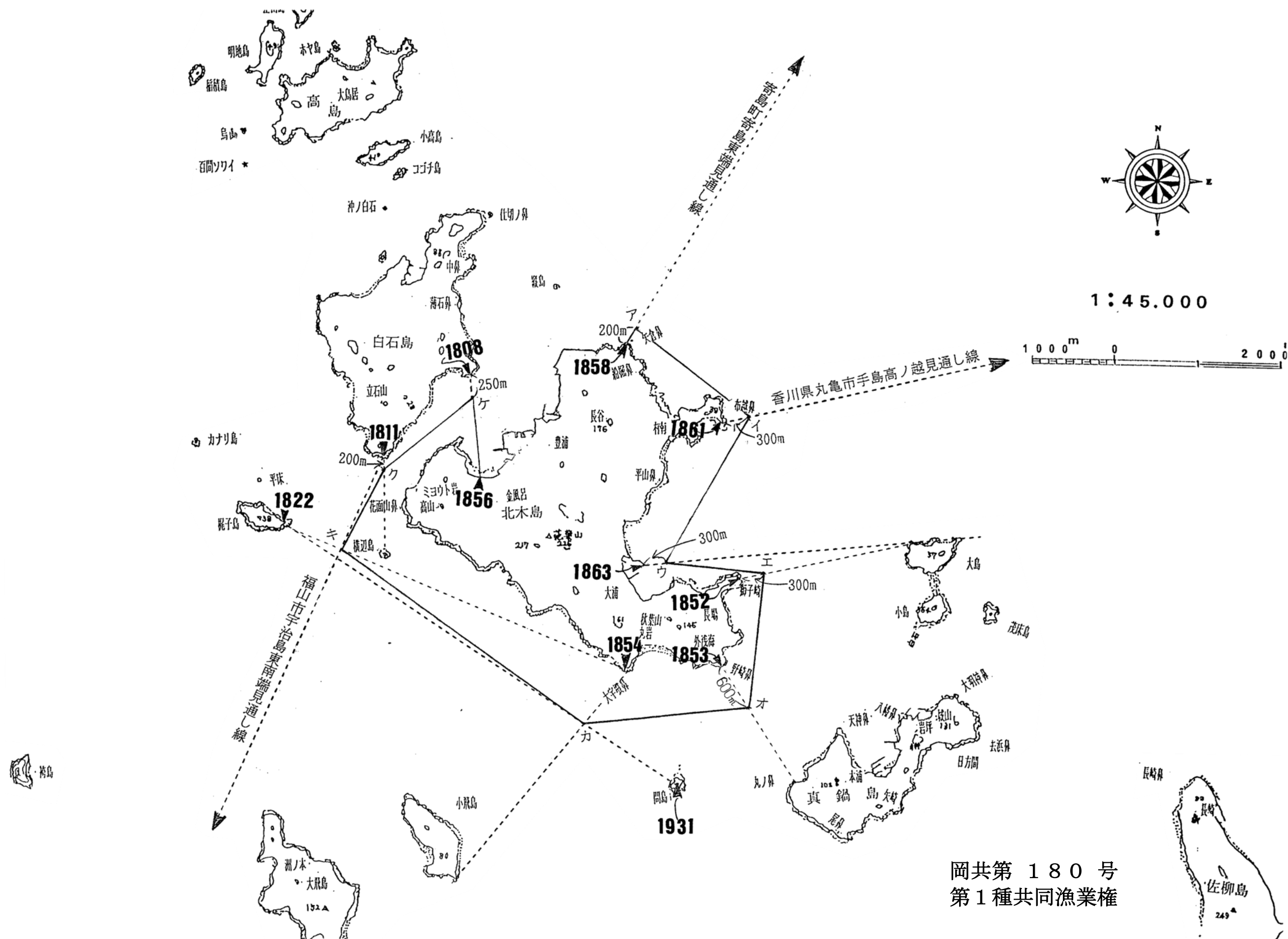
4 漁場の区域 基点第 1 8 5 8 号、点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ
及び基点第 1 8 5 6 号の各点を順次結んだ 1 0 直線と最大高潮
時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区
域は除く。

点の位置

- 基点第 1 8 0 8 号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識
- 基点第 1 8 1 1 号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識
- 基点第 1 8 2 2 号 笠岡市梶子島東端に設置した標識
- 基点第 1 8 5 2 号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識
- 基点第 1 8 5 3 号 笠岡市北木島野島鼻突端に設置した標識
- 基点第 1 8 5 4 号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識
- 基点第 1 8 5 6 号 笠岡市北木島金風呂漁港内 4 号水門東端に設置した
標識
- 基点第 1 8 5 8 号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識
- 基点第 1 8 6 1 号 笠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識
- 基点第 1 8 6 3 号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標
識
- 基点第 1 9 3 1 号 笠岡市問島島頂に設置した標識

- 基点第 1 9 3 1 号 笠岡市問島島頂に設置した標識
- 点ア 基点第 1 8 5 8 号から浅口市寄島町寄島東端見通し
線上基点第 1 8 5 8 号から 2 0 0 メートルの点
- 点イ 基点第 1 8 6 1 号から丸亀市広島町手島高の越鼻見
通し線上基点第 1 8 6 1 号から 3 0 0 メートルの点
- 点ウ 基点第 1 8 6 3 号から笠岡市大島北端見通し線上基
点 1 8 6 3 号から 3 0 0 メートルの点
- 点エ 基点第 1 8 5 2 号から笠岡市大島北端見通し線上基
点 1 8 5 2 号から 3 0 0 メートルの点
- 点オ 基点第 1 8 5 3 号から笠岡市真鍋島丸の鼻見通し線
上基点第 1 8 5 3 号から 6 0 0 メートルの点
- 点カ 基点第 1 8 5 4 号から笠岡市小飛島南端見通し線と
基点第 1 9 3 1 号から笠岡市梶子島東端見通し線との
交差点
- 点キ 基点第 1 8 1 1 号から福山市宇治島東南端見通し線
と、基点第 1 8 2 2 号から基点第 1 8 5 4 号見通し線
との交差点
- 点ク 基点第 1 8 1 1 号から笠岡市横辺島島頂見通し線上
基点第 1 8 1 1 号から 2 0 0 メートルの点
- 点ケ 基点第 1 8 0 8 号から基点 1 8 5 6 号見通し線上基
点 1 8 0 8 号から 2 5 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市北木島町



岡共第 180 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第181号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町地先

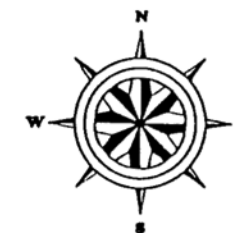
4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び点アの各点を順次結んだ10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

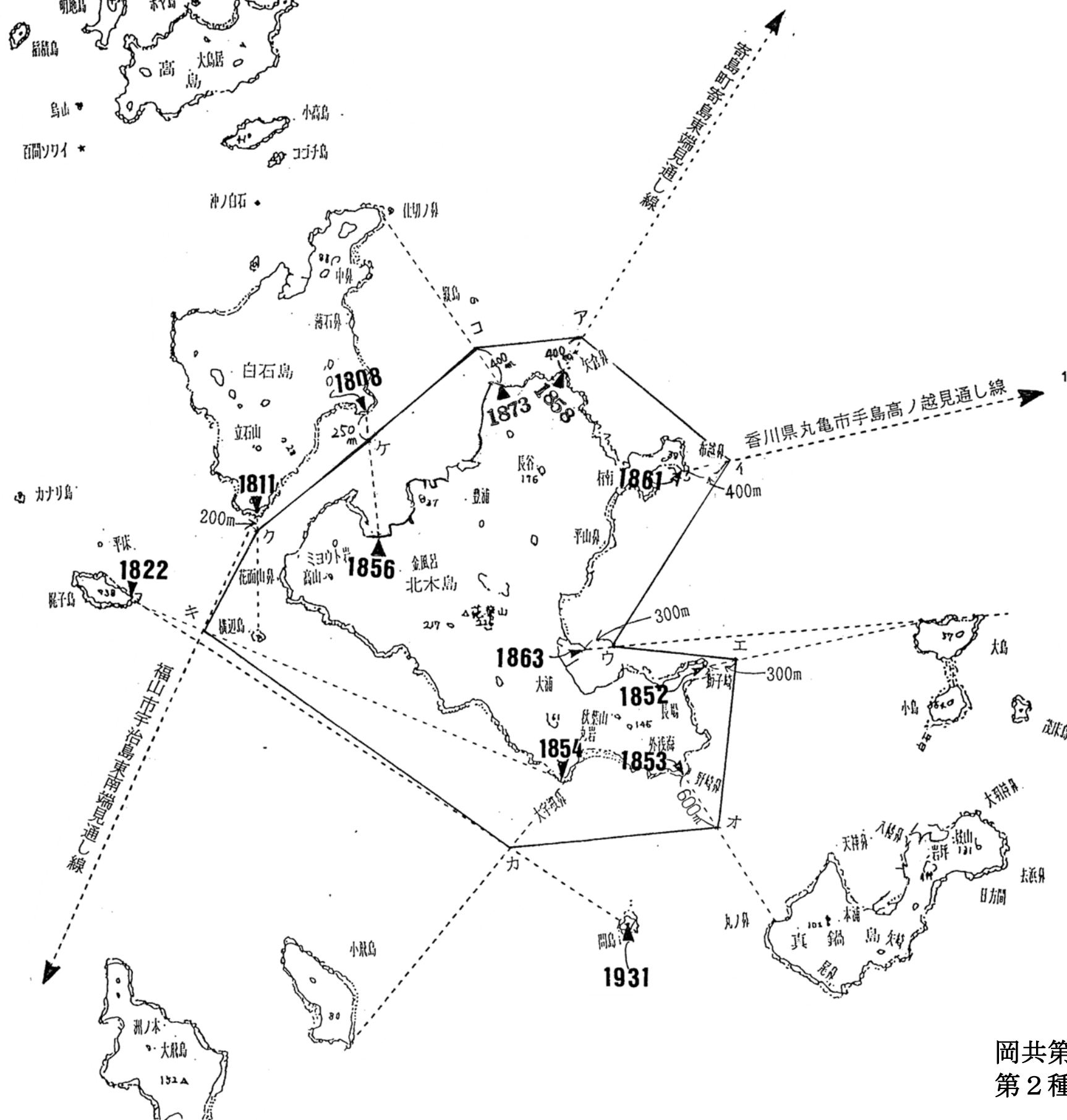
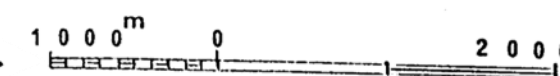
- 基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識
- 基点第1811号 笠岡市白石島南端乳石に設置した標識
- 基点第1822号 笠岡市梶子島東端に設置した標識
- 基点第1852号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識
- 基点第1853号 笠岡市北木島野島鼻突端に設置した標識
- 基点第1854号 笠岡市北木島大字根鼻突端に設置した標識
- 基点第1856号 笠岡市北木島金風呂漁港内4号水門東端に設置した標識
- 基点第1858号 笠岡市北木島矢倉鼻突端に設置した標識
- 基点第1861号 笠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識
- 基点第1863号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識
- 基点第1873号 笠岡市北木島町字矢倉と字上松原の境界の鼻突端に設置した標識
- 基点第1931号 笠岡市問島島頂に設置した標識
- 点ア 基点第1858号から浅口市寄島町寄島東端見通し線上基点第1858号から400メートルの点
- 点イ 基点第1861号から丸亀市広島町手島高の越鼻見

- 通し線上基点第1861号から400メートルの点
- 点ウ 基点第1863号から笠岡市大島北端見通し線上基点第1863号から300メートルの点
- 点エ 基点第1852号から笠岡市大島北端見通し線上基点第1852号から300メートルの点
- 点オ 基点第1853号から笠岡市真鍋島丸の鼻見通し線上基点第1853号から600メートルの点
- 点カ 基点第1854号から笠岡市小飛島南端見通し線と、基点第1931号から笠岡市梶子島東端見通し線との交差点
- 点キ 基点第1811号から福山市宇治島東南端見通し線と、基点第1822号から基点第1854号見通し線との交差点
- 点ク 基点第1811号から笠岡市横辺島島頂見通し線上基点第1811号から200メートルの点
- 点ケ 基点第1808号から基点第1856号見通し線上基点第1808号から250メートルの点
- 点コ 基点第1873号から笠岡市白石島仕切鼻突端見通し線上基点第1873号から400メートルの点

5 関係地区 笠岡市北木島町



1:45.000



岡共第 181 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 8 2 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町金風呂地先

4 漁場の区域 点アを中心にして半径 1 5 0 メートルの円によって囲まれた
区域
点の位置
基点第 1 8 5 5 号 笠岡市北木島鶴石鼻突端に設置した標識
点ア 基点第 1 8 5 5 号から笠岡市縦島高見通し線上基点
第 1 8 5 5 号から 1 5 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市北木島町

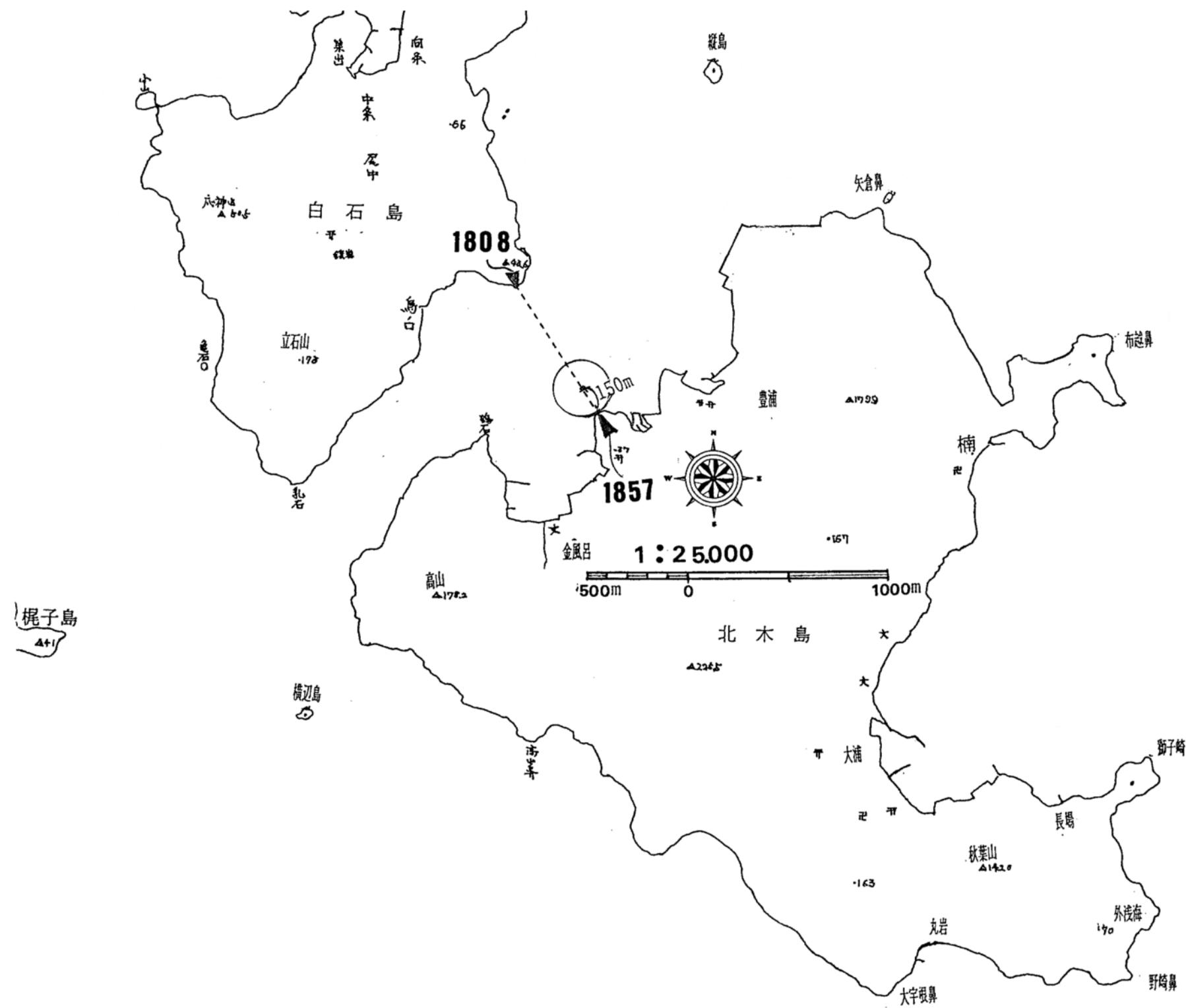
1 免許番号 岡共第 1 8 3 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

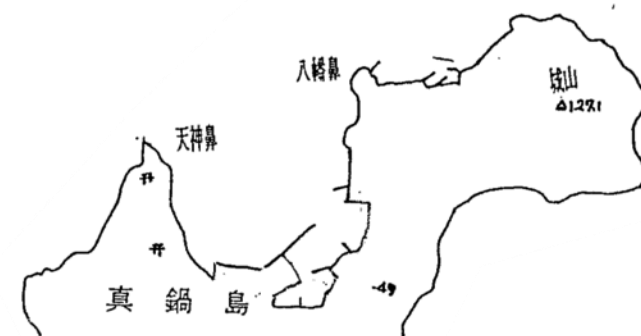
3 漁場の位置 笠岡市北木島町金風呂地先

4 漁場の区域 点アを中心にして半径 1 5 0 メートルの円によって囲まれた
区域
点の位置
基点第 1 8 0 8 号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識
基点第 1 8 5 7 号 笠岡市北木島春日鼻突端に設置した標識
点ア 基点第 1 8 5 7 号から基点第 1 8 0 8 号見通し線上
基点第 1 8 5 7 号から 1 5 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市北木島町



岡共第 183 号
第 3 種共同漁業権



1 免許番号 岡共第 1 8 4 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市北木島町中山地先

4 漁場の区域 基点第 1 8 5 9 号、点ア、イ、ウ、エ及び基点第 1 8 6 2 号
の各点を順次結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線及び防波堤とに
よって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線から沖出し 5
0 メートルの線によって囲まれた区域を除く。

点の位置

- 基点第 1 8 5 9 号 笠岡市北木島矢櫃中山北端に設置した標識
- 基点第 1 8 6 0 号 笠岡市北木島布越北東端に設置した標識
- 基点第 1 8 6 1 号 笠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識
- 基点第 1 8 6 2 号 笠岡市北木島中山防波堤突端に設置した標識
- 点ア 基点第 1 8 5 9 号から笠岡市西大島黒岩見通し線上
基点第 1 8 5 9 号から 2 0 0 メートルの点
- 点イ 基点第 1 8 6 0 号から浅口市寄島町寄島東端見通し
線上基点第 1 8 6 0 号から 2 0 0 メートルの点
- 点ウ 基点第 1 8 6 1 号から笠岡市大島東北端見通し線上
基点第 1 8 6 1 号から 2 0 0 メートルの点
- 点エ 基点第 1 8 6 2 号から笠岡市北木島獅子崎東端見通
し線上基点第 1 8 6 2 号から 2 0 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市北木島町

1 免許番号 岡共第 1 8 5 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

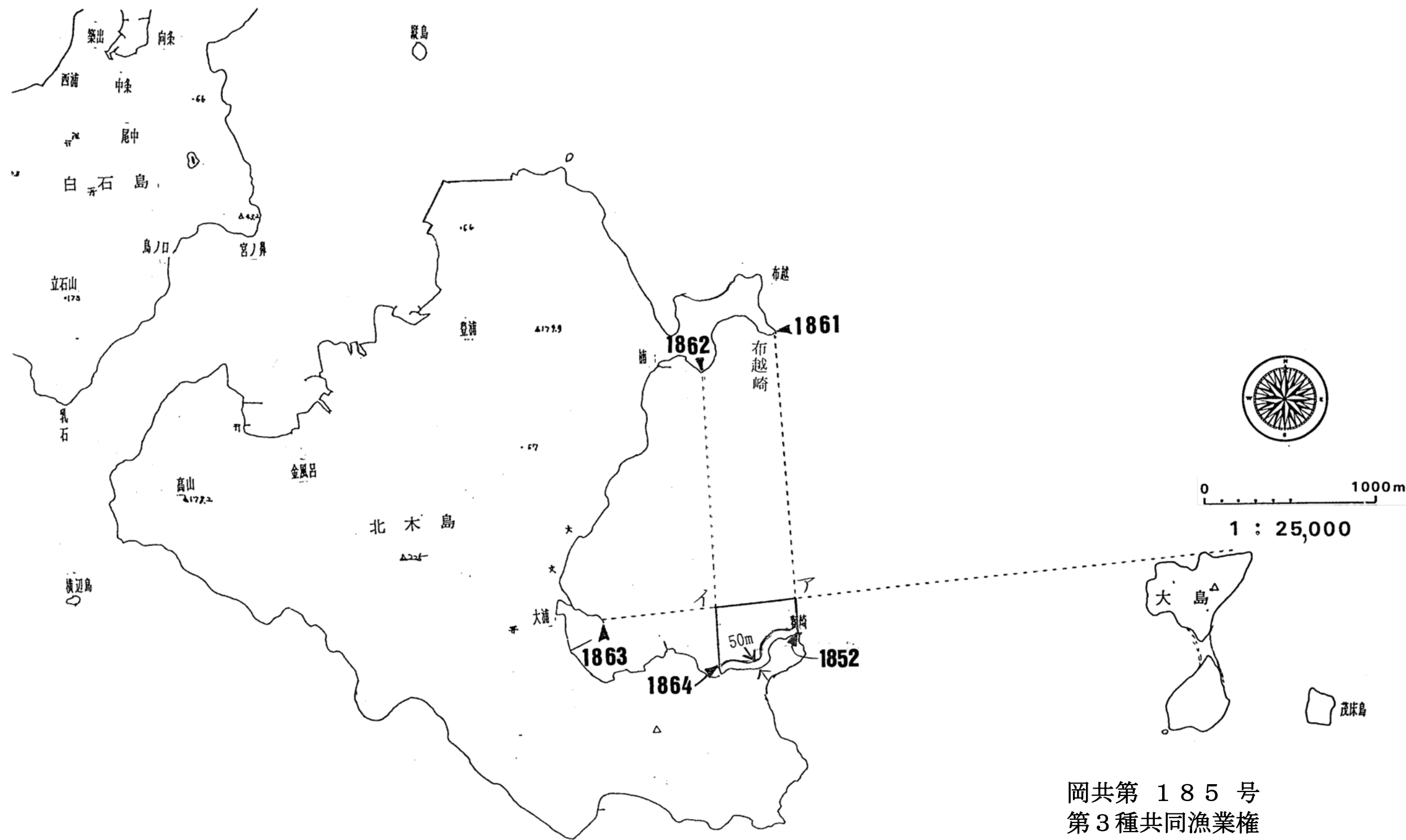
3 漁場の位置 笠岡市北木島町大浦地先

4 漁場の区域 基点第 1 8 5 2 号、点ア、イ及び基点第 1 8 6 4 号の各点を
順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線及び防波堤とによって囲
まれた区域。ただし、沖出し 5 0 メートルによって囲まれた区
域を除く。

点の位置

- 基点第 1 8 5 2 号 笠岡市北木島獅子崎突端に設置した標識
- 基点第 1 8 6 1 号 笠岡市北木島布越南東端ネコ岩に設置した標識
- 基点第 1 8 6 2 号 笠岡市北木島中山防波堤突端に設置した標識
- 基点第 1 8 6 3 号 笠岡市北木島大浦港北防波堤突端灯台に設置した標
識
- 基点第 1 8 6 4 号 笠岡市北木島長場防波堤突端に設置した標識
- 点ア 基点第 1 8 5 2 号から基点第 1 8 6 1 号見通し線
と、基点第 1 8 6 3 号から笠岡市大島北端見通し線と
の交差点
- 点イ 基点第 1 8 6 4 号から基点第 1 8 6 2 号見通し線
と、基点第 1 8 6 3 号から笠岡市大島北端見通し線と
の交差点

5 関係地区 笠岡市北木島町



問島

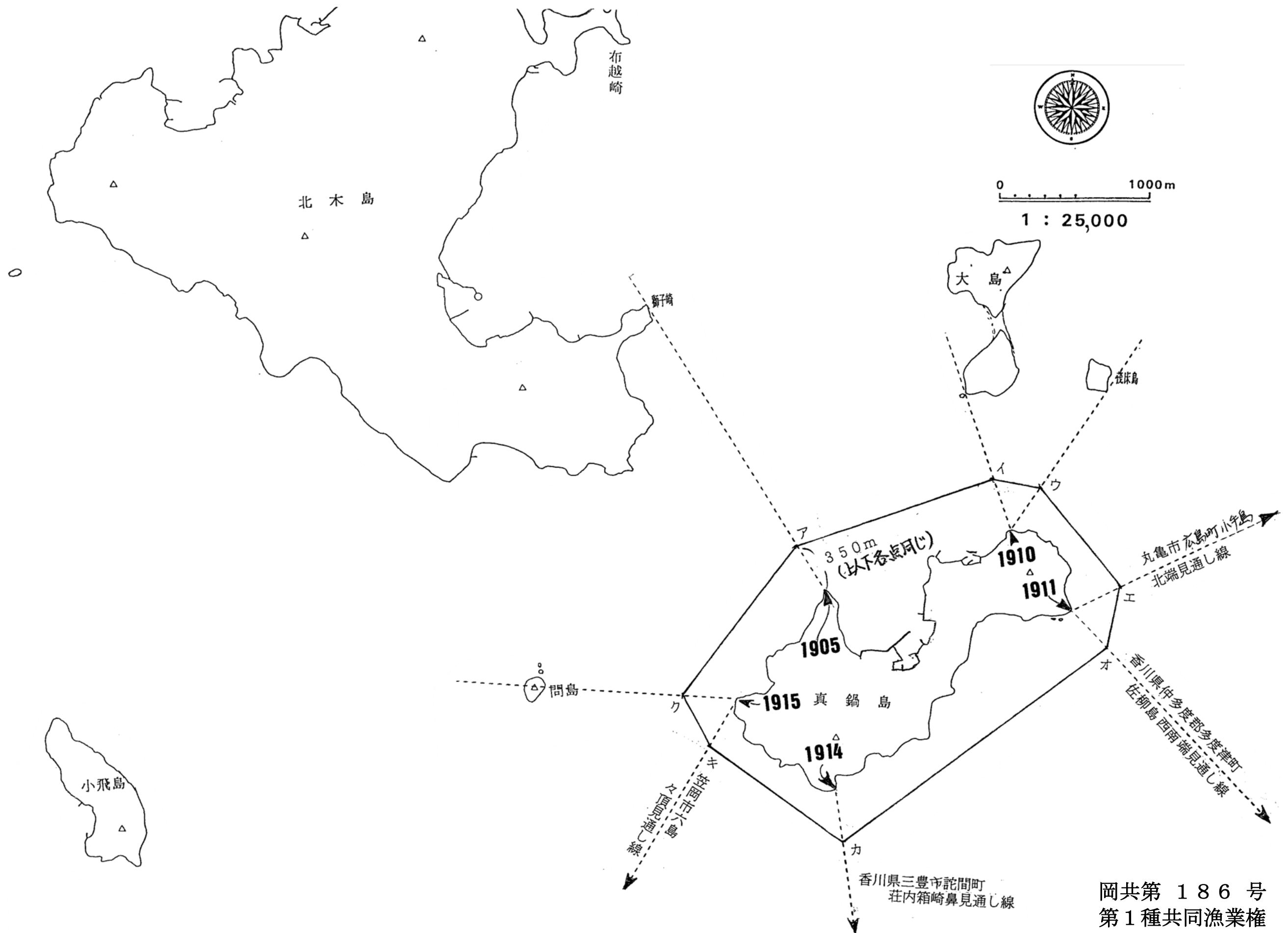
- 1 免許番号 岡共第186号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から3月31日まで
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで
うに漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。
点の位置
基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠
基点第1910号 笠岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識
基点第1911号 笠岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識
基点第1914号 笠岡市真鍋島尾鼻南端に設置した標識
基点第1915号 笠岡市真鍋島丸の鼻北西端に設置した標識
点ア 基点第1905号から笠岡市北木島獅子崎東端見通し線上基点第1905号から350メートルの点
点イ 基点第1910号から笠岡市大島南西端見通し線上基点第1910号から350メートルの点
点ウ 基点第1910号から笠岡市茂床島南端見通し線上基点第1910号から350メートルの点
点エ 基点第1911号から丸亀市小手島北端見通し線上基点1911号から350メートルの点
点オ 基点第1911号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島西南端見通し線上、基点第1911号から350メートルの点
点カ 基点第1914号から香川県三豊市詫間町荘内箱崎鼻突端見通し線上基点第1914号から350メートルの点
点キ 基点第1915号から笠岡市六島島頂見通し線上基点第1915号から350メートルの点
点ク 基点第1915号から笠岡市間島島頂見通し線上基点第1915号から350メートルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



岡共第 186 号
第 1 種共同漁業権

- 1

免許番号

岡共第187号
- 2

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第1種共同漁業

なまこ漁業

11月1日から3月31日まで

わかめ漁業

2月16日から9月30日まで

うに漁業

1月1日から12月31日まで
- 3

漁場の位置

笠岡市大島地先
- 4

漁場の区域

点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1905号

笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第1917号

笠岡市大島白石に設置した標識

基点第1918号

笠岡市大島州鼻南端に設置した標識

基点第1919号

笠岡市大島北東端に設置した標識

基点第1923号

笠岡市茂床島北端に設置した標識

点ア

基点第1917号から基点第1905号見通し線上

基点第1917号から350メートルの点

点イ

基点第1918号から香川県仲多度郡多度津町佐柳島北端見通し線上基点第1918号から1000メートルの点

点ウ

基点第1923号から丸亀市広島町小手島北端見通し線上基点1923号から450メートルの点

点エ

基点第1919号から丸亀市広島町小手島北端見通し線上基点1919号から350メートルの点

点オ

基点第1919号から笠岡市高島東端見通し線上点
- 5

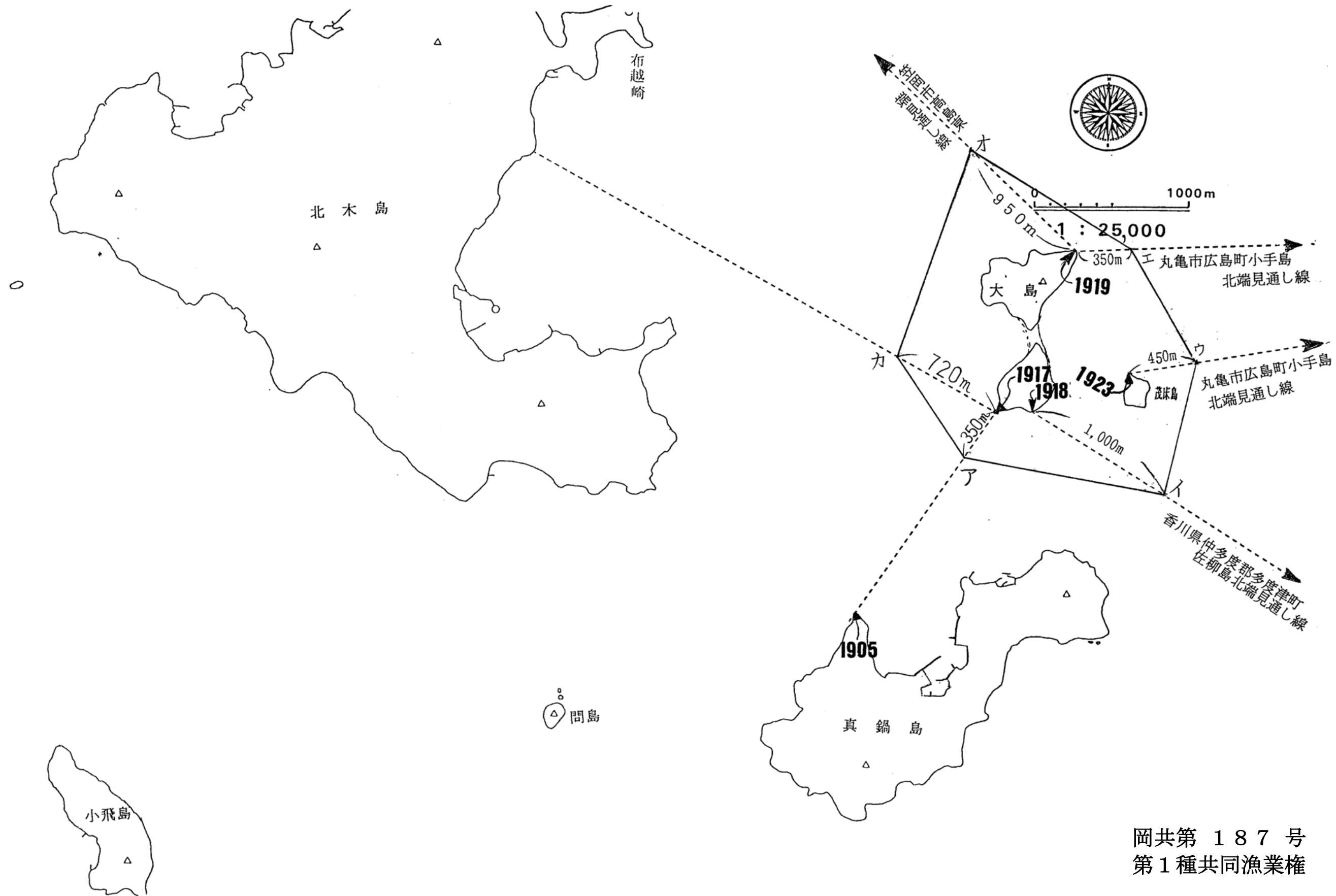
関係地区

笠岡市真鍋島、六島
- 第1919号から950メートルの点

点カ

基点第1917号から笠岡市北木島小浜の鼻見通し

線上基点第1917号から720メートルの点



岡共第 187 号
第 1 種共同漁業権

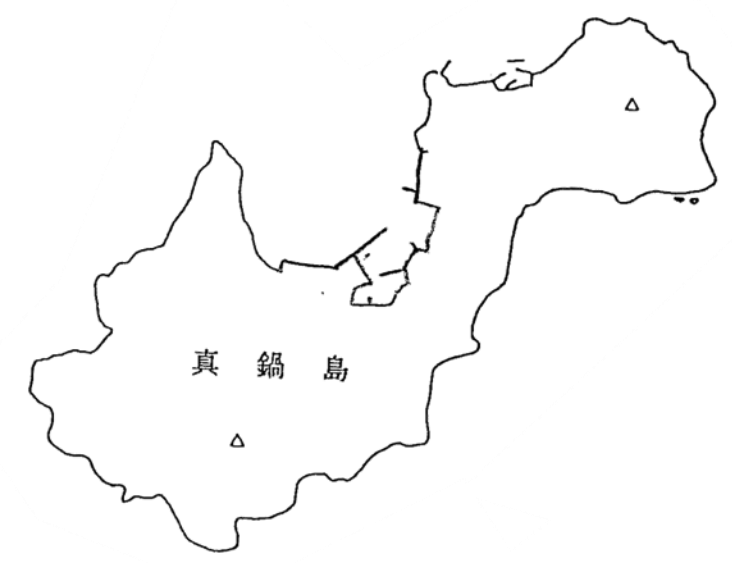
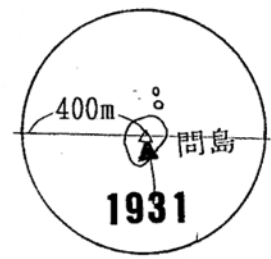
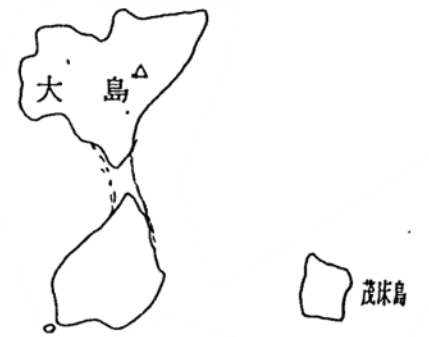
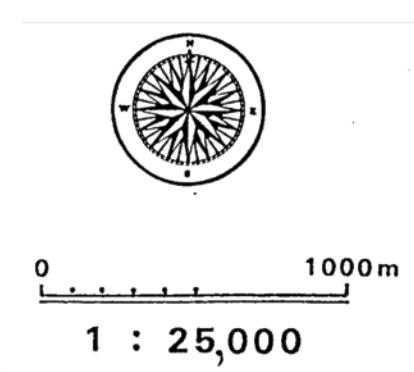
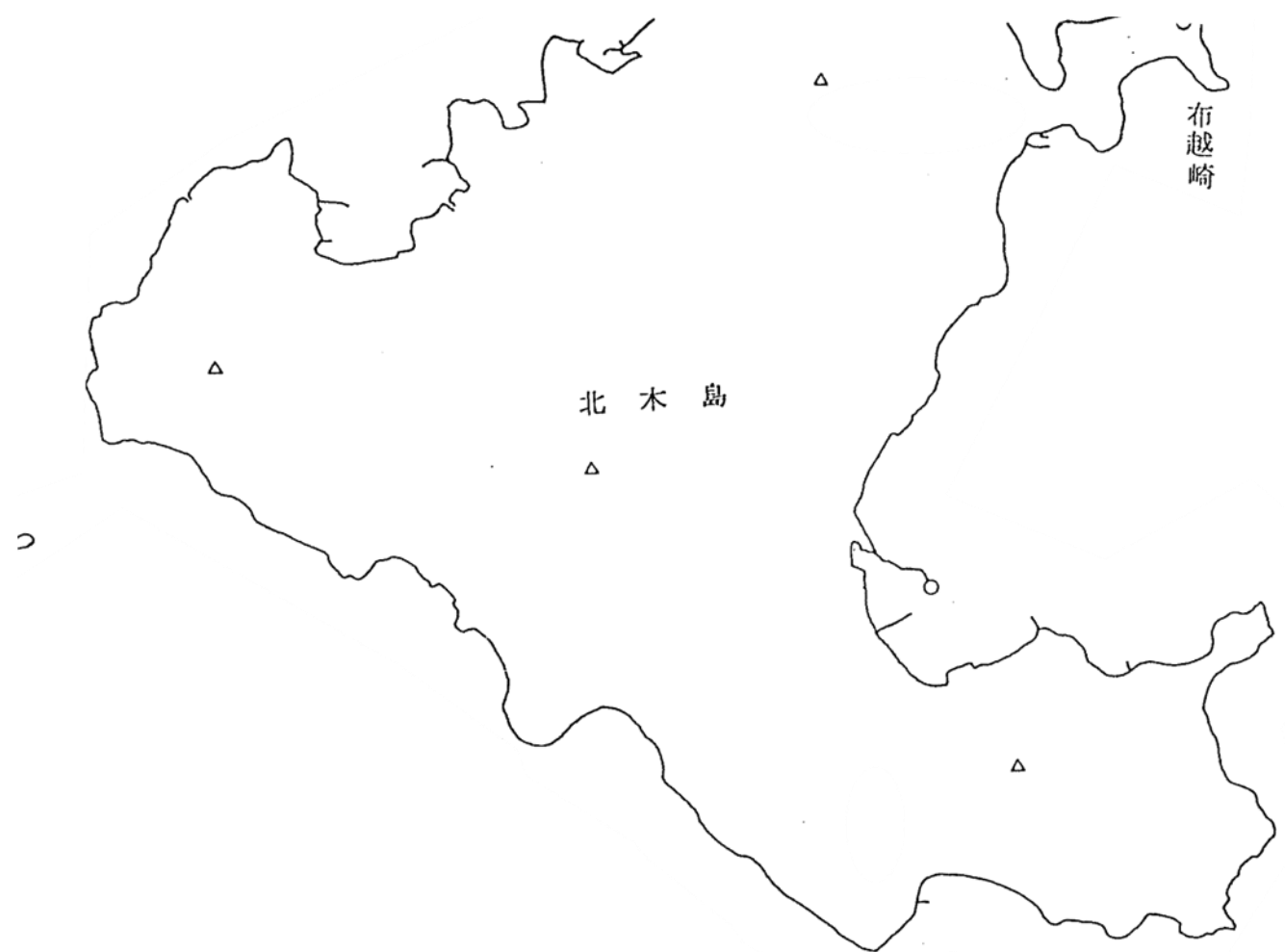
1 免許番号 岡共第188号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から3月31日まで
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで
うに漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市問島地先

4 漁場の区域 基点第1931号を中心にして半径400メートルの円と最
大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1931号 笠岡市問島島頂に設置した標識

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



岡共第 188 号
第1種共同漁業権

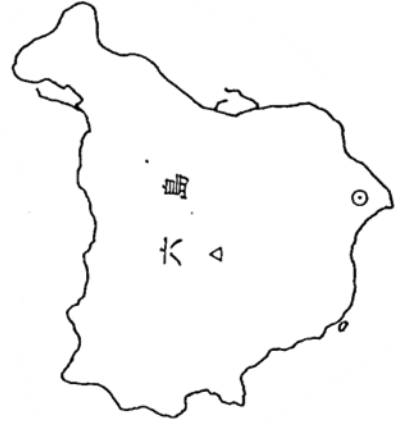
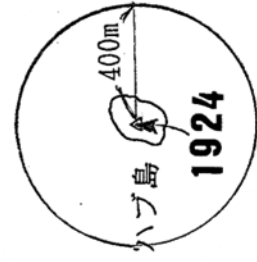
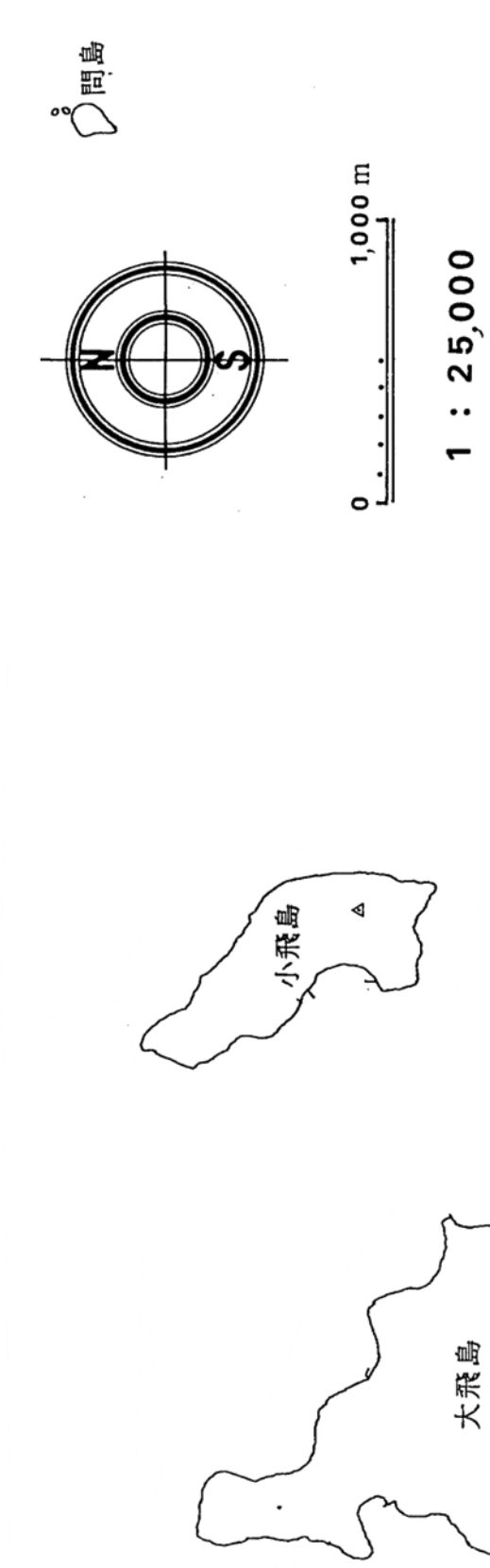
1 免許番号 岡共第189号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から3月31日まで
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで
うに漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市ハブ島地先

4 漁場の区域 基点第1924号を中心にして半径400メートルの円と最
大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第1924号 笠岡市ハブ島島頂に設置した標識

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



1 免許番号 岡共第190号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第1種共同漁業
なまこ漁業
11月1日から3月31日まで
わかめ漁業
2月16日から9月30日まで
うに漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次結んだ
7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、
河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識
- 基点第1926号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識
- 基点第1927号 笠岡市六島小六鼻突端に設置した標識
- 基点第1929号 笠岡市六島富山鼻南端に設置した標識
- 基点第1930号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識
- 点ア 基点第1925号から笠岡市問島東南端見通し線上
基点第1925号から350メートルの点
- 点イ 基点第1926号から香川県仲多度郡多度津町二面
島北端見通し線上基点第1926号から350メー
トルの点
- 点ウ 基点第1927号から香川県三豊市詫間町三崎灯台
見通し線上基点1927号から350メートルの点
- 点エ 基点第1927号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大
崎突端見通し線上基点1927号から350メートル

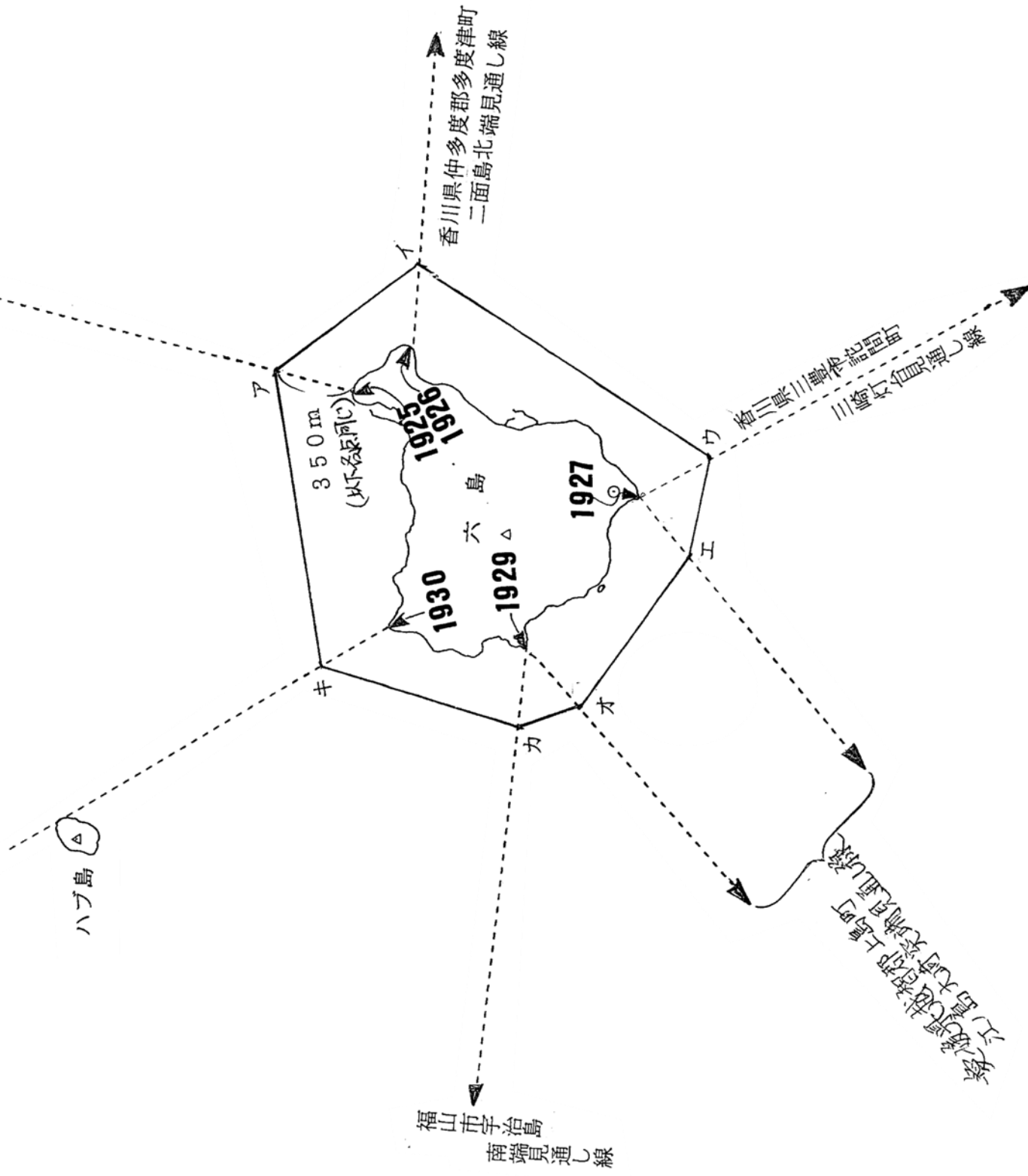
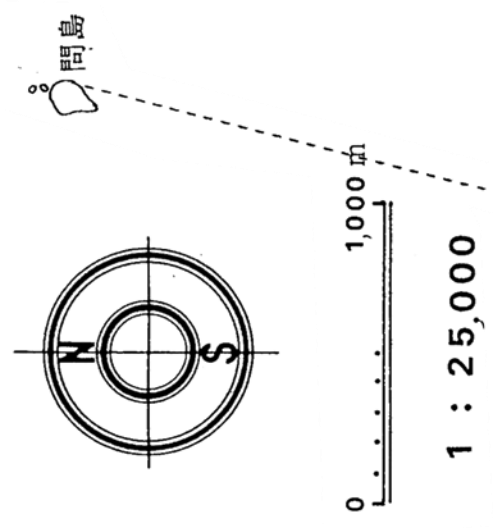
の点

点オ 基点第1929号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大
崎突端見通し線上基点1929号から350メー
トルの点

点カ 基点第1929号から福山市宇治島南端見通し線上
基点第1929号から350メートルの点

点キ 基点第1930号から笠岡市ハブ島北東端見通し線
上基点第1930号から350メートルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



岡共第 190 号
第 1 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 9 1 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点アの各点を順次結
んだ 8 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た
だし、河川、溝渠等の区域は除く。

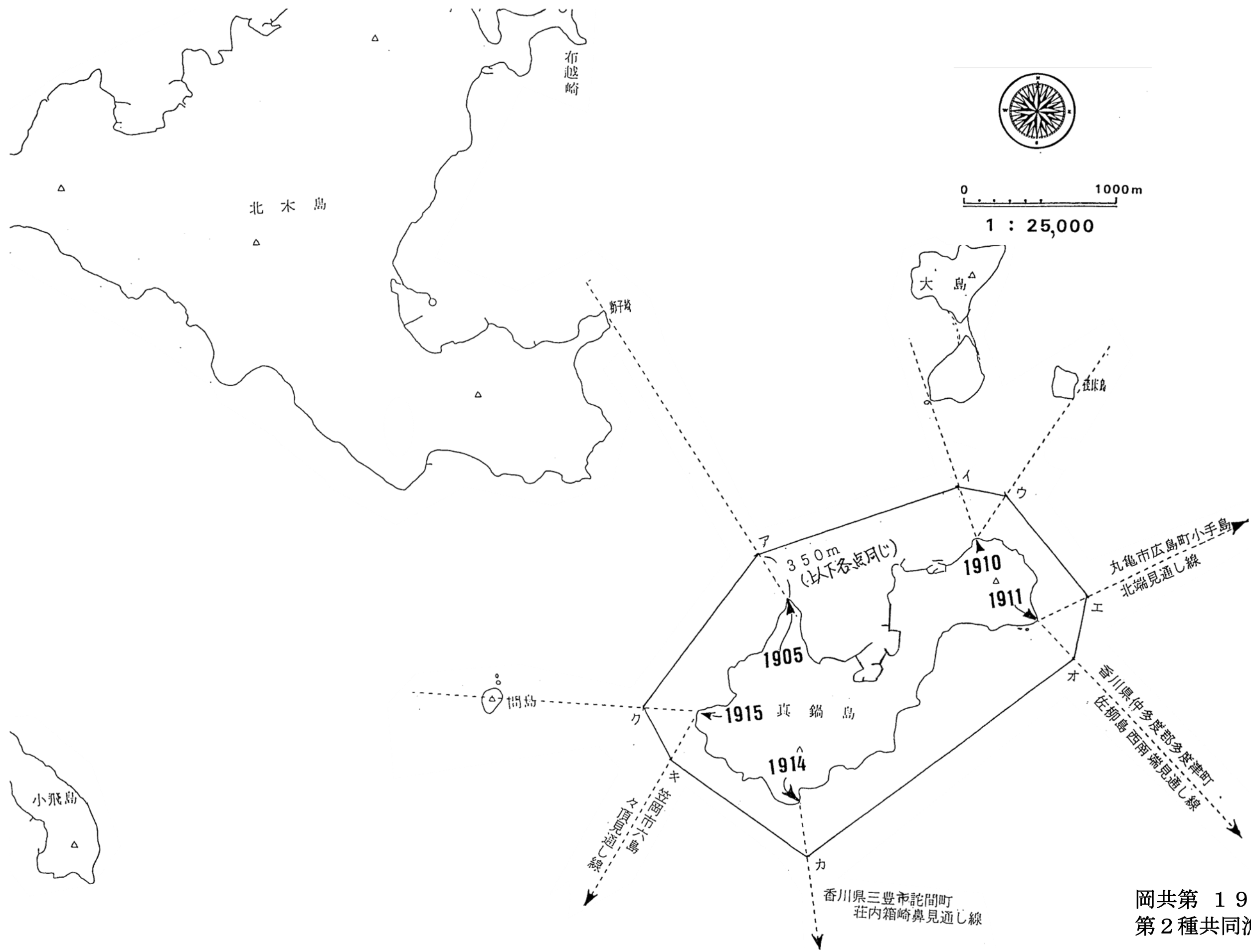
点の位置

- 基点第 1 9 0 5 号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠
- 基点第 1 9 1 0 号 笠岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識
- 基点第 1 9 1 1 号 笠岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識
- 基点第 1 9 1 4 号 笠岡市真鍋島尾鼻南端に設置した標識
- 基点第 1 9 1 5 号 笠岡市真鍋島丸の鼻北西端に設置した標識
- 点ア 基点第 1 9 0 5 号から笠岡市北木島獅子崎東端見通
し線上基点第 1 9 0 5 号から 3 5 0 メートルの点
- 点イ 基点第 1 9 1 0 号から笠岡市大島南西端見通し線上
基点第 1 9 1 0 号から 3 5 0 メートルの点
- 点ウ 基点第 1 9 1 0 号から笠岡市茂床島南東端見通し線
上基点 1 9 1 0 号から 3 5 0 メートルの点
- 点エ 基点第 1 9 1 1 号から丸亀市小手島北端見通し線上
基点 1 9 1 1 号から 3 5 0 メートルの点
- 点オ 基点第 1 9 1 1 号から香川県仲多度郡多度津町佐柳
島西南端見通し線上基点 1 9 1 1 号から 3 5 0 メー
トルの点
- 点カ 基点第 1 9 1 4 号から香川県三豊市詫間町荘内箱崎
鼻突端見通し線上基点第 1 9 1 4 号から 3 5 0 メー

ルの点

- 点キ 基点第 1 9 1 5 号から笠岡市六島島頂見通し線上基
点第 1 9 1 5 号から 3 5 0 メートルの点
- 点ク 基点第 1 9 1 5 号から笠岡市問島島頂見通し線上基
点第 1 9 1 5 号から 3 5 0 メートルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



岡共第 191 号
第 2 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第192号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市大島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第1917号 笠岡市大島白石に設置した標識

基点第1918号 笠岡市大島州鼻南端に設置した標識

基点第1919号 笠岡市大島北東端に設置した標識

基点第1923号 笠岡市茂床島北端に設置した標識

点ア 基点第1917号から基点第1905号見通し線上
基点第1917号から350メートルの点

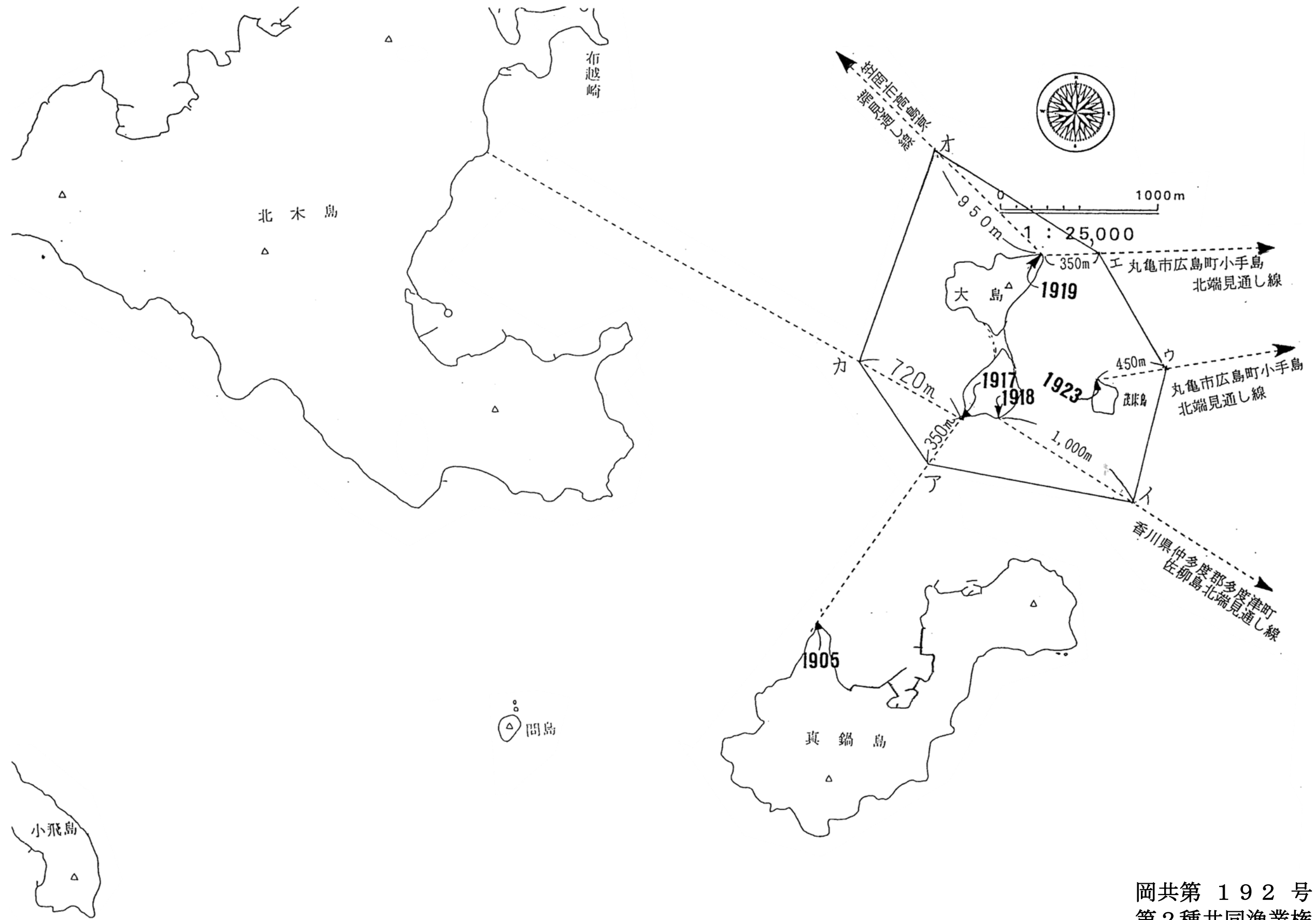
点イ 基点第1918号から香川県仲多度郡多度津町佐柳
島北端見通し線上基点第1918号から1000メー
トルの点

点ウ 基点第1923号から丸亀市広島町小手島北端見通
し線上基点1923号から450メートルの点

点エ 基点第1919号から丸亀市広島町小手島北端見通
し線上基点1919号から350メートルの点

点オ 基点第1919号から笠岡市高島東端見通し線上基
点1919号から950メートルの点

点カ 基点第1917号から笠岡市北木島小浜の鼻見通し
線上基点1917号から720メートルの点



岡共第 192 号
第 2 種共同漁業権

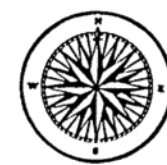
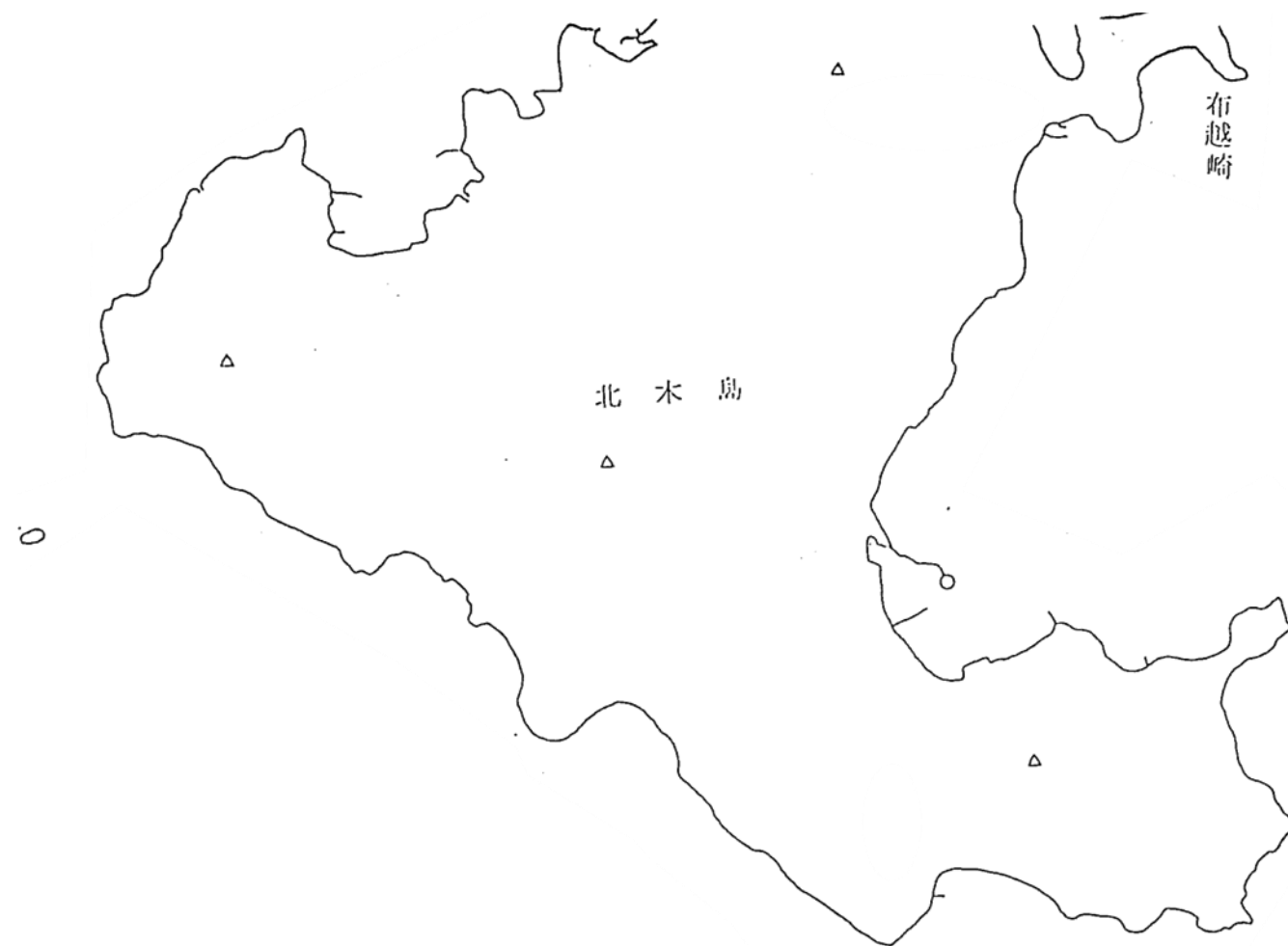
1 免許番号 岡共第 1 9 3 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市問島地先

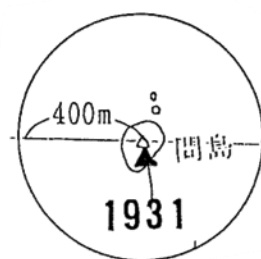
4 漁場の区域 基点第 1 9 3 1 号を中心にして半径 4 0 0 メートルの円と最
大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 9 3 1 号 笠岡市問島島頂に設置した標識

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



0 1000m

1 : 25,000



岡共第 193 号
第 2 種共同漁業権

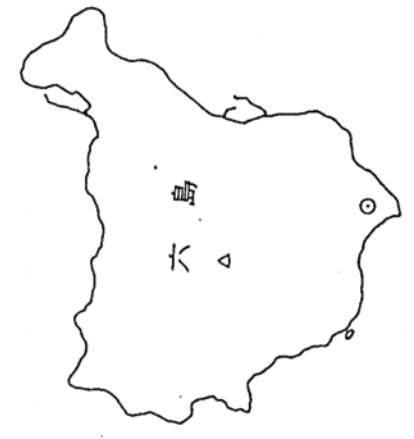
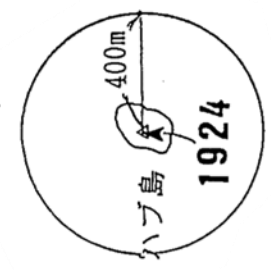
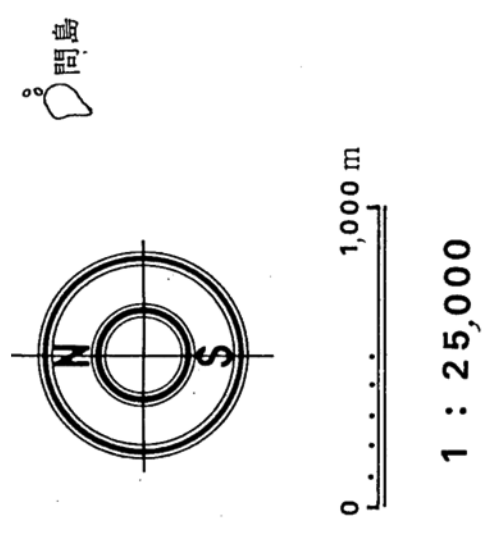
1 免許番号 岡共第 1 9 4 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 2 種共同漁業
つば網漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市ハブ島地先

4 漁場の区域 基点第 1 9 2 4 号を中心にして半径 4 0 0 メートルの円と最
大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
点の位置
基点第 1 9 2 4 号 笠岡市ハブ島島頂に設置した標識

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



1 免許番号 岡共第195号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第2種共同漁業
つば網漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島地先

4 漁場の区域 点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次結んだ
7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、
河川、溝渠等の区域は除く。

点の位置

- 基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識
- 基点第1926号 笠岡市六島大島鼻突端に設置した標識
- 基点第1927号 笠岡市六島小六鼻突端に設置した標識
- 基点第1929号 笠岡市六島富山鼻南端に設置した標識
- 基点第1930号 笠岡市六島唐サギ突端に設置した標識

点ア 基点第1925号から笠岡市間島東南端見通し線上
基点第1925号から350メートルの点

点イ 基点第1926号から香川県仲多度郡多度津町二面
島北端見通し線上基点第1926号から350メー
トルの点

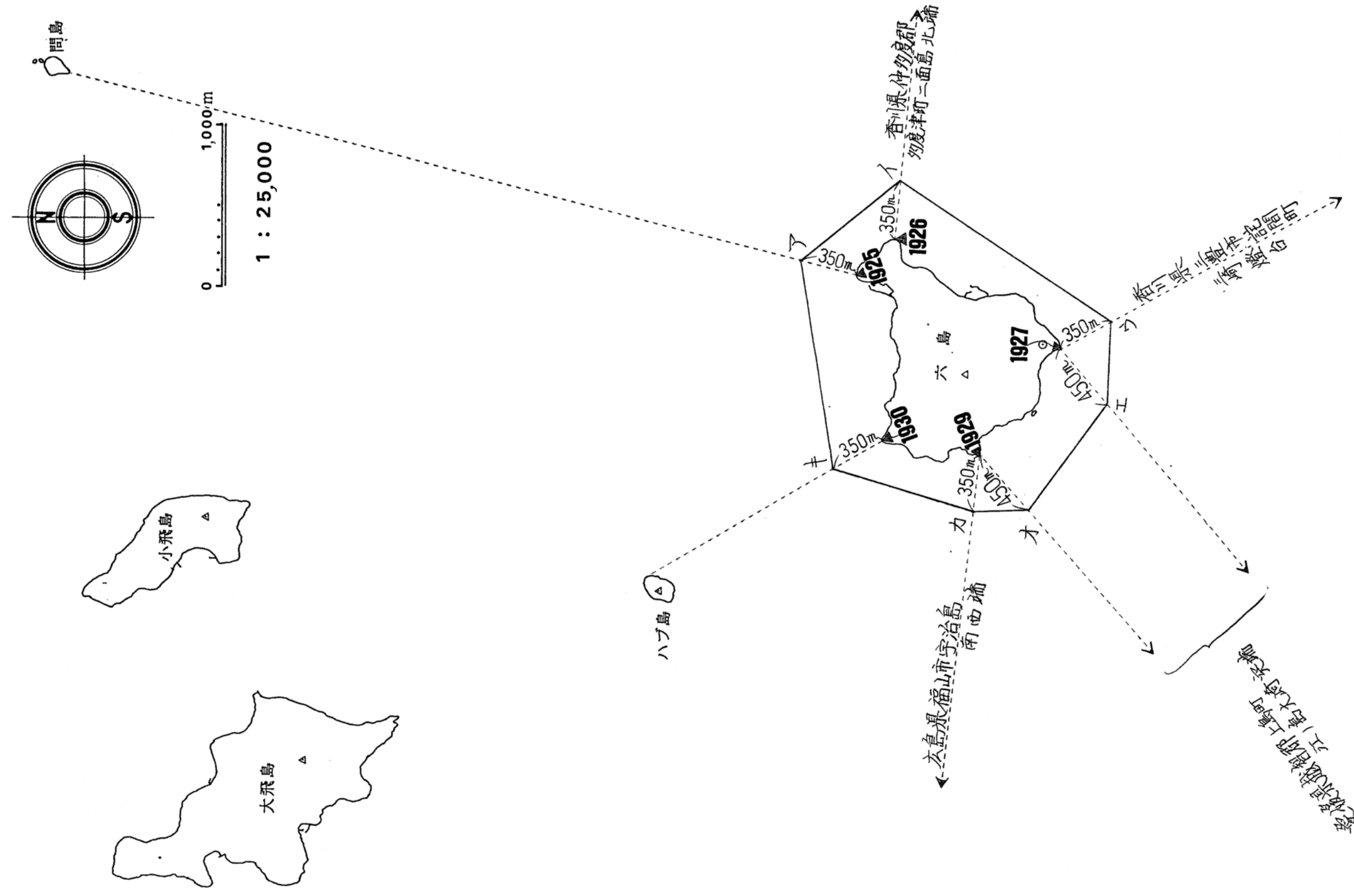
点ウ 基点第1927号から香川県三豊市詫間町三崎灯台
見通し線上基点第1927号から350メートルの点

点エ 基点第1927号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大
崎突端見通し線上基点1927号から450メー
トルの点

点オ 基点第1929号から愛媛県越智郡上島町江ノ島大
崎突端見通し線上基点1929号から450メー
トルの点

点カ 基点第1929号から福山市宇治島南西端見通し線
上基点1919号から350メートルの点
点キ 基点第1930号から笠岡市ハブ島北東端見通し線
上基点1930号から350メートルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



1 免許番号 岡共第196号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島本浦地先

4 漁場の区域 基点第1905号、点ア、イ、ウ及び基点第1904号の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし最大高潮時海岸線沖出し50メートルの線によって囲まれた区域を除く。

点の位置

基点第1784号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識

基点第1903号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港本浦地区東防波堤基部に設置した標識

基点第1904号 笠岡市真鍋島嫁取松下の大石に設置した標識

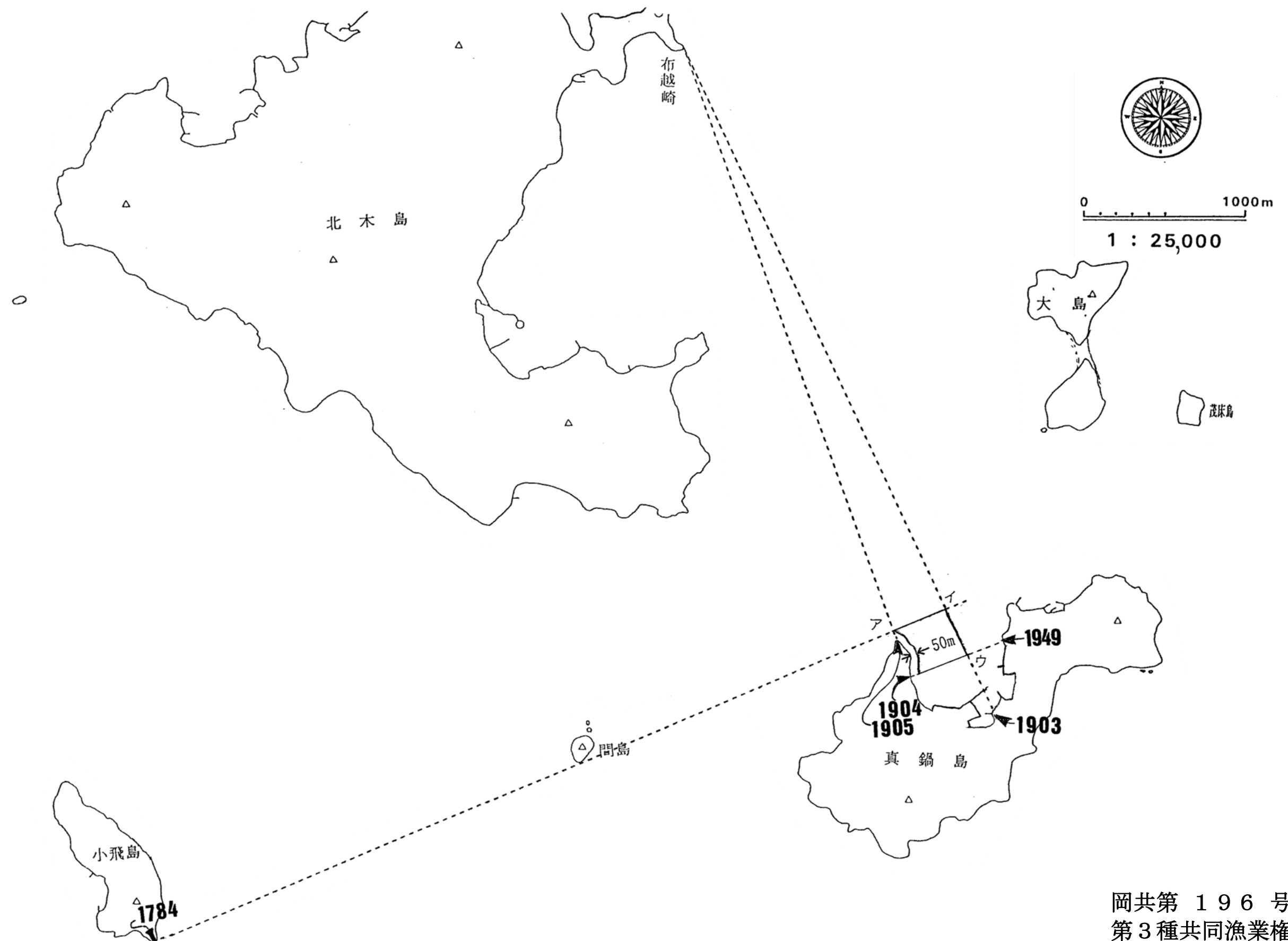
基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠

基点第1949号 笠岡市真鍋島床の鼻に設置した標識

点ア 基点第1784号から笠岡市問島南端見通し延長線と、基点第1905号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点

点イ 基点第1784号から笠岡市問島南端見通し延長線と、基点第1903号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点

点ウ 基点第1904号から基点第1949号見通し線と、基点第1903号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点



岡共第 196 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第197号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島本浦地先

4 漁場の区域 次に掲げる（1）の区域のうち（2）に掲げる区域を除いた区域

（1）基点第1903号、第1948号、点イ、ウ及び基点第1908号の各点を順次結んだ4直線と防波堤並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線沖出し50メートルの線によって囲まれた区域及び点エと点オを結んだ直線以南の岩坪漁港の区域を除く。

点の位置

- 基点第1784号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識
- 基点第1902号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港北東新防波堤基部に設置した標識
- 基点第1903号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港本浦地区東防波堤基部に設置した標識
- 基点第1905号 笠岡市真鍋島天神鼻灯籠
- 基点第1908号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港岩坪地区西防波堤突端に設置した標識
- 基点第1917号 笠岡市大島白石に設置した標識
- 点ア 基点第1784号から笠岡市問島南端見通し延長線上と、基点第1903号から笠岡市北木島布越東端見通し線との交差点
- 点イ 基点第1784号から笠岡市問島南端見通し延長線上点アから100メートルの点

点ウ 基点第1784号から笠岡市問島南端見通し延長線と、基点第1908号から基点第1917号見通し線との交差点

点エ 笠岡市真鍋島真鍋島漁港岩坪地区西新防波堤突端

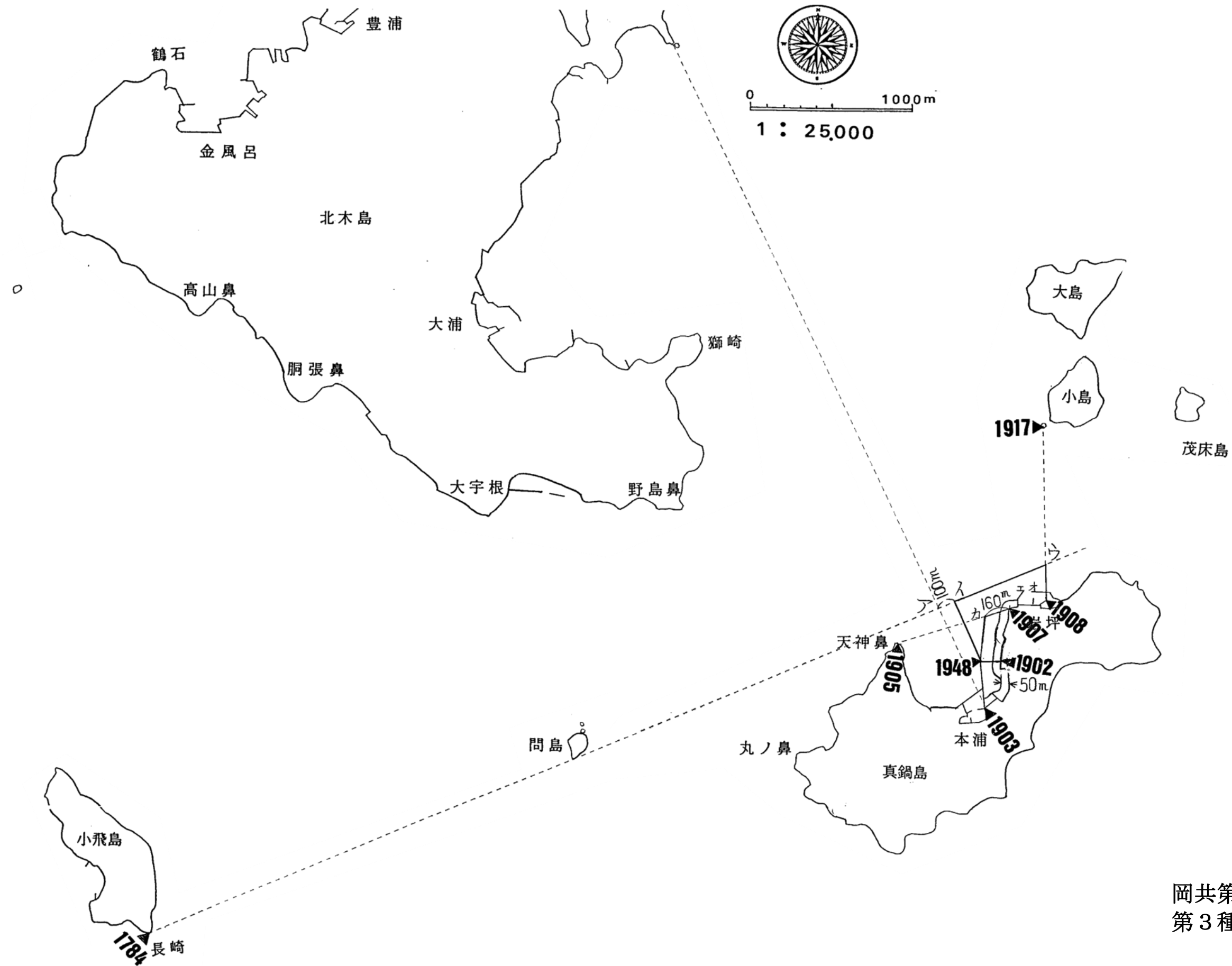
点オ 笠岡市真鍋島真鍋島漁港岩坪地区東新防波堤突端

（2）基点第1948号、点カ及び基点第1907号と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点第1907号 笠岡市真鍋島宮ノ鼻突端に設置した標識
- 基点第1948号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港北東防波堤突端に設置した標識
- 点カ 基点第1907号から基点第1905号見通し線上基点第1907号から160メートルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



岡共第 197 号
第 3 種共同漁業権

1 免許番号 岡共第 1 9 8 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

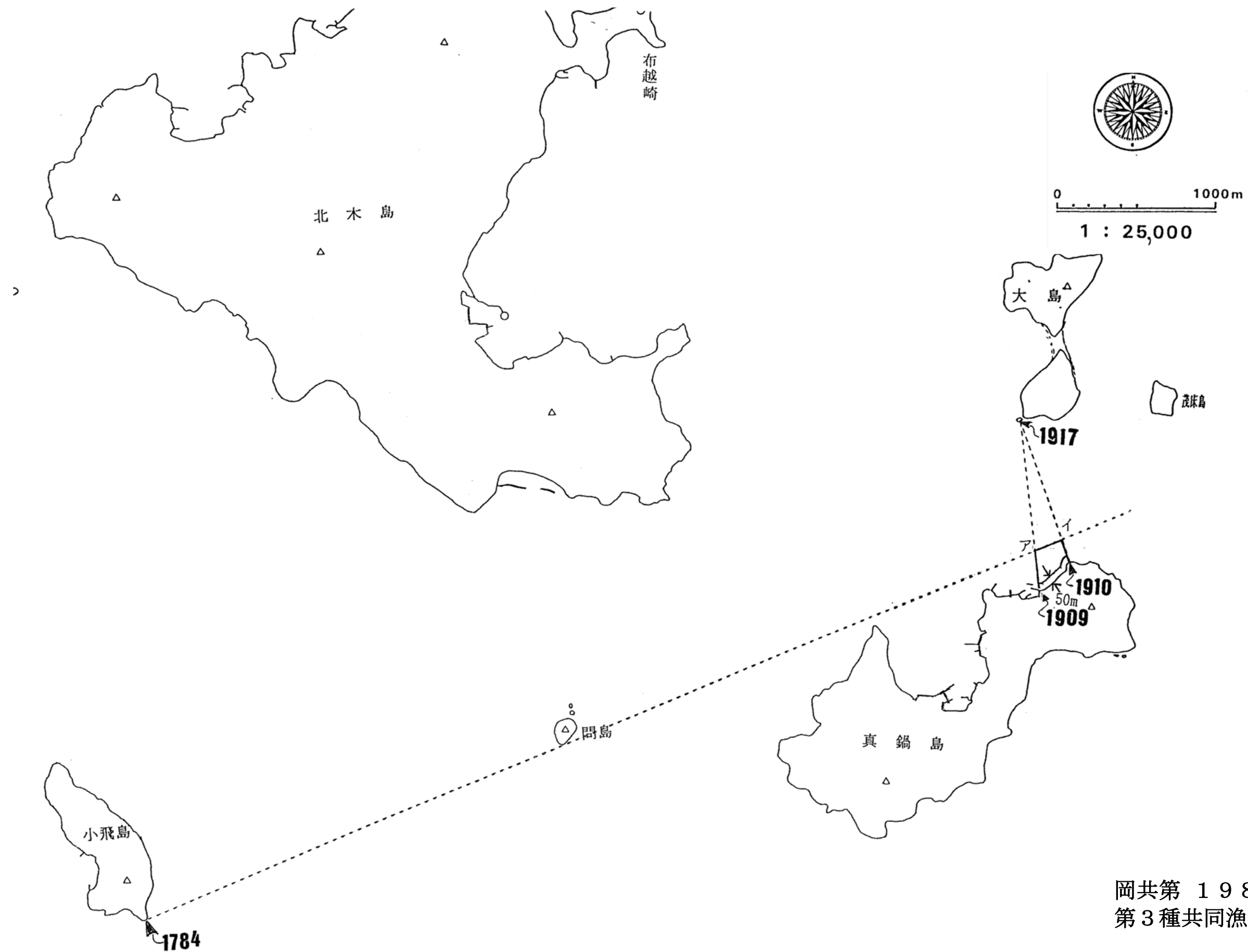
3 漁場の位置 笠岡市真鍋島岩坪地先

4 漁場の区域 基点第 1 9 0 9 号、点ア、イ及び基点第 1 9 1 0 号の各点を
順次順次結んだ 3 直線によって囲まれた区域。ただし、最大高
潮時海岸線沖出し 5 0 メートルの線によって囲まれた区域を除
く。

点の位置

- 基点第 1 7 8 4 号 笠岡市小飛島南端長崎に設置した標識
- 基点第 1 9 0 9 号 笠岡市真鍋島真鍋島漁港岩坪地区火の見やぐら
- 基点第 1 9 1 0 号 笠岡市真鍋島大明神鼻に設置した標識
- 基点第 1 9 1 7 号 笠岡市大島白石に設置した標識
- 点ア 基点第 1 7 8 4 号から笠岡市問島南端見通し延長線
と、基点第 1 9 0 9 号から基点第 1 9 1 7 号見通し線
との交差点
- 点イ 基点第 1 7 8 4 号から笠岡市問島南端見通し延長線
と、基点第 1 9 1 0 号から基点第 1 9 1 7 号見通し線
との交差点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



1 免許番号 岡共第 1 9 9 号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第 3 種共同漁業
つきいそ漁業
1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

3 漁場の位置 笠岡市真鍋島東南地先

4 漁場の区域 基点第 1 9 1 1 号、点ア及び基点第 1 9 1 2 号の各点を順次
結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。た
だし、最大高潮時海岸線沖出し 5 0 メートルの線によって囲ま
れた区域を除く。

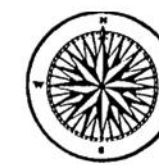
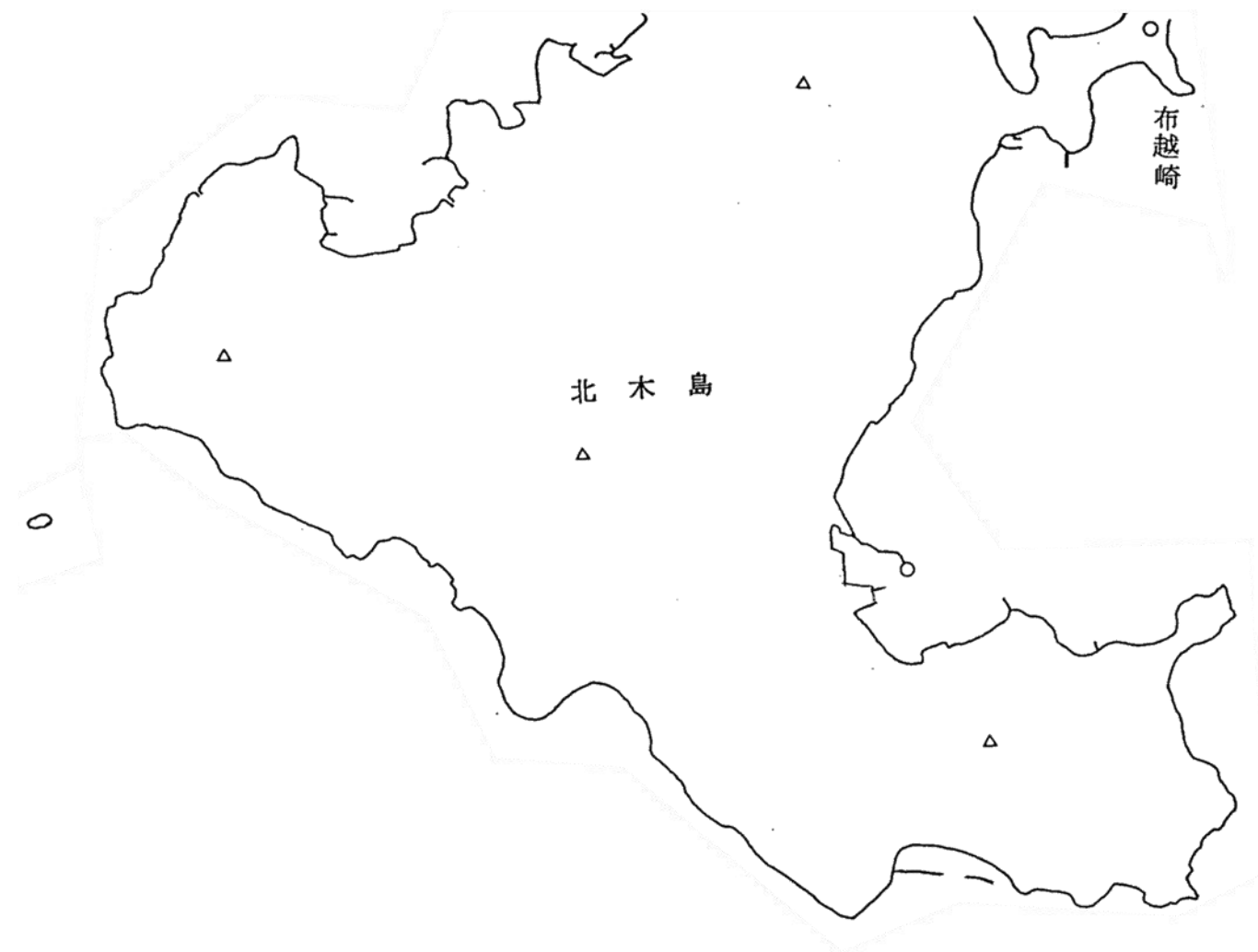
点の位置

基点第 1 9 1 1 号 笠岡市真鍋島去浜鼻突端に設置した標識

基点第 1 9 1 2 号 笠岡市真鍋島焼場の鼻南端に設置した標識

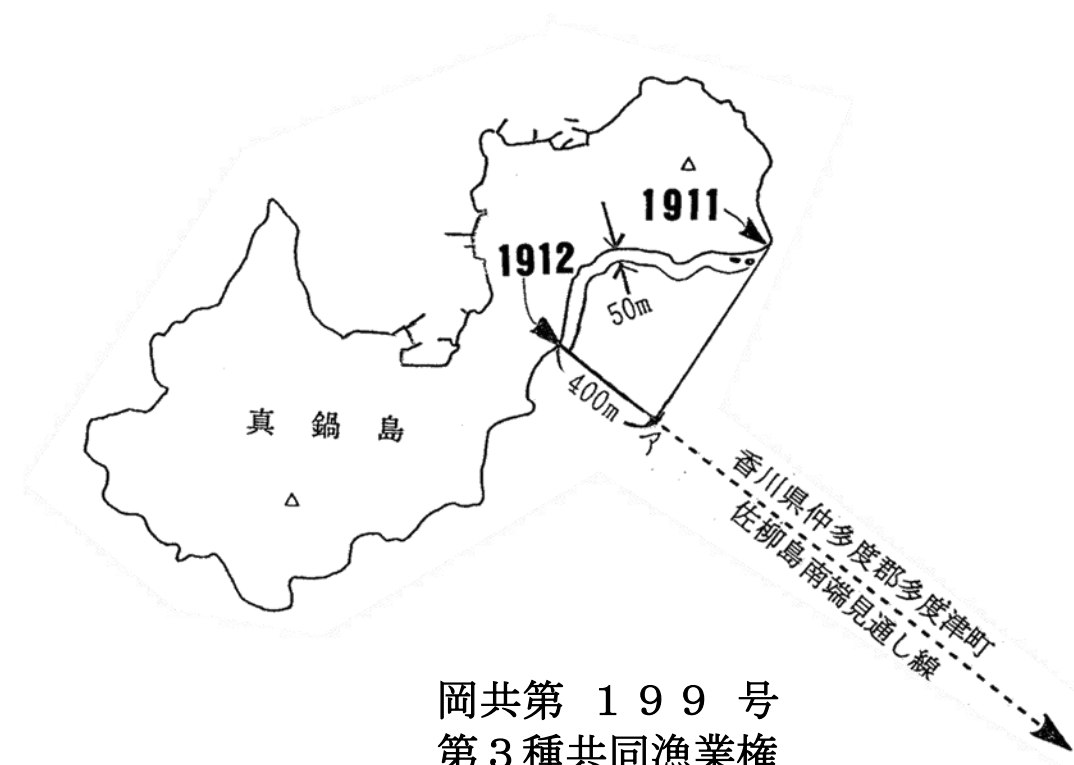
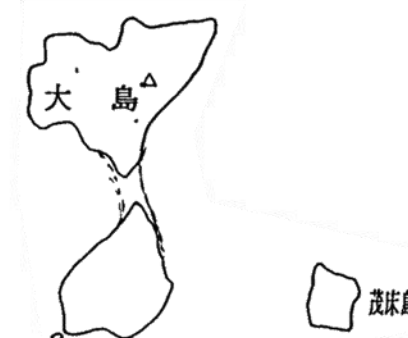
点ア 基点第 1 9 1 2 号から香川県仲多度郡多度津町佐柳
島南端見通し線上基点第 1 9 1 2 号から 4 0 0 メー
トルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



0 1000m

1 : 25,000



岡共第 199 号
第 3 種共同漁業権

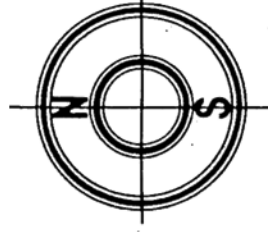
1 免許番号 岡共第200号

2 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
第3種共同漁業
つきいそ漁業
1月1日から12月31日まで

3 漁場の位置 笠岡市六島地先

4 漁場の区域 基点第1925号、点ア、イ及び基点第1925号の各点を
順次結んだ3直線によって囲まれた区域。ただし、最大高潮時
海岸線沖出し50メートルの線によって囲まれた区域を除く。
点の位置
基点第1925号 笠岡市六島笠松鼻突端に設置した標識
点ア 基点第1925号から笠岡市小飛島東端見通し線上
基点第1925号から150メートルの点
点イ 基点第1925号から笠岡市真鍋島丸の鼻突端見通
し線上基点第1925号から150メートルの点

5 関係地区 笠岡市真鍋島、六島



0 1,000 m

1 : 25,000



ハブ島

